

文革後中国における 大学院教育

高等教育研究叢書

69 2002年3月

南部 広孝 編



広島大学

高等教育研究開発センター

文革後中国における大学院教育

南部 広孝 編

広島大学 高等教育研究開発センター

はしがき

文化大革命（以下、文革と略）終結後、1970年代末に「4つの現代化」政策を掲げた中国では、その実施の基盤となる人材の養成が急がれた。特に専門知識をもった高等専門人材の需要は大きく、高等教育分野はいち早く整備・拡充が進められた。なかでも大学院教育に関しては、文革終結後速やかに学生募集が再開され、1980年代半ばまでには、中華人民共和国成立後では初めての学位に関する法規（「中華人民共和国学位条例」）が制定されたのをはじめ、大学院教育の基本的枠組みが確立された。その後は、管理体制の整備や大学院教育の多様化、評価活動の積極的な展開などさまざまな取り組みが進められている。また、とりわけ近年の大学院生の量的拡大はめざましく、2000年には大学院課程の在学者総数が30万人を超えるまでになっている。この大学院生の絶対数を指標とするなら、中国の大学院教育はすでにわが国を上回る規模となっている。

中国の大学院教育ではさまざまな取り組みが進められており、その規模も上述のように相当大きなものとなっている。しかしこれまでわが国では、中国の大学院教育を対象とした研究はほとんどおこなわれてこなかった。中国の大学院教育を主たる対象とした日本語文献としてはわずかに、マーク・シデル（大塚豊訳）「中国の大学院教育：新しい歩み、新しい挑戦」（馬越徹編『アジアの高等教育』（大学研究ノート第69号）広島大学大学教育研究センター、1987年）や兪岳青「大学院教育」（北京大学高等教育科学研究所（大塚豊訳）『中国の高等教育改革』（高等教育研究叢書33）広島大学大学教育研究センター、1995年）程度があるのみである。前者は文革終結後の再開期における大学院教育の状況を検討し、後者は1990年代前半における変化のいくつかを取り上げて分析しているが、どちらも文革終結から現在までの大学院教育の全体像を示したものとはなっていない。しかも、これらはどちらも海外研究者の執筆である。一方、国際比較の視点から大学院教育を分析した先行研究でも、中国が対象として取り上げられたことはない。

しかし現在、文革終結から現在に至る中国における大学院教育の整備や拡大状況、さまざまな取り組みについて検討することは、以下の点からその必要性が高まっている。まず第1に、中国の高等教育システムを考えるうえで大学院教育を理解することはますます不可欠になってきている。中国では近年、「粗就学率」と呼ばれる高等教育在学者の比率を公表するようになったが、この在学者には大学院生も含まれている。このことは大学院教育が高等教育システムを構成する部分として明確に位置づけられていることを示しており、大学院教育の展開や現状を知らなければ、中国の高等教育システム全体を把握することは困難になりつつある。第2に、今後わが国における大学院教育のあり方を考えるうえで、中国の経験や取り組みは有益な示唆を与えることが期待される。これまでの研究では、欧米の主要国が合わせ鏡として用いられてきたが、大学院教育をとらえる枠組みを構築し

たり、わが国の大学院教育におけるさまざまな課題を考えたりする際に、それ以外の国の事例を包含することによって、新たな視点やより多様な選択肢を提供することができるにちがいない。そして、中国は、規模の面や取り組みの多様さという点で、有力な対象になると考えられる。第3に、現在約4万4000人いる中国人留学生のなかには当然、中国で大学院教育を受けてから日本に来た者も含まれている。効果的な教育をおこなうためには留学生の教育的背景を理解することが必要であり、そのためには彼らが中国で受けた大学院教育について知ることは重要である。このような理由から、本書を刊行することにした。

本書では、文革後中国における大学院教育と、大学院教育に非常に密接に関連する学位制度を扱っている。全体の構成は以下のとおりである。第1章から第3章まではまず、全体的な状況として制度化の過程、量的拡大、管理体制について整理している。第4章から第6章は、入学、カリキュラム、卒業後の進路という大学院生がたどるプロセスを、具体的な事例をふまえながら検討している。最後の第7章は、学位制度の変遷と、学位の種類、学位取得ルートが多様化を取り上げている。そして巻末には、大学院教育に関する統計資料を附している。

本書が、中国における大学院教育を理解するためだけでなく、中国高等教育システム全体を分析するうえでの、またわが国の大学院教育におけるさまざまな課題を考えるうえでの手がかりとなれば幸いである。

2001年11月

編者 南部 広孝

目 次

はしがき

第1章	大学院教育の制度化	1
第2章	大学院教育の量的拡大	19
第3章	大学院教育及び学位の管理体制	29
第4章	大学院課程への入学	41
第5章	カリキュラム	50
第6章	卒業後の進路	62
第7章	学問学位と専門職学位	72
[資料]	基本統計	85

第1章 大学院教育の制度化

南部 広孝

中国では、20世紀の初めに法的に大学院レベルの教育が導入されて以降、紆余曲折を経ながら大学院教育が進められてきた。文化大革命（以下、文革と略）期には一時中断したものの、文革終結後には量的に大きく拡大するとともに、さまざまな面について整備がおこなわれ、大学院教育の制度化が進んでいる。本章の目的は、中国におけるこのような大学院教育の制度化の過程を、主として法規にもとづきながら明らかにすることである。

1. 中国における大学院教育の始まり

中国における大学院教育は、法規上は1902年の「欽定学堂章程」のなかに「大学院」段階が規定されたのが始まりである。しかし「欽定学堂章程」はほとんど実施されないままに終わり、1904年に改めて「奏定学堂章程」が制定された。このなかの「大学堂章程」で「通儒院」を設けることが規定された。修業年限は5年以内で、学術的あるいは応用的に新しい成果を出すことが卒業の条件とされていた⁽¹⁾。

このように法的には清末期にすでに規定がみられ、中華民国となった1912年の「大学令」でも「学術の蘊奥を研究する」ことを目的とした「大学院」の設置が謳われたものの⁽²⁾、実際に大学院教育がスタートしたのは、北京大学に「研究所」が設けられた1918年だとされる⁽³⁾。この後清華大学や廈門大学、中山大学などにも大学院教育をおこなう機関が設けられた。1935年には、「学位授予法」や「学位分級細則」、「碩士学位考試細則」など学位に関する一連の法規が公布された。しかし、1935年から1949年までの間に碩士学位を得た者は200名余りで、博士学位を得た者はいなかった⁽⁴⁾。

中華人民共和国成立から文革開始までの時期には、新しい社会主義国家にふさわしい大学院教育のあり方が模索された。この時期には、第7章で考察しているように、学位制度の導入が何度か検討されたが実現せず、大学院教育は学位制度とは結びつかなかった。

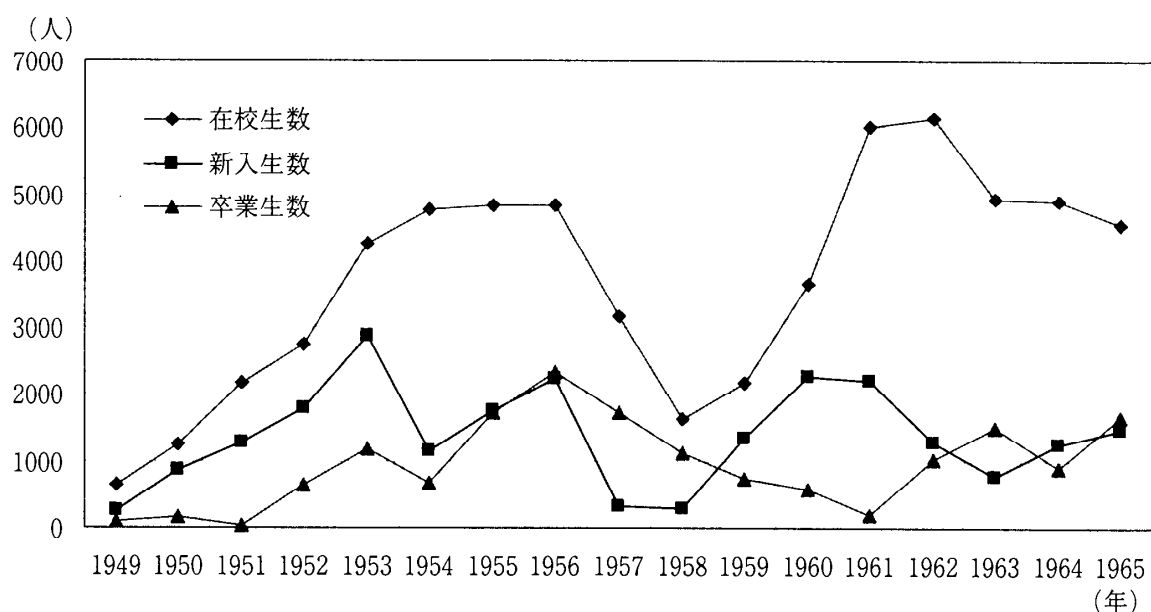
1951年に公布された政務院の「關於改革学制的決定」では、高等教育機関は修業年限が2年以上の「研究部」を設け、中国科学院やその他の研究機構と協力して大学教員と研究者を養成するとされた⁽⁵⁾。そしてこの規定を具体化して制定された「高等学校培養研究生暫行辦法（草案）」（1953年、以下「暫行辦法」と略）において、旧ソ連の専門家を招聘している高等教育機関と条件のかなり整った高等教育機関は等しく大学院生養成の任務を担うこととされた。大学院生が到達すべき目標としては、2年ないし3年の学習を経て、自らの専門のうち1、2科目を教えうるとともに一定の科学研究能力を有することが求められた。入学の対象として、高等教育機関の一般の卒業生で高等教育部（当時）から派遣

された者や試験に合格した者の他，高等教育部から派遣された高等教育機関の助教（日本の助手に相当）が特に挙げられている。大学院生は教学研究組（室）に所属して，教学計画にしたがって関連する教学内容や教学方法の研究，討論に参加することになっており，指導教師は旧ソ連の専門家か教学研究組（室）が選んだ教授，副教授が担当するとされた。そして，卒業試験に合格するか，もしくは卒業論文の口頭試問に通過すれば修了証書が与えられた⁽⁶⁾。

これに対して1963年に公布された「高等学校培養研究生工作暫行条例（草案）」では，いくつかの点が上記「暫行辦法」と異なっていた。まず募集対象は，進歩的な思想を持ち，業務が優れていて健康な35歳以下の者とのみ規定された。大学院生の養成においても，養成計画を作成することが求められ，政治理論科目，外国語，専門基礎科目及び専門科目，卒業論文の作成それぞれが必要とする時間，到達目標，指導の方式，審査の時期や方法等を具体的に規定することとされた。学制は，全日制の場合には3年，在職で学習を進める場合は4年とされた。また，卒業論文の執筆とその合格が卒業の必須条件となっている⁽⁷⁾。1953年の「暫行辦法」と比べると，研究能力が強調されるようになっていると言える。

1949年から1965年までの大学院生数の変遷は，図1の通りであった。

図1－1 大学院生数の変遷（1949～1965年）



出典：『中国教育成就 統計資料 1949-1983』113頁。

1966年から1976年までの文革の時期には，大学院教育は中断され，大学院生の募集もおこなわれなかった⁽⁸⁾。そして，1969年までにはすべての大学院生が卒業し，在校生はいなくなった⁽⁹⁾。

2. 文革終結後の大学院教育の再開

文革が終結してまもない1977年10月、学士課程レベルでの新入生募集が再開されるのと同時に、大学院生に関しても新入生の募集に向けて「關於高等学校招収研究生的意見」が出された。その中では、高等教育機関、特に重点高等教育機関のうち教師の条件や科学研究の基礎がかなりよい機関は積極的に大学院生を募集することが求められ⁽¹⁰⁾、大学院レベルでも新入生の募集活動が始められた。学士課程レベルの教育の整備も始まったばかりのこの時期に大学院生の募集を再開したこと、そして1978年だけで、文革前の1949年から1965年までの17年間に入学した大学院生総数（2万3393人）の45.8%にあたる1万708人を入学させたこと⁽¹¹⁾は、科学技術人材の需要の緊急性を示すといえよう。

この「關於高等学校招収研究生的意見」には、養成目標、大学院生の条件、募集方法、学制と養成方法、卒業後の分配、待遇等が具体的に規定されている。これは文革終結直後に再開された大学院教育の基本的な枠組みを最もよく示すものであり、以下で詳しく確認しておくことにする⁽¹²⁾。

まず養成目標は、「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の指導のもとで、党の教育方針を遵守し、紅であり専でもある〔正しい思想を持つとともに専門的能力もあること一筆者注〕ことを堅持し、理論を実際と関連づけることを堅持して、社会主義の自覚を有し、マルクス主義をよく理解し、系統的でしっかりとした基礎理論、専門知識と科学実験の技能を有し、少なくとも1つの外国語を十分に修得し、健康で、独立して科学研究活動を進めることができる科学技術とマルクス・レーニン主義理論の研究人材を養成する」こととされた。

大学院生の条件は「政治的経歴がはっきりしていて、中国共産党を擁護し、社会主義を愛し、労働を愛し、革命の紀律を遵守し、革命のために学ぶことを決心していて、大学卒業の文化程度を有し、一定の研究能力と専門分野における特長を有する」ことであり、工場、農村、学校、部隊、機関、企業・事業組織と科学研究機関から選抜するとともに、当該年の大学卒業生の中から選んで大学院生として大学に残すこととされた。後者については一般には30歳を超えないとされ、前者のカテゴリーは35歳を超えないこととされた。これらの条件を備えた者が、自己志願、所属組織の推薦、試験という手順を通じて選抜され、採用されることになっていた。

大学院教育の学制は一般には3年とされ、「国の需要と専門分野の特徴にもとづき、大学院生の学習内容と研究課題を確定し、必要な基礎理論、専門と外国語課程を開設して、学習しながら研究することを堅持しなければならない」とされた。大学院生の養成方法では、集団養成と個別養成のどちらでもよいとされ、「指導教師責任制を採用してもよいし、大学院生指導小グループによる集団責任制を採用してもよい」ことが示された。大学院生が卒業する時には、試験を経なければならず、「論文、卒業設計もしくは科学技術総括を執筆し、関連の学術委員会の審査を経て、合格者には卒業を与え、不合格者には修了を与

える」ことになっていた。そして卒業後は、国の需要と学んだ内容に関連する分野に就職することを原則として、国による統一の職場配置に従うこととされ、「主として科学研究活動や高等教育機関の教師に従事する」ことになっていた。

このようにして文革後の大学院教育は再開されたが、1980年の「中華人民共和国学位条例」の制定（施行は1981年）は、大学院教育の制度化を促した。この条例においては、学位として学士、碩士（日本の修士に相当）、博士の3つが挙げられ、このうち碩士、博士の学位は国が認可した高等教育機関及び科学研究機関の大学院生に対して授与されると規定された⁽¹³⁾。これにより、大学院教育も碩士課程（日本の修士課程に相当）と博士課程とに分離され、それぞれの課程の教育を実施することができる組織と教師が選定されることになった。

1981年2月には、同条例により設置された国務院学位委員会が「關於審定学位授予單位的原則和辦法」を制定した⁽¹⁴⁾。そして同年11月、この法規にもとづいて、大学院教育をおこなうことのできる機関と大学院生を指導する資格を持つ教師が公布された。この時、博士課程では、学位を授与できる機関が151、専門分野・専攻（原語は「学科、專業点」。以下、専攻と略）が812、博士課程大学院生を指導する資格を有する教師（以下、博士課程指導教師と略）が1155人選ばれ、碩士課程では学位を授与できる機関が358、専攻が3185選ばれた⁽¹⁵⁾。学問分野別の分布は表1－1の通りである。なおここで注意しなければいけないのは、学位授与権を認可された機関というのは、その機関のすべての専攻が学位の授

表1－1 1981年に学位授与権が与えられた機関、専門分野・専攻、博士課程指導教師の学問分野別分布

	博 士 学 位			碩 士 学 位	
	学位授与機関	専門分野・専攻	指導教師数	学位授与機関	専門分野・専攻
総 計	151	812	1155	358	3185
哲 学	6	15	18	24	79
経 済 学	12	23	24	26	101
法 学	3	6	6	23	94
教育 学	4	7	8	13	35
文 学	18	42	48	74	248
歴 史 学	18	33	33	34	99
理 学	33	233	398	97	642
工 学	73	265	350	164	945
農 学	13	35	39	34	205
医 学	39	153	231	82	737

出典：「關於下達首批博士和碩士學位授予單位的通知」何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻（1949年～1997年）』（1976～1990年卷）海南出版社，1998年，1985-1987頁。

与を認められた機関を意味するのではないことである。すなわち、学位授与権を有する機関にも学位を授与することができない専攻がある。

1982年には「關於招收攻读博士学位研究生的暫行規定」が公布され、博士課程の大学院生に関する養成目標、募集計画、受験資格、入学試験の方法等が定められた⁽¹⁶⁾。これによればまず、養成目標は学生を「徳・知・体の全面で発達し、当該専門分野で強固で幅広い基礎理論と系統的で深い専門知識を修得し、科学研究活動に独立して従事する能力を有して、科学もしくは専門技術において創造的な成果を生み出す高級科学専門人材」にすることである。受験資格は、①「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の基本原則を熟知していて、4つの基本原則を堅持し、品德がよく、法規を遵守し、学習に勤しんで、社会主義現代化建設に奉仕するよう決心している」こと、②碩士学位を有するか、同等の学力を備えていること、③健康で、一般に40歳以下であること、④当該専門分野と関連のある副教授以上の専門家2名の推薦があることの4点である。そして入学試験は、筆記試験と口頭試問を組み合わせでおこなわれ、マルクス・レーニン主義理論科目、外国語と専門科目等の科目が課せられた。専門科目の数、受験申し込み期間と試験実施日は各募集機関が確定することになっていた。

なお経過措置として、1981年には「關於做好应届畢業研究生授予碩士学位工作的通知」が出され、同年に卒業する大学院生と1978年に採用されて1980年に繰り上げ卒業した大学院生のうち「中華人民共和国学位条例暫行實施辦法」の要求を満たす者には碩士学位が授与されることになった⁽¹⁷⁾。これによって1981年には8665の碩士学位が授与された⁽¹⁸⁾。1982年には博士学位についても同様の方法がとられ⁽¹⁹⁾、同年、13の博士学位が授与された⁽²⁰⁾。

また、同じ1981年には国務院学位委員会から「關於無權授予学位的学科、專業应届畢業研究生申請碩士学位問題的通知」が出され、学位授与権を持たない専攻の大学院課程卒業生のうち碩士学位の水準に明らかに達している者が、学位授与権を有する機関に対して碩士学位の申請をおこなうことが認められるとともに、その手続きが決められた⁽²¹⁾。

以上のような過程を経て、学位制度と結びついた大学院教育がスタートし、1980年代前半には基本的な枠組みが確立した。そして1980年代半ば以降、さまざまな取り組みがおこなわれ始めた。そのうち制度全体に関わる変化としては大きく、次の3点が挙げられる。それは、大学院教育及び学位に関する管理体制の整備と大学院教育の多様化、大学院教育及び学位に対する評価活動の展開である。

3. 大学院教育及び学位の管理体制の整備

本節ではまず、大学院教育及び学位に関する管理体制の整備についてまとめることにする。中国では大学院教育と学位にはそれぞれ別の管理体制が作られているが、両者は非常に密接に関連しているため、本節での検討においては大学院教育の管理体制だけでなく、学位の管理体制も対象に含めている。マクロな管理体制の整備としては、全国レベルと機

関レベルの中間に省・直轄市・自治区（以下、省と略）レベルの学位委員会が設置されたことと、碩士学位授与専攻及び博士課程指導教師の審査・認定権の一部が省レベル学位委員会や機関レベルに委譲されたことが挙げられる。一方、機関レベルのミクロな管理体制の整備では、大学院教育を管理する「研究生院」の試行及び正式設置を取り上げる。

(1) 省レベルでの学位委員会の設置

学位に関しては、1980年の「中華人民共和国学位条例」にもとづき、全国における学位授与活動の指導に責任を負う国務院学位委員会が設置されるとともに、その日常的事務をおこなう組織として国務院学位委員会辦公室が教育部に置かれた。また1981年には、国務院学位委員会のもとに国務院学位委員会学科評議組という組織が作られている。この組織は、学問分野ごとに作られ、博士学位及び碩士学位の授与権の認可や博士課程指導教師の認可、学位授与分野や専攻のリスト策定やその修正に関する建議、学位授与機関における活動の指導、監督、検査、学位授与権を有する機関や専攻に対する定期的な検査や質の評価等を主要な任務としている⁽²²⁾。各省の人民政府にも、学位に関する日常的活動に責任を負う事務組織が置かれた⁽²³⁾。

1989年の国務院学位委員会第8回会議において、条件のある省で省レベルの学位に関する組織を試験的に設立するという決定がおこなわれた。そして、1991年に江蘇省に最初の省レベル学位委員会が設立され⁽²⁴⁾、これに続いて、1995年までに四川省、上海市、陝西省、湖北省、広東省でも学位委員会が設立された⁽²⁵⁾。また1995年には、北京市、天津市、遼寧省、吉林省、黒龍江省、山東省、湖南省、浙江省、福建省の9つの省で省レベルの学位委員会を設立することが認可された⁽²⁶⁾。この年出された「關於加強省級学位委員会建設的幾点意見」によれば、省レベルの学位委員会は、国務院学位委員会の指導を受けつつ、学位授与活動に対する計画の策定や管理、学位授与機関や授与された学位の質に対する評価等の任務を請け負うこととされている⁽²⁷⁾。このような省レベルの学位委員会は1999年までに25の省で設立されている⁽²⁸⁾。

(2) 碩士学位授与専攻や博士課程指導教師の審査・認定権の委譲

1985年国務院学位委員会は、一定の学問分野の範囲内において、学位授与権を有する機関に対して碩士学位授与権を有する専攻の審査・認定権を試験的に委譲することを決定した。これにもとづいて検討が進められ、1986年にこれに関する通知が出された⁽²⁹⁾。この時審査・認定権を委譲する対象とされたのは、総合大学と師範系高等教育機関の哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学と理学及び総合大学において理学と密接な関係のある工学、理工系高等教育機関の工学及び工学と密接な関係のある理学、医学系高等教育機関の医学、農林系高等教育機関及び科学研究機関の農学、中国科学院の理学、工学、中国社会科学院の哲学、経済学、法学、文学、歴史学に分類される専攻だった。そしてこれらの対

象の中で、第1期（1981年）及び第2期（1984年）の審査・認定でその学問分野に博士学位授与権を有する専攻が少なくとも1つあるか、硕士学位授与権を有する専攻が少なくとも2つあることと、専攻の名称が規定の「専攻リスト」に掲載されていることという2つの条件を満たしている場合に、当該機関において硕士学位授与権を有する専攻の審査・認定をおこなえとされた。

1995年には、上述した省レベルの学位委員会による硕士学位授与専攻の審査・認可が試験的に認められた⁽³⁰⁾。

一方博士課程指導教師に関しても、国务院学位委员会は1993年、博士学位授与権を有する少数の代表的な機関に対して博士課程指導教師の審査及び認可を自らおこなうことを試験的に認める決定をした⁽³¹⁾。この時、対象となる機関に対して、以下の2つの条件が求められた。1つは、カバーする学問分野が広く、博士課程大学院生の質が高く、組織や管理制度が整っており、これまでの申請において通過率が高く、執行部がしっかりしていて、政治思想活動が十分におこなわれていることであり、もう1つは、上記内容を試験的に実施する専攻が属する学問分野に国家教育委员会が認可した重点専門分野があると同時に、3つ以上の博士学位授与専攻があり、6人以上の博士課程指導教師がいて、博士課程の卒業生がいることであった。そして審査の結果、15の機関が認可された。

(3)「研究生院」⁽³²⁾の設置

高等教育機関内の管理についてみると、一部の機関に大学院教育を統一的に管理する「研究生院」が設置された。1984年、教育部は「關於在北京大学等22所高等院校試辦研究生院的通知」を公布し、重点高等教育機関のうち、学問分野や専攻がそろっていて大学院指導教師が多く、条件の整っている機関で「研究生院」を試験的に設置することを決めた⁽³³⁾。

「研究生院」とは、大学院生の教学と行政管理を統一的に指導する組織であり、こうした組織を設置することは、質の高い専門人材をより多く養成したり、国の人的・物的資源や財源を集中的に投入して一部の大学院生養成拠点を重点的に作り上げたり、教学や科学研究の発展を促したりするのに有利であると考えられた。そして、高等教育機関の類別を考慮したうえで、まず22の高等教育機関で「研究生院」の試験的設置がおこなわれた。また1986年にはさらに10校で「研究生院」の試験的設置が認められ、1978年に「研究生院」を設立していた中国科技大学とあわせて、合計33の高等教育機関で「研究生院」の試験的運営が始まったのである（これら33の機関については第3章の表3-1を参照のこと）。

1994年には、国家教育委员会（当時）から委託を受けた「高等学校与科研院所学位与研究生教育评估所」（後述）が、「研究生院」の経験を総括し、運営の効果を確かめることを目的として、これら33の「研究生院」に対する評価をおこなった⁽³⁴⁾。その結果は、これらの「研究生院」が質の高い多くの専門人材を養成していて社会主義現代化建設のために大きな貢献を果たしており、また機関全体のレベルアップをもたらし、学位や大学院教育の

改革を深化させる過程で模範的な役割を担っていることを示していた。この評価が終了した後、国家教育委員会は「研究生院設置暫行規定」にもとづき、これら33の高等教育機関の「研究生院」の正式な設置を認可した⁽³⁵⁾。2000年にはさらに、22の高等教育機関で新たに「研究生院」の試験的運営が始められている⁽³⁶⁾。

4. 大学院教育の多様化

続いて、大学院教育の多様化についてみると、「大学院生クラス」（原語は「研究生班」）の試行、「大学院課程研修クラス」（原語は「研究生課程進修班」）の実施、専門職学位（原語は「專業学位」）の導入、在職で学位申請をおこなうルートの導入がある。

(1) 「大学院生クラス」の試行

1984年、学位の取得を目的とはしない「大学院生クラス」の試行が始まった。これは、経済や社会が発展する中で一部の専門分野の大学院生に対する大きな需要が急速に生じたことによるものであり、「一般には、社会が必要とする専攻と数量が設置された」⁽³⁷⁾。このクラスでは主として碩士課程の学習をおこなう。入学条件は碩士課程と同じで学制は2年もしくは1年半であり⁽³⁸⁾、卒業後すぐに職場へ配置される。ただし卒業生のうち、一定の条件を満たした者は碩士学位を得ることもできる⁽³⁹⁾。1988年に出された「關於研究生班畢業生申請學位等問題的通知」によれば、「大学院生クラス」の卒業生が学位申請をおこなう時には、大学院課程卒業生と同等の学力を有する在職者による学位申請（後述）と同じように扱われる。「大学院生クラス」の卒業生は、当該専攻もしくは近い専攻で卒業後1年以上働き、仕事をおこなう中で学位論文を完成させた後、学位の申請をおこなう。卒業した「大学院生クラス」を運営する機関に学位申請をする時には、在学中に合格した科目の成績は3年以内なら有効となる。そうでない場合には、関連規定にしたがって必要な科目の審査を受ける。そして口頭試問に参加し、これに合格すれば碩士学位が与えられることになっている⁽⁴⁰⁾。

(2) 「大学院課程研修クラス」の実施

1991年、国务院学位委員会は大学院教育をおこなっている一部の機関に対して「大学院課程研修クラス」の実施を認める決定をおこなった⁽⁴¹⁾。このクラスは、上記の「大学院生クラス」と似てはいるが、以下の点で異なっている。まず、入学にあたっては、「大学院生クラス」では碩士課程と同じ条件が課されるのに対し、「大学院課程研修クラス」では本科卒業の学歴があれば誰でも申請することができる。また、このクラスは非学歴教育に属しているため、卒業生は大学院レベルの学歴証書を取得することはできず、「大学院課程研修クラス修了証書」のみが与えられる。同様に、碩士学位の水準と同じ程度の学力を有すると認められた在職者が碩士学位を申請する際にも、このクラスで得た成績は学位申

請に必要な科目の成績とは認められないことになっている⁽⁴²⁾。

1993年には「關於对舉辦研究生課程進修班加強管理的通知」が出され、機関の所在地以外での実施、海外の機関との共同実施、1994-1995年度に実施する「大学院課程研修クラス」の登録申請の手順等について管理を強化することが通達された⁽⁴³⁾。このうち機関の所在地以外での実施では、在職者が学位申請をおこなうことを認可された機関のみが申請できるとされた。

この「大学院課程研修クラス」は特に近年、大きく拡大している。その理由としては次の3点が挙げられる⁽⁴⁴⁾。第1は、指導者からの支持があったことである。具体的には、多くの職場で学習時間の確保や一部もしくはすべての学費の援助といった優遇措置がとられ、また「大学院課程研修クラス」修了後の待遇を碩士課程卒業と同様にすることも規定されている。第2は、人材の需給状況が挙げられる。社会における人材需要は増大しているのに、正規の大学院課程卒業生だけではそれを満足させることができない。また、在職者の側でも、学歴を高めたいという希望は強いものの、自らのポストを放棄したり、受験に失敗して苦しむことは望まない。「大学院課程研修クラス」はこうした両者の矛盾を解決するものだといなされている。第3に、専門的教育訓練をおこなう企業ができ、実際にはそこがこうしたクラスを組織するという現象がある。企業は「大学院課程研修クラス」のカリキュラム設計や学生募集の宣伝、学生の管理等を担当し、高等教育機関は授業をおこなう教師、教室の提供や証書の発行に責任を負うという関係が生まれている。

一方、現在、以下のような点が問題として考えられている⁽⁴⁵⁾。まず管理面での不備がある。「大学院課程研修クラス」の学生に対しては、正規の大学院生のような総定員に対する管理がおこなわれておらず、教学や管理水準を評価する指標も作られていない。違法な機関に対する罰則も十分には整備されていない。これと関連して次に、機関によって教学の要求や修了試験のレベルが異なっていて、修了者の質には非常に大きなばらつきがある。さらに、本来は学位と直接結びついていないにもかかわらず、まぎらわしい名称を掲げたり、在職者が学位を申請する際にこのクラスでの試験の成績を認定したりすることも起きている。

(3) 専門職学位の導入

大学院教育の多様化として取り上げる3つ目の変化は、専門職学位の導入である。

専門職学位のうち取り組みが最も早かったのは、一般の「工学碩士」よりも応用面に重点がおかれた「工程碩士」である。1984年、清華大学等11の理工系大学がこのタイプの碩士学位の取得をめざす大学院生の養成について教育部に対して建議をおこない⁽⁴⁶⁾、これにしたがって1985年から試験的な実施が進められた⁽⁴⁷⁾。その後、「工程碩士」を独立した学位として設置する必要性や可能性が検討され、1997年には国务院学位委員会から「工程碩士專業学位設置方案」が公布されて、正式に「工程碩士」を設置することが決まった。ま

た「關於批准部分高等学校開展工程碩士培養工作的通知」において、54の高等教育機関で「工程碩士」の取得を目的とした大学院生の養成をおこなうことが通達された⁽⁴⁸⁾。

「工程碩士」の試験的实施に続いて、1986年には国务院学位委員会、国家教育委員会、衛生部が「培養医学博士（臨床医学）研究生的試行辦法」を下達し、北京医科大学、協和医科大学、上海医科大学等の高等教育機関で「臨床医学博士」の養成が試験的に始められた⁽⁴⁹⁾。そしてこれも、1997年に「臨床医学專業学位試行辦法」が出され、学位のレベルや名称、対象、基準、申請資格等が明確に定められた。同時に、「臨床医学博士」及び「臨床医学碩士」の試験的授与機関として23の機関、「臨床医学碩士」の試験的授与機関として20の機関が選ばれた⁽⁵⁰⁾。

しかしながら、専門職学位として正式に認められたのが最も早く、専門職学位の中で現在最も多くの学生を集めているのは「工商管理碩士」（略称はMBA）である。1990年の国务院学位委員会第9回會議で導入が決定され、1991年に公布された「關於進行工商管理碩士學位試點工作和進一步開展研討工作的通知」において、「工商管理碩士」の募集対象や試験的に実施する機関、養成活動等が定められた。この時「工商管理碩士」教育の試験的实施が認められたのは、清華大学、中国人民大学、天津大学、南開大学、哈爾濱工業大学、復旦大学、上海財經大学、廈門大学、西安交通大学の9つだった⁽⁵¹⁾。

このように、1980年代半ばから進められた専門職学位の試験的導入は、1990年代に入ってそれぞれ独立した学位として認められ、それにふさわしいものとして整備されてきている。同時に、新たな専門職学位の導入も進められ、現在、上記3つの専門職学位のほか、「建築学碩士」及び「建築学学士」、「法律碩士」、「教育碩士」（略称はEDM）、「公共衛生碩士」、「口腔医学博士」及び「口腔医学碩士」、「公共管理碩士」（略称はMPA）、「農業推廣碩士」、「獸医博士」及び「獸医碩士」の専門職学位が正式に認められ、試験的实施が始まっている⁽⁵²⁾。

すでに述べたように、これら専門職学位の設立に伴い、こうした学位のための教育が関連する高等教育機関で進められている。例えば、1991年に9つの高等教育機関で始まった「工商管理碩士」教育は、10年経った2001年には62の高等教育機関で試験的实施が進められるまでになっており、大学院生の募集人数も1991年の86人から2001年の1万2173人へと大きく増加している⁽⁵³⁾。そして2001年11月には、試験的实施の時期が終了したとされ、「工商管理碩士」教育の正式实施が宣言された⁽⁵⁴⁾。また「工程碩士」も、2000年の時点で102の高等教育機関が34の領域で1万3000人の大学院生を募集するまでに拡大している⁽⁵⁵⁾。個別大学においても、例えば清華大学では1997年にまず11の領域で「工程碩士」を取得する大学院生の養成が認められたが⁽⁵⁶⁾、2000年までに17の領域に増加している⁽⁵⁷⁾。こうした専門職学位は設置目的が学問学位とは異なり、カリキュラムもそれぞれに対応したものが提供されるため、上述した専門職学位取得のための教育が実施されることによって、大学院教育は多様化が進んできていると言える。

(4) 在職で学位申請をおこなうルート

大学院教育と直接は関係ないものの、博士学位、硕士学位の水準と同じ程度の学力を有すると認められた在職者に対して、大学院課程でのコースワークを課すことなく学位授与をおこなうルートが制度化されている。

このルートは、1980年に公布された「中華人民共和国学位条例」の中ですでに言及されていた。同条例では、硕士学位、博士学位の授与対象として、高等教育機関及び科学研究機関の大学院生だけでなく、大学院課程卒業と同等の学力を有する者が挙げられている⁽⁵⁸⁾。また、同条例にもとづいて制定された「中華人民共和国学位条例暫行実施辦法」でも、同等の学力を有する者が学位申請をおこなう際には適当な推薦書が必要であることや、必要な科目の試験に合格しなければならないこと等が規定されている⁽⁵⁹⁾。そして1985年、國務院学位委員会は、このようなルートの試験的实施を決定した⁽⁶⁰⁾。

1986年には「關於在職人員申請碩士、博士学位的試行辦法」が公布され、硕士学位、博士学位それぞれに関して、在職者が学位申請をおこなうための具体的な方法が定められた。硕士学位についてみると、申請をおこなう者は当該専攻もしくは近い専攻の仕事を3年以上していることとされ、申請にあたっては、申請先の機関の専門家1人を含む2人の推薦が必要であり、また申請者が所属する組織は申請者の政治品德や業務能力、基礎理論や専門知識、外国語等の能力を示す資料を提供しなければならない。資格審査を経て申請が受理されると、規定の期間内に必要な科目の試験を受けて合格しなくてはならない。これらの試験に合格した後半年以内に碩士論文の口頭試問がおこなわれ、これにも合格すれば学位が授与される。博士学位は、当該専攻もしくは近い専攻の仕事を5年以上おこない、全国レベルの刊行物もしくは国際的な刊行物で學術論文を發表するか、専門書を刊行して間もない在職者が申請できる。学位授与までの手順は硕士学位の場合と同じである⁽⁶¹⁾。

この法規で制定された内容は、1990年に公布された「關於授予具有研究生畢業同等學力的在職人員碩士、博士学位暫行規定」⁽⁶²⁾や1998年の「關於授予具有研究生畢業同等學力的在職人員碩士、博士学位的規定」⁽⁶³⁾でも、ほとんど変化がみられない。

このように制度化されたルートを通じて、1998年から1999年にかけての期間には196の博士学位、9940の硕士学位が授与された。これは、同時期に授与された博士学位の2.0%、硕士学位の20.6%を占めている⁽⁶⁴⁾。

5. 大学院教育及び学位に対する評価活動

最後に、大学院教育及び授与された学位を対象にして実施されている評価活動についてまとめよう。

1980年代半ばまでに大学院教育が急速に発展したことに伴い、1985年に開かれた國務院学位委員会第6回會議において、各レベルにおける学位授与の質を検査したり評価したりする制度を徐々に設立していくことを決定した⁽⁶⁵⁾。先行研究によれば、1985年以降現在ま

での大学院教育及び学位に対する評価活動は大きく2つの時期、すなわち1985年から1993年までの模索期と1994年からの発展期とに分けられる⁽⁶⁶⁾。

1985年から1993年までの模索期には、中央政府の教育主管部門が中心となって評価活動の試行がおこなわれた。この期間に実施された主な評価活動には、以下のようなものがあった。

1987年、財政学、貨幣銀行学、国際金融の3つの専攻で授与される硕士学位の質に対して点検・評価（原語は「検査和評価」）がおこなわれた。点検・評価の方法は、自己点検、社会評価、これらを基礎とした専門家による総合視察の3つであった。このうち社会評価は、中国人民銀行と財政部に委託して、これらの機関に就職した3つの専攻の卒業生の質が評価された⁽⁶⁷⁾。

同じ1987年には、金属材料分野における6つの専攻に対する点検・評価もおこなわれた。この点検・評価の目的は、経験を総括して成績を認め、問題点を探して改善措置を示すこと、優れた組織をほめたたえとともに問題が多い組織を整頓すること、組織間の関係を強化することであった。点検・評価は、やはり自己点検・評価がまずおこなわれ、それを基礎として専門家の書信による評議、実地での視察、そして専門家による集中評議という手順で進められた⁽⁶⁸⁾。

1991年には、科学社会主義、国際共産主義運動、民族民主運動という3つの専攻に対して評価活動がおこなわれた。評価の内容は、これらの専攻の中で1986年の第3期までに学位授与権が認められた組織の再審査と水準の評価と、これらの組織の大学院生養成活動、管理活動に対する点検・評価、授与された学位の質の評価である。点検・評価の方法としては、組織による自己評価と専門家グループによる評価が採用された⁽⁶⁹⁾。

このように、この時期の評価活動は、いくつかの専攻を対象としたものであり、自己点検・評価を基礎として大学院生養成の質を保証することが目的であった⁽⁷⁰⁾。

これに対して、1994年以降の発展期には、専門の評価組織が作られるとともに、影響力の大きい評価活動が展開されている。

まず、大学院教育や学位に関する評価を専門におこなう組織として、1994年7月、「高等学校与科研院所学位与研究生教育评估所」が設置された⁽⁷¹⁾。この組織は、学位授与権を有する高等教育機関及び科学研究機関に対する評価、博士学位授与専攻（原語は「博士点」）、硕士学位授与専攻（原語は「硕士点」）における学位や大学院教育の質に対する評価、社会に対するコンサルタントサービス活動、国際交流活動の展開等を主要な任務としている。この組織ができて以降は、国务院学位委員会と中央政府の教育主管部門が評価の方針や政策、評価結果の認定をおこない、評価の具体的な実施については、この組織が責任を負うことになっている。

また、1994年以降の具体的な評価活動としては、以下のようなものが挙げられる。

1994年、上記の「高等学校与科研院所学位与研究生教育评估所」が33の高等教育機関で

試験的に設置されていた「研究生院」に対する評価をおこなった⁽⁷²⁾。この時には、自己評価、客観評価、社会評価の3つの方法が採られた。このうち、客観評価は試験的におこなわれた評価活動にもとづいて決められた指標体系にしたがって客観的なデータを収集し分析する評価であり、社会評価は博士学位論文の水準の評価、卒業生の評価、「研究生院」の管理水準の評価、「研究生院」の名声調査を含む評価である。このような評価の結果、「研究生院」が中国の高いレベルの人材を養成する拠点となっていることや、「研究生院」の設立によって高等教育機関全体の水準が向上していること、「研究生院」を設置している機関では一部の専門分野が国際的な水準に達しているとともに、新たな専門分野、学際的な専門分野の勃興や発展がみられること、学位や大学院教育の改革の過程において、「研究生院」が指導的な役割を果たしていること等が証明された。

1995年から1996年にかけて、数学、化学、力学、電気工学、コンピュータ科学技術の5つの分野における259の博士学位授与専攻に対する評価がおこなわれた⁽⁷³⁾。評価には次の2つが含まれていた。1つは合格認定評価（原語は「合格評価」）と呼ばれる評価であり、5つの分野で1992年までに学位授与権が認められた博士学位授与専攻に対して、一定の基準に達しているかどうかを判定する。もう1つは優秀機関選定評価（原語は「選優評価」）で、ある機関のある分野の全体的な水準について評価をおこない、各分野においてランキング形式で公表される。後者の評価は各機関の自主的な参加とされた。1996年に公表された結果によれば、合格認定評価では全体の5.8%にあたる15の博士学位授与専攻が合格ラインに達しなかった⁽⁷⁴⁾。このうち問題のかなり多い3つの博士学位授与専攻は学位授与権が剥奪され、2年を期限として整備して2年後に再評価を受けることとされた。8つの博士学位授与専攻は、2年の整備を経て2年後に再評価を受けることが求められた。残り4つの博士学位授与専攻は、高等教育機関の責任において建設を強化し、存在する問題に対して改善措置を示すことが求められた⁽⁷⁵⁾。一方、優秀機関選定評価では、例えば参加した機関が最も多かった数学分野では、北京大学がトップで、以下復旦大学、中国科学院数学所、中国科学院系統科学研究所、中国科技大学と続くランキングが公表された⁽⁷⁶⁾。そして、この優秀機関選定評価の結果にもとづき、一部の機関に対して、「一級学科」⁽⁷⁷⁾と呼ばれる、それまでよりも広い専門分野での博士学位授与権が認められた（この時「一級学科」での博士学位授与権が認められた機関と分野の一覧は第2章の表2-2を参照）。

1997年には、1992年以前に学位授与権が認められた博士学位授与専攻及び硕士学位授与専攻のうち、それまでに評価を受けていない組織に対して、合格認定評価がおこなわれた。それぞれ対象となった専攻に対して、教師集団、科学研究の成果、大学院生養成の物的条件、大学院生の養成（募集及び学位授与の状況、カリキュラムの設置状況、養成した大学院生の質等）、思想政治活動及び管理活動の評価がおこなわれた。評価の方法は自己評価、専門家による第1次審査、通信による評議、専門家による評価・審査会という手順で進められた⁽⁷⁸⁾。この評価に参加したのは、博士学位授与専攻では全体の66%にあたる1718専攻、

碩士學位授予專攻では全体の40%にあたる3814専攻であった。そして、これらの博士学位授予専攻，碩士學位授予専攻のうちそれぞれ4.5%，10.3%の専攻は合格認定を受けることができず，問題の大きさに応じて，学生募集の一時停止や学位授予権の一時剥奪，学位授予権の抹消といった措置がとられた⁽⁷⁹⁾。

1902年に法的に導入された大学院教育は，文革期を除けば，一貫して教育体系の中に位置づけられてきたものの，1965年までは大きく展開されることはなかった。これに対して文革後になると，大学院教育は学位制度と結びつくとともに，さまざまな仕組みが取り入れられている。この文革後における大学院教育の制度化過程は，これまでみてきたように，基本的枠組みが確立される1980年代前半までの時期と，それ以後の多様化が進められた時期とに分けることができる。制度化の特徴をまとめると，第1は基本的な部分での厳しい管理であり，第2はそうした管理のもとでの非常に多様な取り組みにあると言える。そして第3の特徴として，その両者を支える積極的な評価活動の展開を挙げることができるだろう。大学院教育は，厳しい管理と多様な取り組みがいわば車の両輪となり，それを評価活動が支えているという図式で推進されている。このうち特に大学院教育に対する評価活動の積極的な展開という点では，中国はわが国よりもはるかに制度化が進んでおり，評価活動をふまえて多様な取り組みがなされていることは注目すべき点だと思われる。

【注】

- (1)「大学堂章程」多賀秋五郎『近代中国教育史資料 清末編』日本学術振興会,1972年, 225-269頁。この中で，第6章が「通儒院」に関する規定である。
- (2)「大学令」中央教育科学研究所教育史研究室編『中華民国教育法規選編』江蘇教育出版社,1990年,402-404頁。
- (3)李盛兵『研究生教育模式嬗変』教育科学出版社,1997年,144頁。
- (4)劉暉・侯春山編『中国研究生教育和学位制度』教育科学出版社,1988年,110頁。
- (5)「關於改革学制的決定」《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑(1949~1981)』中国大百科全書出版社,1984年,686-687頁。
- (6)「高等学校培養研究生暫行辦法(草案)」同上書,916頁。
- (7)「高等学校培養研究生工作暫行条例(草案)」同上書,918-919頁。
- (8)同上書,629頁。
- (9)中華人民共和國教育部計劃財務司編『中国教育成就 統計資料 1949-1983』人民教育出版社,1984年,112頁。
- (10)実際には,1978年には高等教育機関以外の機関でも大学院生が在籍していた(同上)。
- (11)1949年から1965年までの入学者数は,同上書,113頁より算出した。なお,1977年の

- 募集と1978年の募集はあわせて実施されることになったため、文革後最初の大学院生は1978年度の入学となった。（《中国教育年鑑》編輯部編，前掲書，1984年，629頁。）ただし統計上は，1977年には彼らとは別に，すでに226人の大学院生が存在している（中華人民共和国教育部計画財務司編，前掲書，112頁）。
- (12) 以下の記述は，「關於高等学校招收研究生的意見」何東昌主編『中華人民共和国重要教育文献（1949年～1997年）』（1976～1990年卷）海南出版社，1998年，1581-1582頁による。
- (13) 「中華人民共和国学位条例」の邦訳が，大塚豊『中国高等教育関係法規（解説と正文）』（高等教育研究叢書8）広島大学大学教育研究センター，1991年，131-132頁にある。
- (14) 「關於審定学位授予单位的原則和辦法」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編『学位与研究生教育文件選編』高等教育出版社，1999年，12-14頁。
- (15) 以下の数値は，「關於下達首批博士和碩士学位授予单位的通知」何東昌主編，前掲書，1985-1987頁による。
- (16) 以下の記述は，「關於招收攻讀博士学位研究生的暫行規定」教育部研究室編『中華人民共和国現行高等教育法規匯編』（上卷）人民教育出版社，1999年，552-553頁による。
- (17) 「關於做好應屆畢業研究生授予碩士学位工作的通知」何東昌主編，前掲書，1984-1985頁。なお，「中華人民共和国学位条例暫行實施辦法」の邦訳は，大塚豊，前掲書，133-138頁にある。
- (18) 中華人民共和国国家教育委員会計劃財務司編『中国教育成就 統計資料 1980—1985』人民教育出版社，1986年，47頁。
- (19) 《北京研究生教育》編審委員会編写組編『北京研究生教育（1949—1989）』航空工業出版社，1989年，310頁。
- (20) 中華人民共和国国家教育委員会計劃財務司編，前掲書，47頁。
- (21) 「關於無權授予学位的学科、專業應屆畢業研究生申請碩士学位問題的通知」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，394-395頁。
- (22) 秦惠民主編『学位与研究生教育大辭典』北京理工大学出版社，1994年，218-219頁。
- (23) 《中国教育年鑑》編輯部編，前掲書，1984年，640-641頁。
- (24) 秦惠民主編，前掲書，573-574頁。
- (25) 「關於加強省級学位委员会建設的幾点意見」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，42-43頁。
- (26) 《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1996』人民教育出版社，1997年，218頁。
- (27) 「關於加強省級学位委员会建設的幾点意見」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，42-43頁。
- (28) 中華人民共和国教育部編『共和国教育50年』北京師範大学出版社，1999年，386頁。
- (29) 「国务院授權部分学位授予单位審批碩士学位授權学科、專業的試行辦法」国务院学位

- 委員会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，112-113頁。
- (30)「關於開展省級學位委員會審批碩士點試點工作的通知」同上書，131-134頁。
- (31)「關於批准開展自行審批增列博士生指導教師試點工作的通知」同上書，119-125頁。
- (32)「研究生院」については，第3章第3節で詳しく検討している。
- (33)「關於在北京大學等22所高等院校試辦研究生院的通知」何東昌主編，前掲書，2204-2206頁。以下の記述もこの文書による。
- (34)《中國教育年鑑》編輯部編，前掲書，1997年，216-217頁。なお，大塚豊「中國の大學評価」『大學評価に関する総合的比較研究』（平成6年度～平成8年度文部省科学研究費補助金（基盤研究(A)(1)）研究成果報告書 研究代表者：桑原敏明），1997年，49-62頁も参照のこと。
- (35)《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑 1997』人民教育出版社，1997年，208頁。
- (36)「東北師大研究生院揭牌」『中國教育報』2000年8月11日。なお，2000年に「研究生院」の試験的設置が認められた機関については，第3章の注24を参照のこと。
- (37)俞岳青「大學院教育」北京大學高等教育科學研究所（大塚豊訳）『中國的高等教育改革』（高等教育研究叢書33）広島大學大學教育研究センター，1995年，35-48頁。
- (38)「研究生班」秦惠民主編，前掲書，84頁。
- (39)《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑（1982～1984）』湖南教育出版社，1986年，287-288頁。
- (40)「關於研究生班畢業生申請學位等問題的通知」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，404頁。
- (41)韓習祥・金莉「研究生課程進修班的認識與思考」『學位與研究生教育』2000年第5期，59-61頁。
- (42)「研究生課程班何其多」『中國教育報』2000年9月2日。
- (43)「關於對舉辦研究生課程進修班加強管理的通知」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，361-362頁。
- (44)「課程班為何這麼火？」『中國教育報』2000年9月5日。
- (45)「課程班問題在哪裡」『中國教育報』2000年9月6日。韓習祥・金莉，前掲論文。
- (46)鄒碧金・陳子辰「我國專業學位的產生與發展」『高等教育研究』2000年第5期，49-52頁。
- (47)「中國工程碩士專業學位的由來與發展大事記（1984-1999）」<http://www.tsinghua.edu.cn/docsn/yjsy/gcss/B0.htm>（2001年10月1日にダウンロード）。
- (48)「關於批准部分高等學校開展工程碩士培養工作的通知」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，570-578頁。
- (49)鄒碧金・陳子辰，前掲論文。
- (50)「關於開展臨床醫學專業學位試點工作的通知」國務院學位委員會辦公室・教育部研究

- 生工作辦公室編，前揭書，579-581頁。
- (51)「關於進行工商管理碩士學位試點工作和進一步開展研討工作的通知」國務院學位委員會辦公室·教育部研究生工作辦公室編，前揭書，472-477頁。
- (52)焦新「首次全國專業學位教育工作會議在京召開」『中國教育報』2001年11月10日。
- (53)「我國MBA教育試點階段結束 62所院校正式舉辦MBA教育」『中國教育報』2001年11月27日。
- (54)同上。
- (55)「百所高校今年招收工程碩士」『中國教育報』2000年5月15日。
- (56)「關於批准部分高等學校開展工程碩士培養工作的通知」國務院學位委員會辦公室·教育部研究生工作辦公室編，前揭書，570-578頁。
- (57)「清華大學工程碩士教育簡介」<http://www.tsinghua.edu.cn/docsn/yjsy/gcss/index.htm> (2001年10月1日にダウンロード)。
- (58)「中華人民共和國學位條例」大塚豐，前揭書，131-132頁。
- (59)「中華人民共和國學位條例暫行實施辦法」大塚豐，前揭書，133-138頁。
- (60)《北京研究生教育》編審委員會編寫組編，前揭書，357頁。
- (61)「關於在職人員申請碩士、博士學位的試行辦法」國務院學位委員會辦公室·教育部研究生工作辦公室編，前揭書，443-446頁。
- (62)「關於授予具有研究生畢業同等學力的在職人員碩士、博士學位暫行規定」教育部研究室編，前揭書，523-527頁。
- (63)「關於授予具有研究生畢業同等學力的在職人員碩士、博士學位的規定」國務院學位委員會辦公室·教育部研究生工作辦公室編，前揭書，463-467頁。
- (64)《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑 2000』人民教育出版社，2000年，214頁。
- (65)王戰軍編著『學位與研究生教育評估技術與實踐』高等教育出版社，2000年，6頁。
- (66)同上。
- (67)「關於對財政學、貨幣銀行學、國際金融三個專業碩士學位授予質量進行檢查和評估的通知」國務院學位委員會辦公室·教育部研究生工作辦公室編，前揭書，599-600頁。
- (68)「關於進行金屬材料學科碩士和博士學位質量檢查評估的通知」同上書，600-604頁。
- (69)「關於科學社會主義等三個專業學位授權點及其研究生教育質量評估工作的通知」同上書，604-605頁。
- (70)王戰軍編著，前揭書，8頁。
- (71)《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑 1995』人民教育出版社，1995年，204頁。
- (72)王戰軍編著，前揭書，141-169頁。
- (73)「關於按一級學科進行學位與研究生教育評估和按一級學科行使博士學位授予權審核試點的通知」國務院學位委員會辦公室·教育部研究生工作辦公室編，前揭書，623-625頁。
- (74)「15個博士點被亮黃牌」『中國教育報』1996年7月9日。

- (75)「關於下達对数学、化学、力学、電工和計算機科学与技術等五個一級学科中未通過合格評估的博士点处理意見的通知」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，626-627頁。
- (76)「数学等五個一級学科選優評估揭曉」『学位与研究生教育』1996年第6期，68-69頁。
- (77)本文にある数学，化学，力学，電氣工学，コンピュータ科学技術はいずれも「一級学科」である。中国では学問分類が学問分野，「一級学科」，「二級学科」と階層化されており，従来は基本的に「二級学科」にもとづいて設置されている専攻に対して学位授与権が認定されてきた。学問分類については，第2章の注2を参照のこと。
- (78)王戦軍編著，前掲書，203-215頁。
- (79)《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1998』人民教育出版社，1999年，224頁。

第2章 大学院教育の量的拡大

南部 広孝

本章では、文化大革命（以下、文革と略）終結後における大学院教育の量的拡大について検討する。対象とするのは、学位授与権を有する機関と学位授与権を有する専攻、大学院生を指導する資格を有する教師（以下、大学院指導教師と略）及び大学院生の3つである。大学院教育に関する統計は時期によって項目に違いがあり、20年間を通じて得られるものは多くないが、できるだけ統計資料を用いながら、これら3つの対象を具体的にとらえ、大学院教育がこの20年間で大きく拡大してきていることを確認するとともに、それに伴って起きている変化にも言及したい。

1. 学位授与権を有する機関の増加

1977年に「關於高等学校招収研究生的意見」が出されて大学院教育が再開された時、重点高等教育機関を含む、条件の整っている高等教育機関で大学院生を募集することが求められた。そして文革後最初の大学院生が入学した1978年には、370の機関が大学院生を受け入れた。このうち高等教育機関は208で、残りは中国科学院に属する機関が73、中国社会科学院に属する機関が18、国務院の各部・委員会に属する機関が71だった⁽¹⁾。

学位制度が作られて大学院教育が博士課程と碩士課程（日本の修士課程に相当）とに分けられた時にはまず、博士学位、碩士学位（日本の修士学位に相当）の授与権を有する機関、学問分野・専攻と、博士課程、碩士課程の大学院生を指導する資格をもつ教師の審査が進められた。この時、碩士学位の授与権を与えられる機関は、教育部が大学院生の募集を認可した高等教育機関及び国務院の関連部門が大学院生の募集を認可した科学研究機関の中から選ぶこととされ、(1)学術水準が高く、教学や科学研究で成果を上げており、現在も科学研究に従事している教授、副教授や相応の職稱を有する者が指導教師を担当すること、(2)高等教育機関では必要な科目が開設できること、科学研究機関では「研究生院」を置くか高等教育機関と協力して必要な科目を開設できること、(3)関連する学問分野において研究の方向やテーマが確定していて、大学院生が碩士論文を作成するのに必要な設備や図書資料があること、(4)健全な審査・管理制度があることの4つの条件を備えていることが求められた。一方、博士学位の授与権を与える機関は、主として重点高等教育機関及び国務院の関連部門が主管する科学研究機関に限るとされ、基本的に(1)学術の造詣が深く、教学や科学研究の成果が顕著であり、現在もレベルの高い科学研究に従事していて成果を挙げている教授や相応の職稱を有する者が指導教師を担当すること、(2)大学院生に十分な学習条件を提供できること、(3)関連する学問分野において学術水準がかなり

高く、国や省・自治区・直轄市レベルの研究課題を請け負っていて、大学院生が博士論文を作成するのに必要な設備や図書資料があること、(4)健全な審査・管理制度があることの4つの条件を備えていることが求められた⁽²⁾。そして審査の結果、第1章の表1-1で示したように、博士学位授与機関151と学問分野・専攻（原語は「学科、專業点」。以下、専攻と略）812、硕士学位授与機関358と専攻3185が選ばれた。

ただし実際には、大学院生はこれらの機関や専攻だけに在籍したわけではなく、学位授与権を持たない機関や専攻でも大学院教育は実施されていた⁽³⁾。また逆に、これら学位授与権を認められた機関におけるすべての専攻に対して学位授与権が与えられたわけではないという点にも注意が必要である。

その後、1998年までに計7回の審査・認定がおこなわれ、表2-1のように学位授与機関や専攻に学位授与権が与えられた。また、表には記されていないが、1985年には特別の審査・認可がおこなわれ、一部の高等教育機関と中国科学院、中国社会科学院の32の専攻が博士学位授与権を与えられている。

表2-1 学位授与権が与えられた機関及び専門分野・専攻数

	博 士 学 位		碩 士 学 位	
	学位授与機関	専門分野・専攻	学位授与機関	専門分野・専攻
第1期(1981年)	151	835	358	3202
第2期(1984年)	46	316	67	1052
第3期(1986年)	41	675	101	1991
第4期(1990年)	10	277	41	839
第5期(1993年)	24	274	35	1117
第6期(1996年)	6	182	5	1075
第7期(1998年)	49	341	55	1469

出典：第1期、第2期は『中国教育年鑑 1982-1984』292頁、第3期は『学位与研究生教育大辞典』152-153頁、第4期は『中国教育年鑑 1991』193頁、第5期は『中国教育年鑑 1994』211-212頁、第6期は『中国教育年鑑 1997』205頁、第7期は『中国教育年鑑 1999』237-238頁。

注：第1期の数字が第1章表1-1と異なっているのは、第1章表1-1の統計が公式に発表された後、通信によってさらに審議がおこなわれ、第1期として追加の認定があったためである（『中国教育年鑑 1982-1984』292頁）。

学位授与権は、基本的には学問分類の「二級学科」⁽⁴⁾と呼ばれるレベルで開設される専攻を単位として認定されてきた。例えば、高等教育学という専攻があるが、この高等教育学は、教育学という学問分野にある教育学という「一級学科」の中にある「二級学科」である。しかし1995年には、「一級学科」レベルでの博士学位授与権が認められるようになった。この学位授与権を申請できるのは、(1)「一級学科」の範囲内にかなりの数の博士

学位授与専攻（原語は「博士点」と）と碩士学位授与専攻（原語は「碩士点」）を有し、カバーする領域が広いこと、(2)知識構造や年齢構造が適当な教師集団があり、各専攻に博士課程指導教師にふさわしい教師がいること、(3)学問分野の水準が国内のトップレベルにあり、ある部分では国際的な水準に達しているか、近づきつつあること、(4)科学研究のための条件が優れていて経費が十分であること、(5)高い水準の博士課程大学院生を養成するのに必要な科目を提供できるとともに、卒業生に対する雇用機関の評価が高いこと、(6)大学院生の審査・管理制度が健全で管理担当者がしっかりしていることという6つの条件を満たす「一級学科」であった⁽⁵⁾。評価活動の結果にもとづいて1996年に最初に認定されたのは、評価活動で対象となった5つの領域——数学、化学、力学、電気工学、コンピュータ科学技術——における25の「一級学科」であった。表2-2はその一覧である。その後、1998年の審査・認定において、304の「一級学科」に博士学位授与権が認められている⁽⁶⁾。

表2-2 1996年に「一級学科」の博士学位授与権が認められた機関一覧

「一級学科」		当該分野での学位授与権が認められた機関
数	学	北京大学、復旦大学、中国科学院数学所、中国科学院系統科学研究所、中国科技大学、南開大学
化	学	北京大学、南京大学、南開大学、中国科学院長春応用化学研究所、中国科学院化学研究所、吉林大学、復旦大学
力	学	清華大学、北京航空航天大学、北京大学、西北工業大学、大連理工大学
電 気 工 学		清華大学、西安交通大学、華中理工大学、浙江大学
コンピュータ科学技術		清華大学、国防科学技術大学、北京大学

出典：「数学等五個一級学科選優評估揭曉」『学位与研究生教育』1996年第6期，68-69頁。

注：機関名は1996年当時。

2000年の時点で、博士学位授与権を有する機関は303、博士学位授与権を有する専攻は1769、博士学位授与権を有する「一級学科」は388、碩士学位授与権を有する機関は655、碩士学位授与権を有する専攻は8361となっている⁽⁷⁾。

2. 大学院指導教師の拡大と特徴

次に、大学院指導教師の量的拡大について検討しよう。

1977年に「關於高等学校招收研究生的意見」が出されて大学院教育が再開された時、重点高等教育機関を含む、条件の整っている高等教育機関で大学院生を募集することが求められたが、その時には、指導教師の名簿はすべて当該機関の主管部門の認可を経なければならないとされていた⁽⁸⁾。

1980年に学位制度が創設されて、大学院教育が博士課程と碩士課程に分かれたのに伴い、大学院指導教師も碩士課程の指導をおこなう資格を有する教師（以下、碩士課程指導教師

と略)と博士課程の指導をおこなう資格を有する教師(以下、博士課程指導教師と略)とに分けられた。碩士課程指導教師は「十分な教学及び科学研究活動の経験を有し、当該専門分野・専攻において一定の科学研究の成果があるとともに、研究活動に従事しているかまたは指導している」者と定義されている⁽⁹⁾。また、博士課程指導教師は、一般には「当該専門分野・専攻において学問的造詣が深く、教学または研究活動において成果が顕著な教授、研究員または相応の職称を有する者」で、「博士学位を授与する権限を有する専門分野・専攻における学術面での指導者」であって、その研究成果が「国内の当該学問領域でトップレベルにあるとともに一定の国際的水準に達している」こととされる⁽¹⁰⁾。

ただし、博士課程指導教師や碩士課程指導教師はあくまで資格であり、終身的な身分ではない。つまり、いったん選ばれるとその後ずっとこうした職務を担当するというわけではなく、その職を解かれることもある。最近の例では山東農業大学において、一定の年齢に達した教師とともに研究費の少ない者や何年も続けて大学院生を受け入れていない者に対してその新入生募集資格が停止された。同大学では、審査の結果3年続けて新入生募集資格がないとみなされると、大学院指導教師という資格を失うことになる⁽¹¹⁾。

1981年、学位授与権を有する機関や専攻が公表されるのと同時に、最初の大学院指導教師が選ばれた。博士課程指導教師は1155人だった⁽¹²⁾。碩士課程指導教師の審査もおこなわれたが、それは公表されていない。その後も、学位授与権を有する機関や専攻が選ばれる時には、同時に新たに認められた博士課程指導教師も公表されている。

それでは、大学院指導教師に関する統計が公表されるようになった1991年以降について、大学院指導教師の量的変化やその特徴を検討しよう。

まず第1に、全体として量的に拡大している。大学院指導教師の総計は1991年には4万7664人だったが、1999年には8万813人と1.7倍になっている。

第2に大学院指導教師に占める女性教師の比率についてみると、1991年には6751人の女性教師が大学院指導教師の資格を有しており、大学院指導教師総数の14.2%を占めていた。1999年になると、大学院指導教師の資格を有する女性教師は1万3026人にまで増加し、大学院指導教師総数に占める比率も16.1%と漸増している。しかし、同じ時期の大学教師全体に占める女性教師の比率は、1991年の29.6%から1999年の37.3%へと増加しており⁽¹³⁾、これと比べると、増加の幅は大きいとは言えない。

第3に、年齢構成をみると、全体として若い教師の比率が高まっている。博士課程指導教師⁽¹⁴⁾では、1991年には61歳以上の者が61.9%を占め、56-60歳の25.9%、51-55歳の10.2%とあわせると、実に98.0%の教師が51歳以上であった。これに対して1999年になると、61歳以上の教師は半数に満たない49.6%となり、56-60歳の教師、51-55歳の教師もそれぞれ23.0%と9.4%に低下し、かわって30歳以下の教師2人を含んで50歳以下の教師が17.9%に達している。碩士課程指導教師ではこの若年化傾向がさらに顕著である。1991年にはすでに中心は50代で、51-55歳の教師、56-60歳の教師がそれぞれ37.1%、33.8%を占め、

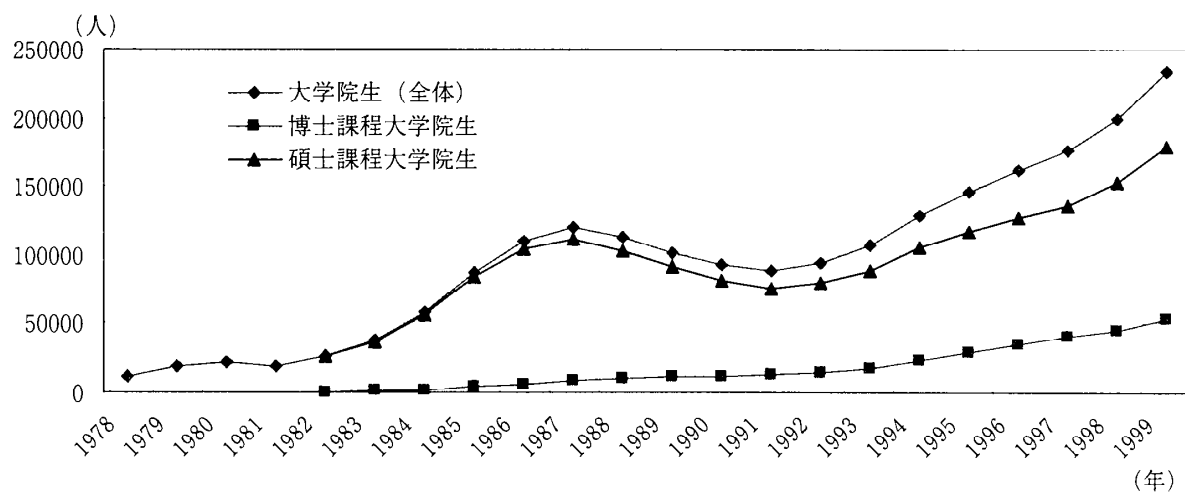
61歳以上の教師は14.3%を占めるにすぎなかった。1999年になると、51-60歳の教師は全体の約3分の1、33.8%となり、41-50歳が29.3%、31-40歳が28.4%を占めるようになっている。

3. 大学院生数の拡大

続いて、大学院生の量的拡大とその特徴について検討する。

まず、1978年から1999年にかけての大学院生数の変化をみると、図2-1に示したように、1980年代後半には減少がみられるものの、特に1990年代に入って大学院生数は大きく拡大している。1978年に1万934人だった大学院生は、1999年には23万3513人に達し、20年間で約21.4倍になっている。大学院生が博士課程と碩士課程に分けられるようになった1982年以降についてみると、碩士課程大学院生数は1982年の2万5311人から1999年の17万8525人へと約7.1倍になり、一方博士課程大学院生数は、1982年にはわずか536人だったのが1999年には5万4038人を擁するまでになっており、この間に約100.8倍と大きく拡大している。

図2-1 大学院生数の変化（1978～1999年）



出典：巻末の附表1～附表3。

このように、特に博士課程大学院生数が大きく拡大することによって、大学院生全体に占める博士課程大学院生の比率が増加している。1982年には大学院生全体の97.9%が碩士課程大学院生であったのに対して、1999年になると碩士課程大学院生が占める比率は76.5%まで低下し、博士課程大学院生の占める比率が23.1%に達している。つまり、大まかに言えば現在、大学院生の4人に1人は博士課程に在籍する大学院生となっている。

なお、2000年の大学院生数に関しては詳細なデータがまだ公表されていないが、「2000

年全国教育事業発展統計公報」によれば、同年の大学院生数は30.12万人に達し、1999年よりもさらに7万人近く増加している。このうち碩士課程の大学院生数は23.39万人、博士課程の大学院生数は6.73万人となっている⁽¹⁵⁾。

次に性別に注目すると、女性の大学院生数が大きく拡大している。絶対数では、1978年にはわずか828人しかいなかった女性の大学院生は、1999年には7万5720人と、1978年の約91.4倍にまで増加している。これにしたがって大学院生全体に占める女性の比率も上昇している。1978年には全体の7.6%が女性だったのに対して、1999年には32.4%に達している。ただし、課程によって比率は異なり、1999年では、碩士課程大学院生では35.6%が女性だったが、博士課程大学院生では22.1%にとどまっている。

続いて、大学院生総数に占める少数民族学生の比率を検討しよう。1978年から1990年までの少数民族大学院生数及び全大学院生に占める比率は表2-3のようになっている。漸増傾向にはあるものの、この時期の全人口に占める少数民族の比率（6.7%，1982年；8.0%，1987年）⁽¹⁶⁾や高等教育機関学生数に占める少数民族学生の占める比率（3.7%，1979年；6.6%，1990年）⁽¹⁷⁾と比べると低い状態にとどまっている。

表2-3 少数民族大学院生数及び全大学院生数に占める比率（1978～1990年）

年	1978	1979	1981	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
人数(人)	114	—	356	268	385	506	823	1550	2152	2285	—	1215	2534
比率(%)	1.4	—	1.6	1.4	1.5	1.4	1.4	1.8	1.9	2.1	—	1.2	2.7

出典：教育部計画財務司編『中国教育成就 統計資料 1949—1983』人民教育出版社，1984年，124頁，国家教育委員会計画財務司編『中国教育成就 統計資料 1980—1985』人民教育出版社，1986年，47頁，国家教育委員会計画建設司編『中国教育成就（1986—1990 統計資料）』人民教育出版社，1991年，44頁。

一方、1990年代に入ると少数民族大学院生数や大学院生総数に占める比率は公表されなくなっている。そこで、学位取得者に占める少数民族の比率を求めて、おおよその値を算出してみた。利用できる統計のうち最も新しいものは、1996年9月1日から1997年8月31日の間に学位を取得した者に関する統計である⁽¹⁸⁾。これによれば、同期間に学位を取得した者は、在職者で学位を申請した者を除いて、4万4699人（博士学位取得者6675人，碩士学位取得者3万8024人）いる。このうち少数民族は2125人（博士学位取得者268人，碩士学位取得者1857人）で、その4.8%を占めている。1980年代よりは比率が上昇しているものの、相変わらず低い水準にある。

最後に、学問分野別分布についてみると、次のような傾向がうかがえる。中国では、大学院生が学ぶ学問分野に関する統計が、哲学，経済学，法学，教育学（体育学を含む），文学（芸術学を含む），歴史学，理学，工学，農学（林学を含む），医学という10の領域に分けて公表されている。

大学院生全体では、1981年には1万8848人の大学院生のうち、工学を学ぶ者が最も多く7310人で全体の38.8%を占め、続いて理学（4064人、全体に占める比率は21.6%。以下同じ）、医学（2442人、13.0%）、文学（1628人、8.6%）となっている。これが1999年になると、23万3513人の大学院生の中で工学を学ぶ者が最も多いのは変わらないが、大学院生数は9万9211人で全体の42.5%を占めるまでになり、1981年よりも比率が増加している。理学を学ぶ者が2番目に多いのも変わらないが、全体の14.3%を占めるにとどまっている。3番目に大学院生が多いのは経済学であり、大学院生数は2万7763人で全体の11.9%を占め、1981年の4.1%よりも大きく伸びている。また法学を学ぶ大学院生も、1981年の373人から1999年の1万4581人に大きく増加し、全体に占める比率も1981年の2.0%から1999年の6.2%へと伸びている。

博士課程と碩士課程それぞれの大学院生の学問分野別分布に関するデータは1990年以降しかないので、以下では1990年代における課程別の分布を取り上げる。まず博士課程大学院生をみると、1990年には全体の46.5%が工学で、理学（25.2%）、医学（13.7%）、農学（3.7%）、経済学（3.5%）と続いていた。自然科学系分野が圧倒的で、上位を占めた4分野で全体の89.1%に達していた。1999年になると、工学の占める比率はさらに上昇して47.2%となり、理学（19.3%）、医学（11.0%）、経済学（6.7%）、農学（4.2%）と、経済学の比率が大きく伸びている。自然科学系分野の比率はやや低下したものの、81.7%とあいかわらず高い比率となっている。

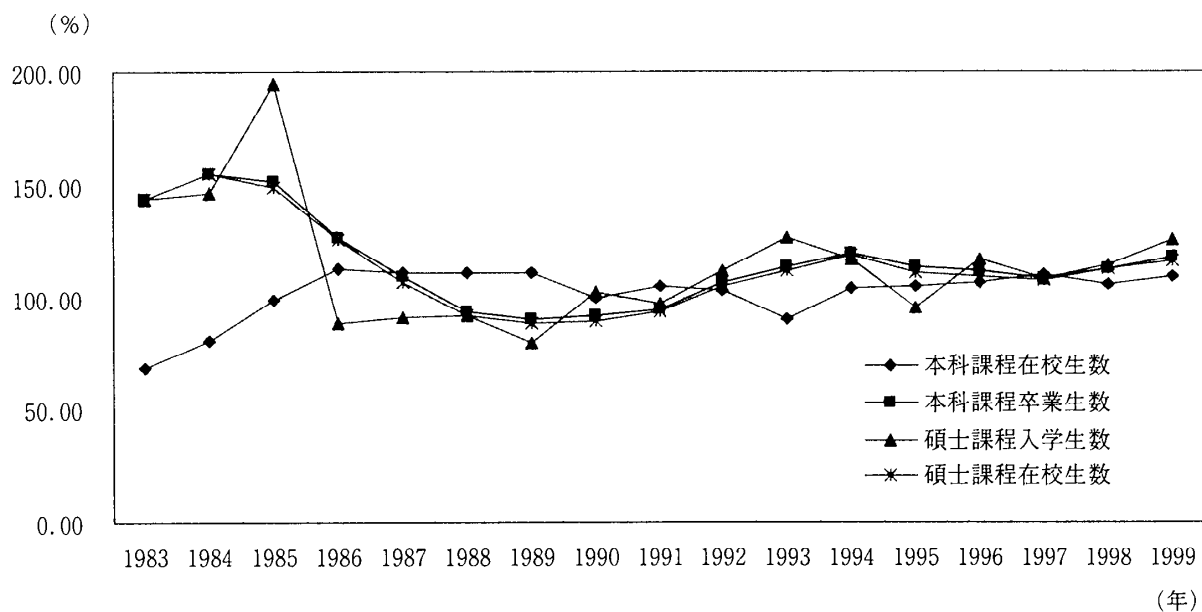
一方、碩士課程大学院生では、1990年には工学がトップで全体の44.9%を占め、続いて理学（19.0%）、医学（11.5%）、経済学（5.7%）、文学（5.1%）となっていた。1999年には、やはり工学を学ぶ者が最も多いが、全体に占める比率は41.0%と低下している。そして全体の13.4%を占めるまでになった経済学が続いている。3番目は理学（12.9%）、4番目は医学（9.8%）で、5番目には法学（7.1%）が入っている。自然科学系分野の比率は、1990年の79.8%から1999年の67.3%にまで低下し、かわって経済学、法学の社会科学系分野が伸びている。

最後に碩士課程の大学院生数と学士課程レベルに相当する本科課程の大学生数との関係について検討しておきたい。

図2-2は、本科課程の在校生数と卒業生数、碩士課程の入学生数及び在校生数の対前年比を示したものである。この図によれば、これら4つの指標のうち、本科課程の在校生数と碩士課程の在校生数、本科課程の卒業生数と碩士課程の入学生数の変化に比べて、本科課程の卒業生数（■）と碩士課程の在校生数（*）の変化が非常に似通っていることがわかる。本科課程の卒業生数は彼らが入学する年にある程度確定しているはずだから、このことは、碩士課程の在校生数が本科課程卒業生数（≒4年前の本科課程入学生数）の伸びにしたがって決められていることを仮定させる。

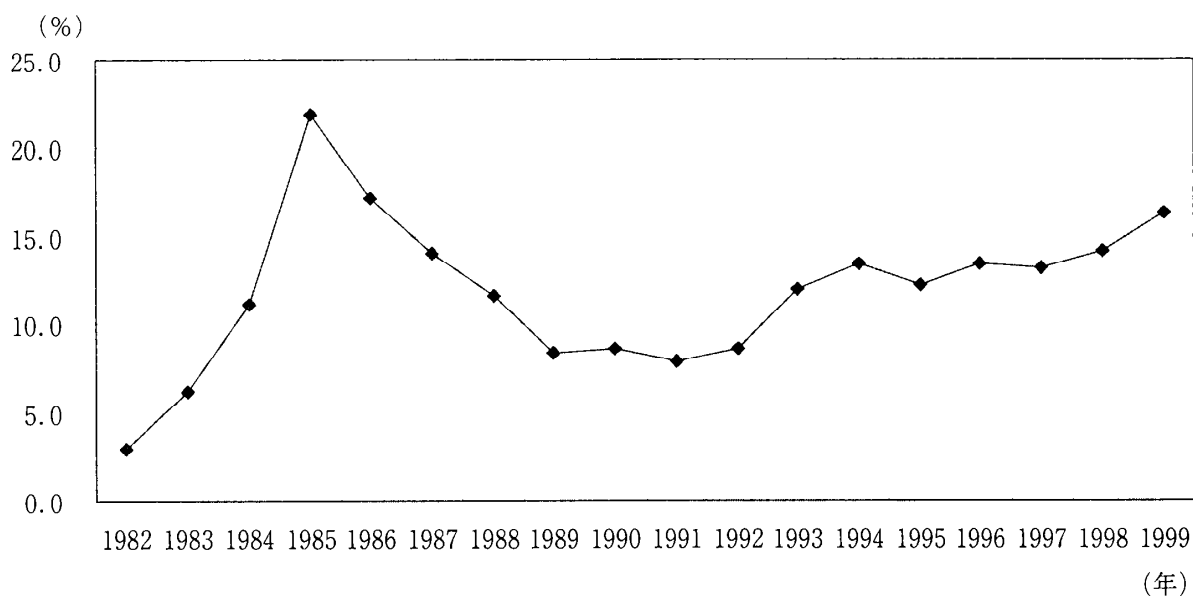
また、本科課程卒業生数に対する碩士課程入学生数の比率は、図2-3のようになって

図 2 - 2 本科課程在校生数及び卒業生数，碩士課程入学生数及び在校生数の対前年比



出典：『中国教育成就 統計資料』1949-1983年版，1980-1985年版，1985-1990年版及び『中国教育統計年鑑』（『中国教育事業統計年鑑』）1990年版-1999年版。

図 2 - 3 本科課程卒業生数に対する碩士課程入学生数の比率



出典：図 2 - 2 に同じ。

いる。碩士課程大学院生が急増する1985年にかけてはこの比率も上昇した。同年には、本科課程の卒業生数20万1885人に対して碩士課程の入学生数が4万4238人で、21.9%に達している。1986年以降は碩士課程入学生数が前年を下回る年が続いたため、この比率は低下し、1990年前後には8%程度で推移した。その後上昇に転じ、1999年には16.3%となっている。

このように、大学院教育が再開された1978年以降、学位授与権を有する機関、大学院指導教師、そして大学院生のいずれにおいても、量的拡大が急速に進んでいる。とりわけ近年の大学院生数の増加は著しく、大学院生総数を指標とすれば、すでにわが国における大学院教育の規模をしのいでいる。1990年代後半における本科課程入学生数が一貫して増加していることから、もし上述の仮定が正しければ、今後もしばらくは碩士課程入学生数の増加が続き、それによって大学院教育の規模はいっそう拡大するだろう。

【注】

- (1) 中華人民共和国教育部計劃財務司編『中国教育成就 統計資料 1949-1983』人民教育出版社, 1984年, 112頁。
- (2) 「關於審定学位授予單位的原則和辦法」 國務院学位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編『学位与研究生教育文件選編』高等教育出版社, 1999年, 12-14頁。
- (3) このような学位授与権を持たない専攻は、1989年からは基本的には学生の募集をおこなわず、社会的需要がある個別の専攻や他機関と「定向培養」と呼ばれる契約をかわしている専攻に限って、国家教育委員会（当時）の認可を経て学生募集をおこなうこととされた（国家教育委員会人事司組織編『新編高等教育学』北京師範大学出版社, 1996年, 514頁）。なお、「定向培養」に関しては、第4章第3節を参照のこと。
- (4) 中国では、学問分類は、学問分野（原語は「学科門類」）、「一級学科」、「二級学科」というように、階層的に作られている。1997年に公布された目録によれば、学問分野レベルでは、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、軍事学、管理学の12領域に分けられる。このうち教育学をとりあげると、3つの「一級学科」（教育学、心理学、体育学）からなり、さらに各「一級学科」は複数の「二級学科」を含むという構造になっている。「一級学科」としての教育学には、教育学原理、課程と教学論、教育史、比較教育学、就学前教育学、高等教育学、成人教育学、職業技術教育学、特殊教育学、教育技術学という10の「二級学科」が含まれる（「授予博士、碩士学位和培養研究生的学科、專業目錄」 國務院学位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編, 前掲書, 62-70頁）。
- (5) 「關於按一級学科進行学位与研究生教育和按一級学科行使博士学位授予權審核試点工

- 作的通知」同上書，623-625頁。
- (6)《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1999』人民教育出版社，1999年，237-238頁。
- (7)周遠清「積極發展專業學位研究生教育培養更多高層次應用型專門人材」『學位與研究生教育』2001年第5期，1-5頁。なお，この数字は表2-1の合計と一致しない。その理由として，特に1990年代後半に入ってから高等教育機関の合併が進んでいることや専門分野・専攻の見直しがおこなわれたこと等が考えられる。
- (8)「關於高等学校招收研究生的意見」何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻（1949年～1997年）』（1976～1990年卷）海南出版社，1998年，1581-1582頁
- (9)「碩士生導師」秦惠民主編『學位與研究生教育大辭典』北京理工大學出版社，1994年，97-98頁。
- (10)「博士生導師」同上書，97頁。なお，博士課程指導教師の学歴に関しては，全国的なデータは公表されていない。ただし，北京大學を事例として博士課程指導教師の学歴を分析した研究として，南部広孝「中国における大学教員の養成過程——北京大學博士課程指導教師の学歴を手がかりとして——」『比較教育学研究』第25号，1999年，135-147頁がある。
- (11)「導師沒了終身制」『中国教育報』1999年1月21日。
- (12)第1章表1-1を参照のこと。
- (13)1991年の統計は國家教育委員會計劃建設司編『中国教育統計年鑑 1991-1992』人民教育出版社，1992年，32頁，1999年の統計は教育部發展規劃司編『中国教育統計年鑑 1999』人民教育出版社，2000年，32頁。
- (14)ここで取り上げている博士課程指導教師は，卷末の附表12に挙げられた者のみである。
- (15)『中国教育報』2001年6月23日。
- (16)國家統計局人口統計司編『中国人口統計年鑑 1988』中国展望出版社，1988年，3頁。
- (17)教育部計劃財務司編『中国教育成就 統計資料 1949-1983』人民教育出版社，1984年，44頁，國家教育委員會計劃財務司編『中国教育成就 統計資料 1980-1985』人民教育出版社，1986年，16頁，20頁，國家教育委員會計劃建設司編『中国教育成就（1986-1990 統計資料）』人民教育出版社，1991年，16頁，20頁。
- (18)國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編『一九九七年學位與研究生教育統計資料』中国档案出版社，1999年，2頁，86頁。

第3章 大学院教育及び学位の管理体制

王 幡・南部 広孝

本章の目的は、大学院教育の基本的な管理体制を明らかにすることである。ただし中国では、大学院教育の管理体制とともに、学位に関する管理体制も作られている。両者は非常に密接に関係しているため、学位に関する管理体制を視野に入れないで大学院教育の管理体制のみを扱うことは困難であるだけでなく、大学院教育の管理体制そのものの理解を誤ることにもなりかねない。このような状況をふまえて本章では、大学院教育と学位の管理体制の両方を扱うことにする。以下ではまず、基本的管理体制の確立についてまとめ、続いて、基本的な管理体制が成立した後の変化を考察する。

1. 基本的管理体制の確立

文化大革命終結後の1977年に大学院教育は再開された。そして、1980年の「中華人民共和国学位条例」の制定によって、学位制度と結びついた大学院教育が始まった。本節ではまず、この1980年代前半までの時期に確立した大学院教育の管理体制と学位の管理体制について検討する。

(1) 大学院教育の管理

大学院教育が再開された時、全国の大学院生の募集、養成、学位の質に関する検査、専門分野や専攻のリスト修正等は教育部が統一的に指導・管理し⁽¹⁾、実際の業務には省・直轄市・自治区（以下、省と略）の教育行政部門や大学院教育を実施する機関もたずさわる体制が敷かれた。このうち大学院生の募集を取り上げて、具体的な分担関係を確認してみよう。以下の説明は、学位制度が導入された1980年代前半の状況である。

まず中央政府の教育行政部門である教育部は、大学院生の募集に関する長期計画と当該年度の募集計画の策定・公布、碩士課程大学院生の募集・試験に対する統一的な指導、碩士課程入学試験の出題原則の策定と政治理論科目、外国語科目の出題、大学院生採用の原則の策定などをおこなう。省の教育行政部門は、大学院生を募集する専攻のリスト作成、碩士課程大学院生の募集や入学試験の実施などに責任を負っていた。そして大学院教育を実施する機関は、当該年度の大学院生募集計画案の策定、碩士課程の入学試験における専門科目の出題と博士課程の入学試験の実施、大学院生採用の具体的な基準の作成と合格者の確定等をおこなうことになっていた⁽²⁾。

教育部内では、1982年8月に国务院の許可を経て「研究生司」が設立された。その後の変遷を確認しておくと、1985年に教育部が国家教育委員会になってからも存続した「研究

生司」は1989年に廃止され、「高等教育司」が1991年まで全国大学院教育の管理に責任を負った。そして1992年2月には、国家教育委員会研究生工作辦公室が設置された⁽³⁾。1998年の国務院機構改革に伴い、国家教育委員会は再び教育部に改称されたが、国家教育委員会研究生工作辦公室は教育部研究生工作辦公室と改称され、現在まで全国レベルの大学院教育の管理を続けている。

(2) 学位に関する管理体制

1980年の「中華人民共和国学位条例」の成立によって、学位授与活動の管理をおこなう体制が導入された。この体制は大きく、全国レベル、学位授与機関を主管する部門（中央部・委員会、省）レベル、機関レベルに分けられる。

まず全国レベルでは、「中華人民共和国学位条例」によって、国務院に学位委員会を設置することが定められた。この委員会は、国務院が任免する主任委員1名と副主任委員及び委員若干名から構成され、全国の学位授与活動の指導に責任を負うこととされている⁽⁴⁾。1980年12月、国務院は方毅副総理（当時）を国務院学位委员会主任委員に、蔣南翔教育部部長（当時。日本の文部科学大臣に相当）ら4人を副主任委員に任命した。彼らに国務院の各部・委員会の幹部や研究者・学者（兼任）を加えた41人が国務院学位委員会を構成し、学位授与活動の指導を開始した⁽⁵⁾。副総理が主任委員に就き、教育部部長が副主任委員となっていることから、学位制度の導入がどれほど重視されていたかがわかる。なお同じく1980年には、国務院学位委員会の日常的事務をおこなう組織として国務院学位委員会辦公室が作られ、教育部に置かれた。

1980年12月に北京で開催された国務院学位委員会第1回拡大会議では、国務院学位委員会学科評議組の設立が討論され、1981年6月に開かれた国務院学位委員会第2回会議で国務院学位委員会学科評議組の44の小グループと407名のメンバーのリストが決められた。この国務院学位委員会学科評議組は、基本的には学位の学問分野ごとに作られ、必要な場合には小グループが置かれる。主要な任務は、各学問分野における博士学位及び硕士学位の授与権の認可や博士課程大学院生を指導する資格を有する教師の認可、学位授与分野や専攻のリスト策定やその修正に関する建議、学位授与機関における活動の指導、監督、検査、学位授与権を有する機関や専攻に対する定期的な検査や質の評価等である⁽⁶⁾。1981年7月には、学科評議組の第1回会議が国務院学位委員会によって開かれ、最初の博士学位・硕士学位の授与機関のリストを審査した⁽⁷⁾。

このような過程を経て、全国レベルでは、国務院学位委員会と国務院学位委員会辦公室、国務院学位委員会学科評議組からなる管理体制が整備された。

次に学位授与機関を主管する部門レベルでは、国務院学位委員会第1回拡大会議において、中央部・委員会や省人民政府といった部門は指導を強め、責任を持つ幹部を1人置き、「中華人民共和国学位条例」の実施に関する日常的事務をおこなう機関を設置すべきであ

ること、主管する高等教育機関や科学研究機関が多く、学位授与の任務が大きい部門では「学位指導小組」や学位委員会を設置してもよいことなどが討論された⁽⁸⁾。これを受けて、すべての関連部門が学位授与活動の日常的事務に責任を負う事務組織を設けた。中国科学院や中国社会科学院は「学位委員会」を設立し、中国人民解放軍系統では「学位指導小組」が設立された。ある部・委員会は、学術委員会が学位授与活動を指導することを決定した。

最後に機関レベルをみると、学位評定委員会が設立された。「中華人民共和国学位条例暫行実施辦法」によれば、学位評定委員会は以下のような組織である⁽⁹⁾。まず学位評定委員会は、学位授与機関の主要責任者や教育、研究担当者を含む9人から25人で構成されることになっている。メンバーの任期は2～3年である。これらのメンバーは、学位授与機関を主管する部門の認可を経なければならず、主管部門は国務院学位委員会に報告することになっている。学位評定委員会の職責は、(1)碩士学位、博士学位の申請者リストの審査・承認、(2)碩士学位のための試験科目、科目数、博士学位のための基礎理論科目及び専門科目の試験範囲、試験実施責任者及び口頭試問委員会の構成員リストの審査・承認、(3)学士学位取得者リストの合格認定、(4)碩士学位授与の決定、(5)博士学位申請者で一部ないし全部の試験科目を免除される者のリストの審査・認可、(6)博士学位授与の決定、(7)名誉博士学位を授与する者のリストの審査・承認、(8)規定に違反して授与された学位の取り消しの決定等である。この学位評定委員会は、学位の学問分野に応じて、7人から15人で構成される若干の小委員会を設置することもできる。

このように、学位の管理に関しては、3つのレベルでの管理体制が整備された。このうち、全国レベルではマクロな管理と学位授与権の認可がおこなわれ、機関レベルでは実際の学位授与活動がおこなわれたのに対して、中間のレベルにはあまり権限が与えられなかった。

2. 全国レベル及び省レベルの管理体制の変化

以上のようにして大学院教育及び学位に関する基本的な管理体制は確立したが、1980年代後半以降、いくつかの点で変化が起こっている。本節ではこのうち全国レベル及び省レベルでの変化を取り上げる。全国レベル及び省レベルでは、大学院教育の管理体制には大きな変化がなかったのに対して、学位の管理体制に関しては、省レベルの学位委員会の設置と、碩士学位授与専攻及び博士課程指導教師の審査・認定権の委譲が起こっている。

(1) 省レベルの学位委員会の設置

1989年に開かれた国務院学位委員会第8回会議において、条件の整った省で学位授与活動における省レベルの指導組織を試験的に設立する決定がおこなわれた。そしてまず江蘇省で学位委員会が設置され、その後1995年までに四川省、上海市、陝西省、湖北省、広東省でも学位委員会が設立された⁽¹⁰⁾。この省レベルの学位委員会とは、国務院学位委員会の

認可を経て省の人民政府によって設置・管理され、当該省の学位授与活動を指導・管理する組織である。

1995年5月に国务院学位委员会は「關於加強省級学位委员会建設的幾点意見」を公布し、これらの省レベルの学位委员会及びその辦公室が当該省の状況に応じて積極的に活動し、一定の成果を挙げていると評価するとともに、学位と大学院教育の管理体制の改革に応えるために、省レベルの学位委员会の建設をいっそう強化することを示した。また、1993年の「中国教育改革和發展要綱」における中央レベルと省レベルとの「分級管理」を徐々に実施するという精神を貫徹するために、人員と経費が安定している省レベルの学位委员会に対して、(1)硕士学位授与権を有する当該省の学位授与機関が新たな硕士学位授与の専門分野や専攻を申請することを審査・認定し、国务院学位委员会に報告すること、(2)当該省の碩士、博士学位授与活動を管理すること、(3)当該省の学位授与機関が授与する碩士、博士学位の質を検査・評価することなどの権限を委譲することが決められた⁽¹¹⁾。その後、学位委员会を設置する省はさらに増え、1997年までに、上記6つの省の他、北京市、天津市、遼寧省、吉林省、黒龍省、湖南省、山東省、浙江省、福建省、安徽省でも省レベルの学位委员会が設立された。

1997年3月に国务院学位委员会は「關於加強省級人民政府对学位与研究生教育工作統籌權的意見」を出し、省レベルの学位委员会の設置は、中央レベルと省レベルの「兩級管理」において省レベルの管理を中心とする体制改革において効果的で、地方政府の積極性を發揮し、教育の社会主義現代化の建設への貢献を促進していると高く評価した。そして、他の省での学位委员会の設置も求めた⁽¹²⁾。その後、広西壯族自治區、雲南省、重慶市、甘肅省、山西省、青海省、江西省、河南省、河北省においても、省レベルの学位委员会が設置され、省レベルの学位委员会を設置している省は1998年までに25に達している⁽¹³⁾。

上述したように、省レベルの学位委员会は国务院学位委员会からある部分の権限を委譲されている。しかし、その省にあるすべての学位授与権を有する機関における学位や大学院教育を管轄しているわけではない。その一方で、改革の推進に伴い学位授与権を有する機関自身の権限も拡大される傾向にあるため、省レベルの学位委员会の権限はこの面でも限定的とならざるをえない。

(2) 硕士学位授与専攻及び博士課程指導教師の審査・認定権の委譲

すでにみたように、1995年には省レベルの学位委员会に、硕士学位授与権をすでに有する機関における硕士学位授与専攻の審査・認定権が委譲された。しかし、硕士学位授与権をすでに有する機関に対する硕士学位授与専攻の審査・認定権の委譲はもっと早くから進められている。

1986年4月に国务院学位委员会は、「国务院学位委员会授權部分学位授予单位審批碩士学位授權学科、專業的試行辦法」と「關於下放碩士学位授權学科、專業審批權試点工作的

通知」を公布し、学位授与権を取得した機関に対して碩士学位授与専攻の審査・認定権を試験的に委譲することを決定し、その方法を定めた⁽¹⁴⁾。同年に開催された国務院学位委員会第6回会議は、一定の学問分野の範囲内において、碩士学位授与専攻の審査・認定権を試験的に委譲することを決定した。この時審査・認定権を委譲する対象とされたのは、総合大学と師範系高等教育機関の哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学と理学及び総合大学において理学と密接な関係のある工学、理工系高等教育機関の工学及び工学と密接な関係のある理学、医学系高等教育機関の医学、農林系高等教育機関及び科学研究機関の農学、中国科学院の理学、工学、中国社会科学院の哲学、経済学、法学、文学、歴史学に分類される専攻だった。そして、これらの対象の中で、第1期(1981年)及び第2期(1984年)の審査・認定でその学問分野に博士学位授与権を有する専攻が少なくとも1つあるか、碩士学位授与権を有する専攻が少なくとも2つあること、専攻の名称が規定の「専攻リスト」に掲載されていることという2つの条件を満たしている場合に、当該機関において碩士学位授与権を有する専攻の審査・認定をおこなえたとされた。

審査・認定の方法は、以下のような流れである。まず当該学位授与機関の学位評定委員会は、教研（研究）室の碩士学位授与権を有する専攻の申請を受けて「評議小組」を組織する。続いて、学位評定委員会は「評議小組」が提出したリストにもとづき、審査・認定をおこなう。最後に、学位評定委員会によって認定された碩士学位授与専攻のリストが学位評定委員会の認可を経て主管部門及び国務院学位委員会に報告・登録され、国務院学位委員会によって統一して公布される。

1995年の国務院学位委員会第13回会議では、すでに述べたように、省レベルの学位委員会が碩士学位授与権をすでに有する機関における碩士学位授与専攻の審査・認定をおこなうことが決定された。同年に出された「關於開展省級学位委員会審批碩士点試点工作的通知」には、碩士学位授与権を有する機関の碩士学位授与専攻の審査・認定に関する省レベルの学位委員会の権限、方法、原則及び碩士学位授与専攻の条件等が規定されている⁽¹⁵⁾。このうち権限の範囲は、(1)当該省が主管する碩士学位授与権をすでに有する機関における碩士学位授与専攻を審査・認定すること、(2)当該省内にあり、中央部・委員会や解放軍が主管する碩士学位授与権を有する機関における碩士学位授与専攻を審査・認定すること、(3)自ら碩士学位授与専攻を審査・認定する資格を有する機関で、自ら審査・認定できる範囲からはずれた碩士学位授与専攻を審査・認定すること、(4)上述した学位授与機関において、碩士学位授与専攻の変更申請を受理・審査・認定することと規定されている。

以上をまとめると現在、碩士学位授与専攻の認可は3つのルートによっておこなわれている。1997年に出された「關於做好1997年博士和碩士学位授与權点審核工作的通知」にはそれが明確に示されている。これによれば、まず第1のルートは、自ら碩士学位授与専攻の審査・認定をおこなうことが認められた碩士学位授与権を有する機関が自ら審査・認定をおこなうものである。第2に、1997年時点で設置されていた16の省レベルの委員会が一定

の学問分野の範囲内で碩士学位授与権をすでに有する機関における碩士学位授与専攻の審査・認定をおこなう。それらの省にある碩士学位授与機関では、中央部・委員会及び人民解放軍（軍事学分野は含まない）に主管される碩士学位授与機関を含め、所在する省の学位委員会によって碩士学位授与専攻の審査・認定がおこなわれる。国務院学位委員会の認可を得た人民解放軍の学位委員会は、軍事学分野の学位授与権を取得した機関に対して碩士学位授与専攻の審査・認定をおこなう。そして第3に、上述した2つのルートに含まれない機関の碩士学位授与専攻については、国務院学位委員会によって審査・認可がおこなわれる⁽¹⁶⁾。

碩士学位授与専攻の審査・認可に関するこのような流れの中で、博士課程指導教師の審査・認定権もより下のレベルへ委譲されるようになってきている。1993年、国務院学位委員会第11回会議において、博士学位授与権を有する少数の代表的な機関に対して博士課程指導教師の審査・認可を自らおこなうことを試験的に認めることが決定された。この時、対象となる機関には、以下の2つの条件を満たしていることが求められた。1つは、カバーする学問分野が広く、博士課程大学院生の質が高く、組織や管理制度が整っており、これまでの申請において通過率が高く、執行部がしっかりしていて、政治思想活動が十分におこなわれていることである。もう1つは、上記内容を試験的に実施する専攻が属する学問分野に国家教育委員会が認可した重点専門分野があると同時に、3つ以上の博士学位授与専攻があり、6人以上の博士課程指導教師がいて、博士課程の卒業生がいることである。そして審査の結果、15の機関が認可された（北京大学、中国人民大学、清華大学、北京航空航天大学、北京農業大学、北京医科大学、北京師範大学、哈爾濱工業大学、復旦大学、上海交通大学、南京大学、東南大学、浙江大学、中国科学技術大学、中国科学院上海有機化学研究所）⁽¹⁷⁾。

また、1993年の国務院学位委員会第12回会議は、質の保証を前提として、博士学位授与機関の自主権を拡大し、博士学位授与機関の力量を発揮するために、博士課程指導教師の審査・認定における改革を続けて、全国で統一的におこなわれる審査・認定の代わりに、博士学位授与機関が関連規定にしたがって博士課程指導教師の審査・認定を自らおこなうことを決定した。これをふまえて1994年、国務院学位委員会は「關於開展自行審定博士生指導教師試点工作的幾点意見」を公布し、博士課程指導教師の審査・認定に関して、主な原則、基本条件、方法などを規定した。また、主管部門が博士課程指導教師の審査・認定を指導・監督すること、関連する国務院学位委員会学科評議組が条件のあわない教師が認定された場合にそれを否決する意見を出す権限を有すること、国務院学位委員会が適切な方法で指導・監督し、評価をおこなうことなども定められた⁽¹⁸⁾。1994年には、国務院学位委員会は70の学位授与機関（41の高等教育機関、中国科学院の28の研究所、中国社会科学院研究生院）に自ら博士課程指導教師の審査・認定を実施することを認可した⁽¹⁹⁾。

さらに、1995年の国務院学位委員会第13回会議は、それまでの博士課程指導教師の審査

・認定方法を全面的に改革することを決定し、「關於改革博士生指導教師審核辦法的意見」を採択した。これにもとづき、「關於改革博士生指導教師審核工作的實施辦法」が制定された。そして、1995年からは、國務院學位委員會が自ら博士課程指導教師を審査・認定するのではなく、以下の2つの方法で審査・認定がおこなわれることになった。1つは博士学位授与機関が自ら審査・認定をおこなう方法であり、もう1つは、博士学位授与機関が1次審査をした後主管部門が専門家を組織して評価・認定をおこなう方法である。後者の方法で博士課程指導教師の認定をする機関は、条件が整えば、國務院学委會の認可を経て前者の方法へ移行するとされている⁽²⁰⁾。

3. 高等教育機関内の管理体制の変化

それでは続いて、大学院教育を実施する機関内の管理体制の変化についてみてみよう。学位の管理に関しては変化はほとんどみられないが、大学院教育の管理については、最も大きな変化として、一部の機関で「研究生院」の設置が進められていることが挙げられる。本節では、この「研究生院」の試験的設置から正式設置への動きを取り上げる。

1984年8月に、教育部は「關於在北京大学等22所高等院校試辦研究生院的通知」を公布し、学問分野や専攻がそろっていて大学院指導教師が多く、条件の整っている重点高等教育機関で「研究生院」を試験的に設置することを決定した⁽²¹⁾。「研究生院」とは学長の指導下で、独立性を持ち、大学院生の教学と行政管理を統一的に指導する組織である。組織については、院長を1人（高等教育機関の学長レベルの専門家が担当）、副院長を1人か2人置き、大学院生の募集、養成、政治思想活動、管理、学位などの需要によって、必要となる部門を設置することが求められた。「研究生院」の職責としては、(1)大学院生養成の長期的計画及び各年度の募集計画の作成と大学院生の募集活動の実施、(2)大学院生の養成に関する規則と制度の作成、各専攻の養成方策の審査、大学院課程のカリキュラム建設の強化、大学院生の論文作成条件の改善、(3)大学院生に対するマルクス理論教学と思想政治活動の指導、(4)管理組織の建設の強化、大学院生の学籍の統一管理、(5)指導教師の選抜、(6)博士学位、碩士学位の審査と授与、(7)大学院教育に関する費用の集中的使用、(8)国内外の学術交流の展開と大学院生の学位論文や学術刊行物の編集・出版、(9)大学院教育及び授与された学位の質の評価等が挙げられている。そして高等教育機関の類別を考慮し、同年にまず22の高等教育機関で「研究生院」の試験的設置が始まった。1986年にはさらに10校で「研究生院」の試験的設置が認められ、1978年に中国科技大学で設立していた「研究生院」と合わせて、合計33の高等教育機関で「研究生院」が試験的に設置されたのである（表3-1）。

試験的設置から10年余り経た1995年10月に、国家教育委員会（当時）は、「研究生院」に対するマクロな管理を強化し、大学院教育の質と効率を高め、大学院教育の基地建设を強めることを目的として、「研究生院設置暫行規定」を公布した。この規定では、「研究生

表 3 - 1 1984年及び1986年に「研究生院」の試験的設置が認められた高等教育機関

	高 等 教 育 機 関 名 () 内は所在省・直轄市
1984年に国務院の認可を受けて試験的に設置した機関	北京大学（北京）、中国人民大学（北京）、清華大学（北京）、北京航空航天大学（北京）、北京理工大学（北京）、北京科技大学（北京）、北京師範大学（北京）、北京農業大学（北京）、北京医科大学（北京）、南開大学（天津）、天津大学（天津）、吉林大学（吉林）、哈爾濱工業大学（黒龍江）、復旦大学（上海）、上海交通大学（上海）、上海医科大学（上海）、南京大学（江蘇）、浙江大学（浙江）、武汉大学（湖北）、華中理工大学（湖北）、国防科技大学（湖南）、西安交通大学（陝西）
1986年に国務院の認可を受けて試験的に設置した機関	中国協和医科大学（北京）、大連理工大学（遼寧）、東北大学（遼寧）、華東師範大学（上海）、同濟大学（上海）、東南大学（江蘇）、廈門大学（福建）、中国地質大学（湖北）、中山大学（広東）、西北工業大学（陝西）

出典：陸叔雲、范文曜主編『中国普通高等学校研究生院』北京理工大学出版社、1995年、序言1頁より作成。

注1：上記32校の他、中国科技大学では1978年に「研究生院」が成立している。

注2：機関名は、「研究生院」が正式に設置された1996年時点のものである。

院」は、大学院生の養成教育を請け負う高等教育機関で大学院教育活動の実施を組織する管理機関であると定義されている。「研究生院」の設置は、国家教育委員会によって審査・認可される。「研究生院」の設置にあたっては、以下のような手順を踏むことになっている。高等教育機関が「研究生院」を設置しようとする際にはまず、主管部門が国家教育委員会に「研究生院」の試験的設置を申請し、試験的設置が認可されれば、3年間試験的に運営する。この試験的運営期間を経て、主管部門は国家教育委員会に試験的運営の総括を提出し、正式の設置を申請する。国家教育委員会は当該「研究生院」に対する評価を実施し、合格すれば、その「研究生院」の正式設置が認可される。「研究生院」の組織は、学長あるいは副学長が兼任する院長1人と、副院長を1人ないし3人置くことになっている。副院長のうち1人は「研究生院」の日常的で全面的な活動を専任とする。

「研究生院」の職責は、(1)大学院教育の改革を組織し、大学院教育に関する研究活動を展開すること、(2)国の計画、科学技術の発展と社会的需要や実現可能性にもとづき、大学院教育に関する中期的・長期的計画を策定し、毎年度の募集計画を立てること、(3)大学院教育に関する制度を策定し、大学院教育管理の日常的活動をしっかりとこない、大学院課程指導教師を選抜し、管理幹部集団の建設を強め、大学院教育及び授与した学位の質について検査・評価すること、(4)専門分野の建設を強め、当該機関における専門分野の建設計画制定に参加し、専門分野の構造を調整し、新興の専門分野や学際的な専門分野、ハイテク技術の発展を促すこと、(5)大学院教育の活動に関する経費を統一的に管理し、人員体制を効率的に動かし、関連経費の予算案策定に参画すること、(6)上級部門及び当該機関から委託されるその他の活動をおこなうことなどである⁽²²⁾。

これらの規定からみて、「研究生院」の権限が1980年代半ばから始まった試験的設置の

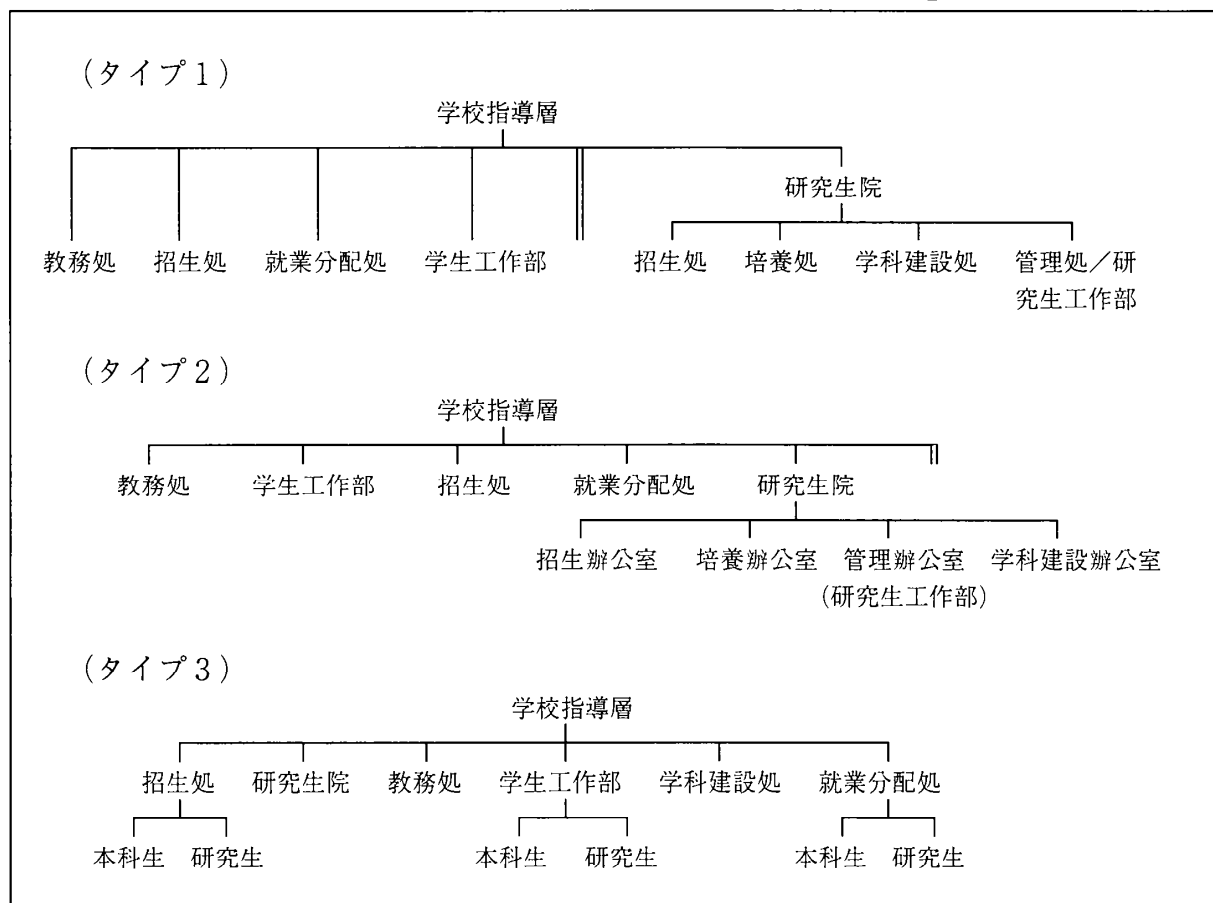
時期よりいっそう拡大されたことは明らかである。

1995年初め、国家教育委員会は「高等学校与科研院所学位与研究生教育評估所」に委託して、試験的に運営されている33の「研究生院」に対して評価をおこなった。そこでは、これらの「研究生院」が専門分野の建設、教学・研究の水準向上を促進し、学校の全面的発展に役割を果たしたという結果が示された。これにもとづいて1996年、国家教育委員会はこれらの「研究生院」の正式設置を認可した⁽²³⁾。2000年には、新たに22の機関で「研究生院」の試験的設置がおこなわれた⁽²⁴⁾。

「研究生院」は、実際には高等教育機関内でさまざまな位置づけがなされている。それは、先行研究によれば、大きく3つのタイプに分けられる。以下、構成図（図3－1）を見ながら、各タイプの主な特徴を整理しよう⁽²⁵⁾。

タイプ1は、いくつかの処レベルの部門からなる「研究生院」であり、大学院教育の管理を相対的に独立しておこなうことができるようになっている。これは、教育部による「研

図3－1 高等教育機関の管理運営組織における「研究生院」のタイプ



出典：鄒碧金・楊樹鋒「研究生院管理体制和模式的探討」『学位与研究生教育』2001年第4期，33-36頁。

注：図中の「本科生」は学士課程レベルの学生を指す。

研究生院」の設置規定と基本的に一致している。このタイプでは、大学院教育の入り口から出口までの管理を有機的にこなうことができる利点がある。ただし実際には、「研究生院」を一段高い位置に置くことによって、大学院教育と本科レベルの教育を同等に重視しようとする考え方とは矛盾が生じてしまうという問題があり、そうした考え方から「研究生院」も他の部門と同じように扱われ、結局上述の利点が十分に実現しないことがある。

タイプ2は、近年の内部組織改革に伴って出てきたもので、タイプ1における組織上の不均衡を解決するために、「研究生院」を処レベルに位置づけている。そのため、「研究生院」の内部組織はさらに下のレベルに位置づけられる。このタイプでは、内部組織のスリム化に寄与するとともに、大学院教育に対する管理が分断されないといった利点が挙げられる。一方、欠点としては、「研究生院」の設置目標や機能と組織の位置づけにずれが生じていること、「研究生院」の内部組織が本科課程を管理する他の組織よりも低い位置づけになるため「研究生院」の権限が弱められること、管理のレベルが不明確で組織が混乱することなどが挙げられる。

タイプ3は、「研究生院」が教務処に相当するとみなされ、大学院生の学籍と養成、学位だけを管理し、大学院生の募集活動や思想政治活動、職場配置等は本科レベルの学生と統一的に管理するパターンである。これは、本科課程と大学院課程を一体のものとしてとらえる考え方からきているが、国の「研究生院」に対する規定からはかなり距離がある。このタイプは、大学院教育と本科レベルの教育を同等に重視しようとする考え方を形式的にはうまく体现するものになっているが、大学院生の特性が無視されると同時に、大学院生に関するさまざまな業務が分断されてしまう。

このように、「研究生院」の位置づけはさまざまで、それによって実際の権限や機能にも違いがある。

なお、大学院教育を実施している多くの機関にはまだ「研究生院」が設置されていない。こうした機関では、「研究生処」や「研究生部」、「研究生科」のような部門が作られ、大学院教育に対する管理をおこなっている。

すでに述べてきたように、大学院教育と学位に関する管理体制は密接に結びついて機能している。国务院学位委員会と教育部はそれぞれ全国の学位授与活動と大学院教育を管理しており、それぞれマクロな管理・指導、関連政策の制定や検査・評価等に責任を負っている。一方、学位授与機関においては大学院教育と学位授与活動が、それぞれ「研究生院」等の管理部門と学位評定委員会によって管理されている。わが国ではこれまで、大学院教育に対する管理体制は全国レベルでも機関レベルでも十分に整備されてきているとはいえ、機関レベルでの大学院教育関連事務は、大部分は学部の事務組織によって担われてきている。しかし今後、大学院教育がますます重視され、大学院生が増加するにつれて、特に大学院教育の管理運営や大学院教育関連事務の処理を主として担う組織や機構を設置す

る必要性は高まるに違いない。その時、中国におけるこのような取り組みは参考になるのではないだろうか。

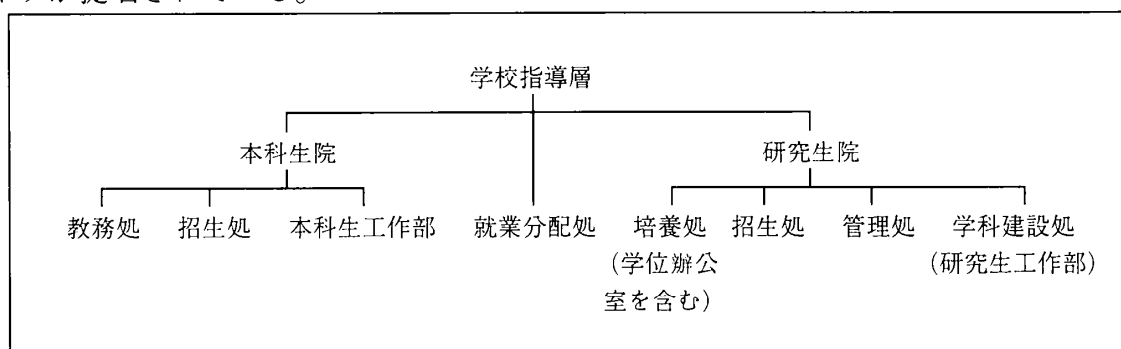
【注】

- (1) 秦惠民主編『学位与研究生教育大辞典』北京理工大学出版社，1994年，207頁。
- (2) 《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑（1949～1981）』中国大百科全书出版社，1984年，633頁。
- (3) 秦惠民主編，前掲書，206-209頁。
- (4) 「中華人民共和国学位条例」教育部研究室編『中華人民共和国現行高等教育法規匯編』（上卷）人民教育出版社，1999年，10頁。
- (5) 《中国教育年鑑》編輯部編，前掲書，640頁。
- (6) 秦惠民主編，前掲書，218-219頁。
- (7) 《中国教育年鑑》編輯部編，前掲書，640頁。
- (8) 「關於国务院学位委员会第一次（扩大）會議的報告」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，11-12頁。
- (9) 「中華人民共和国学位条例暫行實施辦法」教育部研究室編，前掲書，509-510頁。
- (10) 「關於加強省級学位委员会建設的幾点意見」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，42-43頁。
- (11) 同上。
- (12) 「關於加強省級人民政府对学位与研究生教育工作統籌權的意見」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，57-58頁。
- (13) 中華人民共和国教育部組編『共和国教育50年』北京師範大学出版社，1999年，386頁。
なお教育部のホームページによると，内蒙古自治区でも学位委员会が設置され，省レベルの学位委员会を設立している省は26になっている（<http://www.moe.edu.cn/moe.dept/xueweiban/>より2001年10月17日にダウンロードした）。
- (14) 「国务院学位委员会授權部分学位授予單位審批碩士學位授權学科、專業的試行辦法」，
「關於下放碩士學位授權学科、專業審批權試點工作的通知」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，112-116頁。
- (15) 「關於開展省級学位委员会審批碩士點試點工作的通知」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，131-134頁。
- (16) 「關於做好1997年博士和碩士學位授權點審核工作的通知」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，139-143頁。
- (17) 「關於批准開展自行審批增列博士生指導教師試點工作的通知」国务院学位委员会辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，119-125頁。

- (18)「關於開展自行審定博士生指導教師試點工作的幾點意見」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，128-130頁
- (19)《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1995』人民教育出版社，1996年，205頁。
- (20)「關於改革博士生指導教師審核辦法的通知」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，134-138頁。
- (21)「關於在北京大學等22所高等院校試辦研究生院的通知」何東昌主編『中華人民共和國重要文獻（1949～1997年）』（1976～1990年卷）海南出版社，1998年，2204-2206頁。
- (22)「研究生院設置暫行規定」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，47-49頁。
- (23)《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1997』人民教育出版社，1998年，208頁。
- (24)「東北師範大學研究生院揭牌」『中国教育報』2000年8月11日。なお，2000年に「研究生院」の試験的設置が認められた22の機関は以下の通りである（《現代教育報・校園周刊》・北京中企文化芸術有限公司編『考研饕餮－報考信息大全』世界図書出版公司，2001年，15頁）。

北方交通大学，北京郵電大学，北京林業大学，東北師範大学，華東理工大学，南京航空航天大学，南京理工大学，中国鋁業大学，南京農業大学，山東大学，石油大学，湖南大学，中南大学，華南理工大学，四川大学，重慶大学，西南交通大学，電子科技大学，西安電子科技大学，蘭州大学，第二軍医大学，第四軍医大学

- (25)鄒碧金・楊樹鋒「研究生院管理体制和模式的探討」『学位与研究生教育』2001年第4期，33-36頁。なお同論文では，「研究生院」の理想的な位置づけとして，以下のようなタイプが提唱されている。



第4章 大学院課程への入学

南部 広孝

本章では、大学院課程への入学に焦点をあて、大学院生がどのような過程で入学するのかを検討する。まず最初に、大学院教育が再開されてから1980年代前半までの間に確立された大学院生募集の方法をまとめる。1980年代後半になると、大学院生の募集方法に関しても多様な取り組みがおこなわれ始めるので、基本的な枠組みを説明した後、そうした新たな取り組みについて取り上げて検討する。

1. 再開期の大学院生募集方法

第1章ですでに述べたように、1977年に出された「關於高等学校招収研究生的意見」は文化大革命（以下、文革と略）終結直後における大学院教育の基本的枠組みを示すものであり、この中には大学院生の条件や募集方法も規定されていた。それによれば、大学院生の条件は「政治的経歴がはっきりしていて、中国共産党を擁護し、社会主義を愛し、労働を愛し、革命の紀律を遵守し、革命のために学ぶことを決心していて、大学卒業の文化程度を有し、一定の研究能力と専門分野における特長を有する」ことであり、工場、農村、学校、部隊、機関、企業・事業組織と科学研究機関から選抜するとともに、当該年の大学卒業生の中から選んで大学院生として大学に残すこととされた。後者については一般には30歳を超えないとされ、前者のカテゴリーは35歳を超えないこととされた⁽¹⁾。

大学院生の募集方法は、自己志願、所属組織の推薦、試験という手順であることが規定された⁽²⁾。試験では、政治、国語、外国語や専門科目が課された。政治と国語の試験は教育部によって出題され、すべての受験生が受けなければならない。外国語は、多くの機関では英語ないし日本語が課されたが、もっと多くの言語から選択することが可能な機関もあった。専門科目は、個々の機関によって出題された⁽³⁾。

「中華人民共和国学位条例」が施行され、大学院教育が博士課程と碩士課程（日本の修士課程に相当）に分かれると、1982年に「關於招収攻讀博士学位研究生的暫行規定」が公布され、博士課程大学院生の受験資格や募集方法が決められた⁽⁴⁾。受験資格は、(1)「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の基本原則を熟知していて、4つの基本原則を堅持し、品德がよく、法規を遵守し、学習に勤しんで、社会主義現代化建設に奉仕するよう決心している」こと、(2)碩士学位（日本の修士学位に相当）を有するか、同等の学力を備えていること、(3)健康で、一般に40歳以下であること、(4)当該専門分野と関連のある副教授以上の専門家2人の推薦があることの4点である。そして募集方法では、試験と推薦、筆記試験と口述試験を組み合わせる方法がとられた。試験では、マルクス・レーニン主義理

論科目，外国語と専門科目等の科目が課せられた。専門科目の数，受験申し込み期間と試験実施日は各募集機関が確定することになっていた。

2. 現在の入学方法

文革終結後の大学院教育における大学院生の入学は以上のように制度化されて始まった。1980年代半ば以降，一般の入学方法以外にもいくつかの入学方法が取り入れられるようになっているが，そうした多様な入学方法については次節で扱うこととし，本節ではまず，現在おこなわれている一般の入学方法について確認しておきたい。以下では，碩士課程と博士課程に分けてそれぞれ説明する。

(1) 碩士課程への入学

1996年，国家教育委員会（当時）は碩士課程大学院生の募集に関する「招收攻読碩士学位研究生管理規定」を公布した。これによれば現在，碩士課程への入学は次のようになっている⁽⁵⁾。

まず受験資格は，(1)中国共産党の指導を擁護し，社会主義現代化建設のために奉仕することを願い，品德が良好で法規を遵守すること，(2)国が学歴を承認する本科課程卒業生であるか，大学専科レベルの卒業生で卒業後2年以上を経ていて本科課程卒業生と同等の学力を有する者であるか，すでに碩士学位を有するもしくは大学院レベルの学歴を有する在職者であること，(3)年齢が40歳を超えていないこと，(4)健康で，健康診断の基準を満たしていること，(5)当該年度の本科課程卒業生の場合には所属機関の推薦があり，在職者の場合には所属機関人事部門の同意があり，その他の者は人事記録がある機関が作成した証明があることの5つである。これらの条件を満たす者で受験を希望する者は，国家教育委員会が決めた期日に，省レベルの新入生募集事務室が決めた場所で受験手続きをおこなう。

なお，受験資格のうち学歴が専科レベルの者に関しては，募集機関が状況に応じてさらに個別の条件を提示している。

第1次試験（原語は「初試」）である全国统一入試の期日は，国家教育委員会によって決められる。試験科目は5つで，政治理論科目，外国語と3つの専門科目である。いずれも筆記試験で，試験時間はそれぞれ3時間となっている。各科目の満点は100点である。これらの科目のうち，政治理論科目と，外国語・外国文学専攻以外の英語，ロシア語，日本語，そして一部の専攻の基礎科目は全国统一で出題され，その他の科目は募集機関がそれぞれ出題する。各科目の出題は，本科レベルの教学大綱と碩士課程大学院生として入学するための基本的な要求にしたがっておこなわれることになっている。

第2次試験（原語は「復試」）に参加できるのはすべての受験生ではなく，まず第1次試験の成績に関して国家教育委員会が制定した基準を満たしていることが求められる。こ

の基準は、学問分野や当該年度の本科課程卒業生であるかどうかによって異なっている⁽⁶⁾。この基準を満たしたうえで、各機関が制定した具体的な基準にもとづき、第2次試験に参加する受験生が確定される。第2次試験に参加する受験生の名簿、第2次試験の内容や実施方法は、各機関が自ら定めることになっている。

試験が終わると、試験の成績と、平素の学習、思想、業務、健康の状況を勘案して合格者名簿が作成される。なお、合格基準を満たした当該年度の本科課程卒業生は、募集機関の同意が得られれば、入学資格を保留して1年から3年の間仕事をし、その後碩士課程に入学して学習することが認められている。

なお、受験生の側からすると、碩士課程入学のプロセスは入学試験参加前からすでに始まっている。すなわち、入学試験や入学を希望する機関での教育内容等に関する情報を収集したり、受験準備のための教育を進めることが必要である。そのための書籍や問題集も数多く出版されているし、大学院受験準備クラスも開かれている。

(2) 博士課程への入学

一方、博士課程への入学は次のようになっている。「1998年全国博士生招生簡章」によれば⁽⁷⁾、まず受験資格は、(1)中国共産党の指導を擁護し、品德が良好で法規を遵守し、勤勉に学習して、社会主義現代化建設のために奉仕することを希望すること、(2)すでに碩士学位を取得している在職者、当該年度に卒業する碩士課程大学院生もしくは同等の学力を有する者であること、(3)健康で、基本的に45歳を超えていないこと、(4)受験する専門分野に関係する副教授以上の専門家2人の推薦があることとなっている。

試験は、政治理論科目、外国語、専門科目からなり、専門科目は少なくとも2つの筆記試験科目を含むこととされている。政治理論科目は、当該年度に卒業する碩士課程大学院生とすでに碩士学位を取得している者は試験の免除を申請することができる。試験科目は各機関、各専攻によって異なっている。例えば、1998年の高等教育学専攻についてみると、まず北京大学では(1)英語、(2)教育学と教育史、(3)教育経済学と教育管理学の3科目が挙げられている。華東師範大学の高等教育学専攻では、(1)英語もしくは日本語、(2)高等教育原理、(3)高等教育管理学、(4)高等教育評価原理の4科目となっている。そして廈門大学では、2人の指導教師によってさらに試験科目が異なり、1人は(1)英語、ロシア語、日本語から一カ国語、(2)高等教育学、(3)高等教育管理、比較高等教育、高等教育史から1科目、(4)高等教育関連テーマ（面接試験）の4科目、もう1人は(1)英語、日本語から一カ国語、(2)高等教育学、(3)高等教育史、(4)高等教育関連テーマ（面接試験）の4科目が課されている⁽⁸⁾。

この試験に続いて、碩士課程への入学の場合と同様、「復試」と呼ばれる第2次試験が課され、両方の試験の成績をはじめ平素の学習、思想、業務、健康の状況を勘案して合格者が決定される。

3. 入学方法の多様化

1980年代半ば以降、一般の大学院生以外のカテゴリーが設けられるとともに、上述した一般的な入学方法とは異なる入学方法が導入されるようになっていく。前者の主なものとしては、企業等の機関からの委託による大学院生の養成（原語は「委託培養」）と卒業後の就職先を定めた養成（原語は「定向培養」）があり、後者のうち主なものには、推薦入学制度、在職者に対する単独入試、専門職学位大学院生に対する連合入試がある。

(1) 委託養成

委託を受けて大学院生の養成をおこなう制度は、1984年に始まった⁽⁹⁾。この委託養成の大学院生は、国の募集計画には含まれない。こうした大学院生を採用する時には、受け入れ機関は雇用先の機関と契約をかわし、大学院生の養成費用は雇用先の機関が負担するとともに、卒業後はその機関で仕事をおこなうことになっていた。

1985年には教育部、国家計画委員会と財政部から「關於高等学校招収委託培養碩士生的暫行規定」が出され、碩士課程大学院生の委託養成について明確な規定が作られた⁽¹⁰⁾。それによれば、こうした委託養成の大学院生を受け入れられる高等教育機関は、国の募集計画を引き受けたうえでさらに余裕のある機関とされている。委託養成を受ける大学院生は、委託機関が推薦する当該機関の在職者でもよいし、他機関の在職者や当該年度の本科課程卒業生でもよい。委託養成の大学院生も、全国統一入試を受けなければならない。委託養成を引き受けた高等教育機関と委託した機関、委託した機関と大学院生の間で、それぞれ契約をかわすことになっている。このうち、委託養成を引き受けた高等教育機関と委託した機関の間の契約には、募集専攻、募集人数、養成の要求、学習期間の待遇や管理、卒業時の職場配置、養成費用の額と支払方法、契約の有効期限、契約違反した場合の責任等の内容が含まれる。一方、委託した機関と大学院生の間では、委託養成の志願、学習する専攻、卒業後の職場配置、委託養成した機関で働く最低年限、契約の有効期限、契約違反した場合の責任等の内容が含まれる。なお高等教育機関は、この規定を参考にして、博士課程大学院生や「大学院生クラス」の大学院生の委託養成を引き受けることもできるとされている。

1989年以降について委託養成の大学院生数の変化をみると（表4-1）、1991年にかけていったん減少しているものの、その後は絶対数が増加しているだけでなく、大学院生全

表4-1 委託養成大学院生数及び全大学院生数に占める比率（1989～1999年）

年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
人数（人）	7092	4182	1907	2024	6600	14116	18848	22734	24342	30183	37410
比率（％）	7.0	4.5	2.2	2.1	6.7	11.0	13.0	14.0	13.8	15.2	16.0

出典：『中国教育統計年鑑』（『中国教育事業統計年鑑』）1989年版-1999年版より算出。

体に占める比率も大きく伸びていることがわかる。1999年について課程別の委託養成大学院生数（在校生数）をみると、博士課程に8013人、碩士課程に2万9160人、「大学院生クラス」に237人が在籍している⁽¹¹⁾。これらの委託養成大学院生が各課程の大学院生数（在校生数）に占める比率をみると、博士課程では14.8%、碩士課程では16.3%、「大学院生クラス」では24.9%となっている。

(2) 卒業後の就職先を定めた養成

募集時に契約の形式によって卒業後の職場を確定する「定向培養」大学院生と呼ばれる大学院生の試験的な募集が、1987年から始められた。この時募集をおこなったのは、北京市では北京大学、中国人民大学、清華大学、北京師範大学といった高等教育機関で、国によって決められた募集計画のうち一定部分（1987年には3%）をこのような大学院生の募集に割り当てた⁽¹²⁾。

1988年には「高等学校招收定向培養研究生暫行規定」が出され、このような大学院生の募集方法が制度化された⁽¹³⁾。これによればまず、このような大学院生の養成を要求できるのは、高等教育機関、基礎研究を主とする科学研究機関、国の重点企業、公益事業をおこなう組織、党及び国の機関、中国人民解放军といった機関であり、これ以外の機関に関しては上述した委託養成とすることとされている。このような大学院生は、主として当該機関に所属する優秀な在職者の中から募集することとされているが、その他の受験生の中から募集することも認められている。当該年度の本科課程卒業生から採用された場合には基本的には、入学資格を保留し、まずその職場で1年から3年働き、それから大学院生として学習することになっている。また、委託養成の場合と同様、募集した高等教育機関と雇用先の機関、雇用先の機関と受験生の間で、採用前にそれぞれ契約をかわすことが定められている。このうち、募集した高等教育機関と雇用先の機関の間の契約には、募集専攻、募集人数、受験生の名簿、養成の要求、学習期間の待遇や管理、契約の有効期限、契約違反した場合の責任等の内容が含まれる。一方、雇用先の機関と受験生の間の契約には、学習する専攻、卒業後の職場、その職場で働く最低年限、学習期間中に雇用先機関が提供する待遇、契約の有効期限、契約違反した場合の責任等の内容が含まれる。

(3) 推薦入学制度

1985年から、一部の高等教育機関で当該年度の本科課程卒業生で優秀な者を推薦し、試験を免除して碩士課程に進学させる制度が試験的に実施された。1985年の試験的实施を経て翌1986年に出された「關於1986年繼續做好推薦優秀應屆本科畢業生免試為碩士生的試点工作的通知」では、1986年の実施に関して次のように規定された⁽¹⁴⁾。

まず推薦する側についてみると、全国重点高等教育機関では当該年度の本科課程卒業生の5%以内で優秀な者を推薦し、省・自治区・直轄市が所管する重点高等教育機関と中央

政府の部・委員会が所管する高等教育機関のうち少数の機関が当該年度の本科課程卒業生の3%以内で推薦することが認められている。一方、受け入れ側では、当該機関に割り当てられた募集計画数の30%以内で受け入れることとされていた。

この制度に対しては、問題点も指摘されている。その1つは、推薦された本科課程の学生が自分の在籍する高等教育機関の碩士課程に進学する比率が非常に高く、それがよくない影響を与えているというものである。もう1つは、推薦の基準が統一されていないため、推薦を受けた学生の質を保証するのが難しいというものである⁽¹⁵⁾。

(4) 碩士課程の単独入試

1986年に「關於高等学校招収在職人員為碩士生進行単独考試試点的通知」が出され、在職者を対象として個別の機関が単独で入学試験をおこなう方法が試験的に導入された⁽¹⁶⁾。実施機関は、全国の重点高等教育機関のうち、実践性が強い碩士学位授与専攻と哲学・社会科学分野の碩士学位授与専攻とされ、徐々に拡大していくことになっていた。募集対象となるのは、本科課程を卒業後当該専攻か近い専攻で連続5年働き、研究論文を発表したことがあるか業務上の中核となっていて、所属機関と2人の専門家の推薦がある在職者であり、一般には募集計画内の「定向培養」大学院生か募集計画外の委託養成の碩士課程大学院生とされている。なお、1996年に公布された「招収攻読碩士学位研究生管理規定」では、労働年数が4年以上に短縮されている⁽¹⁷⁾。

この単独入試は、全国統一入試と同じ試験時間で、全国統一入試と同じく5科目（政治、外国語と3つの専門科目）が課されるが、名称からも分かるように、実施機関自らが出題する。出題の仕方はさまざまで、ある機関では2～3の専門科目について全国統一入試の試験問題と同じとしているし、また別の機関では政治、外国語、数学、総合西洋医学といった科目を機関自身が出題している⁽¹⁸⁾。

2001年には、156の機関がこのような単独入試を実施する資格を有している⁽¹⁹⁾。

(5) 専門職学位大学院生に対する連合入試

近年、「工商管理碩士」（MBA）や「法律碩士」といった専門職学位⁽²⁰⁾のための大学院生募集にあたっては、これらの学位を授与することを認められた機関が、学位ごとに連合して入試をおこなうようになっている。

このうち「工商管理碩士」の連合入試は、1997年から始まっている。試験は筆記試験による第1次試験と面接による第2次試験からなる。第1次試験は政治理論、外国語、数学、管理、国語（原語は「語文」と論理の5科目である。外国語のうちの英語と数学、管理、国語と論理の各科目は、「全国工商管理碩士教育指導委員会」が統一出題、統一採点をおこなう。外国語のうち日本語とロシア語は碩士課程の全国統一入学試験の問題を使い、他の外国語と政治理論は各募集機関が自ら出題することになっている。この連合入試の受験

資格は、本科課程卒業者は卒業後3年以上、専科課程卒業者は卒業後5年以上、大学院課程卒業者は2年以上の労働経験を有する者で、年齢は一般には40歳を超えないとされている。各募集機関は教育部の規定するこうした条件に加えて、自らの募集条件を追加することもできる⁽²¹⁾。2001年の連合入試では、56の機関が参加している⁽²²⁾。

また「法律碩士」についてみると、このような連合入試は2000年から始められた。試験科目は、政治理論、外国語、民法学、刑法学、総合試験（憲法、法学基礎理論、中国法制史を含む）の5科目で、このうち政治理論と外国語は全国統一入試に参加する⁽²³⁾。また、それ以外の3科目の出題は、「全国法律碩士專業学位教育指導委員会」がおこなう。受験資格は、通常の碩士課程入学のための資格に、大学で学習した専攻が法学ではないことが加えられている⁽²⁴⁾。この連合入試に参加している機関は、2001年時点で28の高等教育機関となっている⁽²⁵⁾。

2001年10月に実施された連合入試では、上記の2学位のほか、「公共管理碩士」、「教育碩士」、「工程碩士」、「農業推广碩士」、「獸医碩士」、それから高等教育機関のマルクス主義理論科目及び思想品德科目担当の教師が在職で学ぶ碩士学位、中等専門学校の教師が在職で学ぶ碩士学位の9種類の連合入試が同時におこなわれた。この時10万人近い受験生が試験に参加したが、受験生が最も多かったのは「工程碩士」で4万2418人だった⁽²⁶⁾。

4. 現在の碩士課程入試の出願者

最後に、近年の碩士課程入試への出願者の特徴についてまとめておきたい。

まず出願者総数であるが、ここ3年間は毎年史上最多記録を更新している。1999年には定員6万5720人に対して31.9万人が出願した。出願者は2000年には39.2万人、2001年には46万人となっている⁽²⁷⁾。2001年の募集計画数は12.8万人だったので、1999年に比べると競争倍率は下がっているものの、それでもおよそ3.5倍となっている。

2001年の出願者について、詳しくみてみよう⁽²⁸⁾。まず学歴をみると、本科課程の卒業生が39.7万人で全体の86.4%を占め、残りは本科課程卒業と同等の学力を有する者という資格で出願している。本科課程卒業生のうち当該年度の卒業生、つまり本科課程卒業と同時に碩士課程への進学を目指している者は20万人で、出願者総数の44%にとどまっている。この比率はあまり変化が見られない。例えば、対象は異なるが、1987年に合格した碩士課程大学院生では、在職者の比率が50%を超えていた⁽²⁹⁾。

次に専攻別では、出願者が最も多いのは「工商管理」で約3.8万人が出願しており、「コンピュータ応用技術」、「法律」、「外科学」、「内科学」、「金融学」、「企業管理」、「通信・情報システム」、「会計学」、「制御理論・制御工学」と続いている。

さらに機関別では、北京大学が最も多くて1.38万人が出願しており、2位以下は浙江大学、復旦大学、武漢大学、華中科技大学、清華大学、中国人民大学、吉林大学、西安交通大学、南京大学の順になっている。このうち武漢大学までの4校は、出願者が1万人を超

えている。

以上のように、文革終結後現在まで、碩士課程への入学では基本的な科目について全国統一の入学試験が課され、大学院教育を受けるのに必要な最低限の要求が明確にされているとともに、各機関、各専攻の状況に応じた科目設定が可能となっている。後者の点は博士課程への入学の際にはよりはっきりと打ち出されている。一方、委託養成や「定向培養」など、中国の現状にもとづいた枠で大学院生の募集がおこなわれ、推薦入試や各機関による単独入試、専門職学位のための連合入試といった多様な募集方法も採られるようになってきている。

【注】

- (1) 「關於高等学校招收研究生的意見」何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻（1949年～1997年）』（1976～1990年卷）海南出版社，1998年，1581-1582頁。
- (2) 同上。
- (3) 以上の記述は、マーク・シデル（大塚豊訳）「中国の大学院教育：新しい歩み，新しい挑戦」馬越徹編『アジアの高等教育』（大学研究ノート第69号）広島大学大学教育研究センター，1987年，36-46頁による。
- (4) 以下の記述は、「關於招收攻讀博士学位研究生的暫行規定」教育部研究室編『中華人民共和國現行高等教育法規匯編』（上卷）人民教育出版社，1999年，552-553頁による。
- (5) 「招收攻讀碩士學位研究生管理規定」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編『學位與研究生教育文件選編』高等教育出版社，1999年，171-174頁。
- (6) 例えば《現代教育報・校園周刊》・北京中企文化藝術有限公司編『考研鑒鑒－報考信息大全』世界圖書出版公司，2001年，16-17頁には，2001年の碩士課程入学試験における最低合格ラインが示されている。
- (7) 「1998年全国博士生招生簡章」國家教委高校學生司編『全國博士生招生專業目錄（1998年版）』中國科學技術大學出版社，1997年。
- (8) 同上書，26頁，342頁，454頁。
- (9) 《北京研究生教育》編審委員會編寫組編『北京研究生教育（1949－1989）』航空工業出版社，1989年，74頁。
- (10) 以下の記述は，「關於高等学校招收委託培養碩士生的暫行規定」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，160-161頁による。
- (11) 教育部發展規劃司編『中國教育統計年鑑 1999』人民教育出版社，2000年，38頁。
- (12) 《北京研究生教育》編審委員會編寫組編，前掲書，73頁。
- (13) 以下の記述は，「高等学校招收定向培養研究生暫行規定」國務院學位委員會辦公室・

- 教育部研究生工作辦公室編，前掲書，169-170頁による。
- (14)「關於1986年繼續做好推薦優秀應屆本科畢業生免試為碩士生的試點工作的通知」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，158-159頁。
- (15)常傑「對推薦優秀應屆本科畢業生免試攻讀碩士學位工作的思考」『學位與研究生教育』1997年第6期，42-44頁。
- (16)以下の記述は，「關於高等學校招收在職人員為碩士生進行單獨考試試點的通知」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，162頁，「在職人員如何報考研究生」『中國教育報』2000年10月12日による。
- (17)「招收攻讀碩士學位研究生管理規定」國務院學位委員會辦公室・教育部研究生工作辦公室編，前掲書，171-174頁。
- (18)胡學旺「碩士生單獨考試的作用、存在的問題、原因及對策」『學位與研究生教育』1999年第6期，30-32頁。
- (19)「2001年具有單獨考試資格院校名單」『中國教育報』2000年10月12日。
- (20)專門職學位的導入とその後の展開については，第1章第4節及び第7章第3節も参照のこと。
- (21)《現代教育報・校園周刊》・北京中企文化藝術有限公司編，前掲書，150-151頁。
- (22)「MBA聯考」『中國教育報』2000年10月12日。
- (23)教育部高校學生司・國務院學位委員會辦公室・司法部法規教育司制定『2002年法律碩士專業學位研究生聯考考試大綱』（第2版）中國人民大學出版社，2001年，3頁。
- (24)具体的に言えば，法學，經濟法，國際法，國際經濟法，勞働改造法，商法，公証，法律事務，行政法，弁護士，涉外經濟と法律，知的財産権法，刑事法の専攻を学んだ者は受験できないことになっている（「法學碩士聯考」『中國教育報』2000年10月12日）。
- (25)「法學碩士聯考」『中國教育報』2000年10月12日。
- (26)「近十萬人參加在職攻讀碩士學位全國聯考」『中國教育報』2001年10月15日。
- (27)1999年のデータは「今年全國報考碩士研究生人數創記錄」『中國教育報』1999年1月29日，2000年のデータは「報考碩士研究生人數再創新高」『中國教育報』1999年12月17日，2001年のデータは「今年報考碩士生人數再創新高」『中國教育報』2001年1月11日による。
- (28)以下の統計は，「今年報考碩士生人數再創新高」『中國教育報』2001年1月11日による。
- (29)《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑 1988』人民教育出版社，1989年，221頁。

第5章 カリキュラム

楠山 研

本章の目的は、大学院課程に入学した学生が、実際にどういった経過をたどって卒業に至るのか、そのプロセスをたどることである。そのために、まず大枠である学制の変遷を振り返り、続いてコースワーク、中間審査、論文執筆がどのような手順でおこなわれるのかを具体的にみる。そして、近年増加している専門職学位のカリキュラムと従来開設されている学問学位のカリキュラムとを比較し、その違いを検討する。

1. 学制

現在の大学院課程の基本修業年限は、1998年の「中華人民共和国高等教育法」によれば、碩士課程（日本の修士課程に相当）が2年から3年、博士課程が3年から4年となっている。なお、主管教育行政部門の認可を得れば、実際の需要に応じて修業年限を調整できることになっており、各機関がその専門分野の特殊性などを考慮して、学制の具体的な規定を定めている。実際には、碩士課程は2年半から3年、博士課程は3年というところが多いようである。

中華人民共和国成立後、1951年に政務院が公布した「關於改革学制的決定」によって、大学と専門学院は研究部を設けなければならず、その年限は2年以上とすることが定められた。この頃の大学院の主要な目的は大学教員の養成であり、その学制は2年から3年で、碩士課程、博士課程といった段階区分はなかった。1956年から高等教育機関と中国科学院が4年制の大学院教育を開始し、さまざまな学制が存在することになったため、1961年に教育部は「直属高等学校暫行工作条例（草案）」において大学院課程の学制は3年と明確に規定した⁽¹⁾。

1978年に大学院教育が再開されると、教育部はその学制を通常3年と定めた。教育部は翌1979年には、2年制・3年制・4年制の3種の大学院課程を設けた。これらにはそれぞれ異なった要求が出され、2年制にはコースワーク修了と一般的な論文、3年制には一定の研究訓練と卒業論文、4年制には独創性のある研究成果たる卒業論文がそれぞれ課された。実際には4年制の大学院生は2年制の大学院課程卒業生の中から選抜され、その後の2年で科学研究と論文執筆をおこなうことになっていた。この4年制大学院生の選抜に関しては、教育部が1980年2月に公布した「關於1980年全国有關重点高等学校選拔四年制研究生的暫行辦法」に詳しく規定されている。これによれば4年制大学院生選抜の条件は、「档案」と呼ばれる個人の身上・行状記録や2年制大学院課程の卒業状況、本科課程入学時点での政治審査状況に問題がないこと、主要科目と第一外国語の成績が優秀であり、論

文口頭試問を通過し、優れた科学研究能力があること、健康であることとなっている。選抜方法は推薦と試験で、このうち試験は、外国語、基礎科目、専門基礎科目または専門科目の3つを含むと規定されていた。また、これは2年制と4年制の両方がある高等教育機関で実施され、当該機関の卒業生の中から選抜することになっていた。ただし本人の申請、指導教師の推薦、受け入れ機関の同意により外部の者が試験を受けることも可能で、また機関の需要に応じて、2年制大学院課程の卒業生がいる他の機関からも受け入れるという例外も認められていた。ここで大学院教育に実質的な段階区分ができたことになる。この規定は実質的に1981年施行の「中華人民共和国学位条例」に受け継がれ、大学院教育は大きく碩士課程と博士課程とに分けられることになった⁽²⁾。

その後碩士課程の修業年限は2年から3年、博士課程は3年から4年が一般的となっているが、このうち碩士課程について、その年限を短縮しようとする動きがしばしばみられる。例えば1986年12月に出された「關於改進和加強研究生工作的通知」は、積極的に努力して年限を徐々に短縮し、碩士課程を2年から2年半、博士課程を3年前後にするよう求めていた⁽³⁾。近年でも、例えば中国の大学院教育を世界レベルにあげるために「碩士博士一貫制」として、碩士課程の年限を短縮することが検討されている。このような年限短縮が実行に移されなかった理由としては、次のような点が考えられる。まず、碩士課程において、1年から1年半をコースワーク、残りの1年から1年半を論文執筆に充てる方法は高い成果をあげてきたとして評価されており、また、碩士課程修了後博士課程で学習を継続するのは1割前後という現状から、碩士課程を短縮することによる、碩士課程大学院生の質への影響が懸念されている⁽⁴⁾。またこれに関連して、1996年と1999年に教育部がおこなった調査によると、教師と管理者のうち、2年制を支持する人びとは1割程度いたが、現在の碩士課程大学院生がコースワークと実験、さらには就職活動に追われて、論文に使う時間が限られているという状況から、学習年限があまりに短いと碩士課程での養成の質を保証できなくなるという意見が大勢のようである。この調査でも半数以上が、現在の碩士課程の学制である2年から3年の間が適しているとしている⁽⁵⁾。

なお博士課程の学制は実質上3年となっており、これについては3年でよいという意見と3年から4年の間がよいという意見が多い。他に博士課程については年限を決めず、柔軟にすべきだという意見も少なくない。これに関連して、例えば西安市にある西北工業大学ではコースワークの総量が増えたため、それまで半年でコースワークを終えて論文作成にとりかかっていたものが、現在はコースワークに1年かけねばならず、その結果、1989年以降博士課程在籍者のうち規定年限の3年で卒業した者は1人もいないという事態になっていることが問題として取り上げられている⁽⁶⁾。

また、広大で多様な中国では、文化的経済的格差が大きい等の理由から、小中学校の学制については年限を決めず、地方政府が状況に応じて決めるという「弾性学制」を導入しようとする意見がしばしば登場しているが、大学院教育についても、各専門分野・専攻の

特殊性、多様性、複雑性を考慮して、それぞれの機関あるいは専門分野・専攻が年限を決めるという「弾性学制」への支持が高い。そこでは碩士課程を2年から4年、博士課程を3年から6年とするというような意見がある⁽⁷⁾。また江蘇省では、卒業年限の下限を決めず、上限を碩士課程は5年、博士課程は6年としようという案も出されている⁽⁸⁾。

なお1997年の統計によれば、実際に碩士学位（日本の修士学位に相当）を取得するまでに要した平均学習年限は2.7年、博士学位を取得するまでに要した平均学習年限は3.3年となっている⁽⁹⁾。

2. 学習プロセス

続いて大学院課程の学習プロセスをみることにしよう。学習プロセスは大きく、コースワークと論文執筆の2つの段階に分けられ、その間に中間審査が実施されるという構造になっている。このプロセスは碩士課程でも博士課程でも基本的に同じであるため、以下では主として碩士課程を例に検討する。

(1) コースワーク

中国における大学院教育の特徴として、カリキュラムが詳細に規定されている点が挙げられる。特に碩士課程に関しては、かなり詳細に定められている。上述の通り、碩士課程においては2年から3年の年限のうち、1年から1年半をコースワーク、残りの1年から1年半を論文作成に充てる方法がとられている。

ここで具体的なコースワークの状況をみていくことにする。例として、やや古い資料になるが、1992年に北京師範大学で定められた碩士課程のカリキュラムを取り上げる⁽¹⁰⁾。

北京師範大学全体の規定によれば、碩士課程大学院生の学習年限は2年半から3年であり、短縮することはできるが、延長することはできない。ただし在職の碩士課程大学院生は1年延長できる。碩士課程大学院生はコースワークの履修と学位論文の執筆をおこなうが、通常コースワークは1年半を超えず、科学研究、論文執筆は1年より短くすることはできない。そして、コースワークで規定の32単位を取得しなければ、論文口頭試問に参加することができない。

コースワークでの履修科目は大きく学位科目と非学位科目に分けられている。学位科目には、大学院共通科目（4科目、9単位）、専門基礎理論科目（3～4科目、9～12単位）、研究方向科目（1～2科目、3～6単位）があり、非学位科目には、選択科目（3～4科目、6～8単位）、補習科目（同等学力あるいは専門分野を超えて履修する者対象：2科目で単位は授業時数の3分の1で計算）、必修部分（教学実践と社会实践（各2）、文献綜述と学術活動（各1））がある。

これを踏まえて、各専攻ではどのような科目が提供されているのだろうか。例として、同大学外国教育研究所比較教育学専攻の碩士課程を取り上げると、同専攻では当時、以下

のような科目が開設されていた。

まず学位科目の大学院共通科目としては、マルクス主義理論科目と第一外国語（英語，日本語，ロシア語，ドイツ語，フランス語）がある。このうち前者には、「マルクス主義經典著作選読」（文系のみ：2単位）と「科学社会主義の理論と実践」（2），後者には「基礎外国語」（4）と「専門外国語」（1）があり，すべて履修する必要がある。これらは専攻にかかわらず履修が課されるもので，マルクス主義理論科目は国家体制，徳育の面から，外国語は本科課程段階での外国語教育のレベルが高くないという状況から，それぞれ重視されており，全学習時間の4分の1を占めている。なお外国語は本科課程段階の教育レベルが上がるにつれてだんだん時間数が少なくなることになっているが，これまで課程配分に大きな変化はない⁽¹¹⁾。専門基礎理論科目（主に1年目に学習）としては，「教育基本原理」（3），「比較教育概論」（3），「マルクスレーニン主義基本経済原理」（3），「国外教育文献講読」（3）のうち3～4科目を選択して履修する。研究方向科目としては，「比較高等教育」，「比較師範教育」，「比較中等教育」，「比較職業教育」，「比較成人教育」，「比較教育思想」，「比較教育経済」（すべて6）があり，そのうち1～2科目を選択して履修する。

非学位科目の選択科目としては，「マイクロコンピュータ・ソフトウェア」，「第二外国語」（以上2）「教育社会学」，「教育動態講座」，「西洋哲学史」，「外国教育史」，「中国教育史」，「心理学」，「教育心理学」，「教育統計学」（以上3）があり，そのうち3～4科目を選択して履修する。補習科目としては，「教育学」，「外国教育史」がある。必修部分としては，「教学実践」，「社会实践」（以上2），「文献綜述とテーマ報告」，「学術活動」（以上1）があり，すべて履修する必要がある。なお，選択科目は，個人の需要と興味により専門分野を超えて学習することが提唱されている。また，「教学実践」とは本科課程の学生に対する教育活動に加わることであり，日本のティーチングアシスタントにあたる役割の他に，教師の指導下で実際に授業をおこなうこともあるようである。学位科目及び選択科目は試験がおこなわれ，100点満点中60点で合格となる。

このような科目に加えて，各専攻で必読書が提示されていることも中国の碩士課程カリキュラムの特徴といえよう。上で取り上げた比較教育学専攻では，『馬克思、恩格斯、列寧、斯大林論教育』（人民教育出版社，1979年），『毛沢東論教育』（同，1979年），コメニウス『大教学論』（同，1984年），ヘルバルト『普通教育学』（同，1990年），スペンサー『教育論』（同，1979年），王承緒等主編『比較教育』（北京師範大学出版社，1985年），『西方教育經濟流派』翻訳集（同，1990年），Dewey, J. "Democracy and Education, An Introduction to the Philosophy Education" (The Macmillan Co., 1937)，そしてロシア語文献1点が挙げられている。

なお現在の北京師範大学国際与比較教育研究所（1995年に外国教育研究所から改名）碩士課程では分類方法や名称が変わっており，共通学位科目（3科目，9単位），学位基礎

科目（3科目，9単位），学位専門科目（4科目，12単位），専攻選択科目（2科目，4単位），必修部分（2単位）の総計36単位を履修する必要がある。学位基礎科目には「比較教育概論」，「教育原理」，「国外教育文献講読」があり，すべて履修しなければならない。学位専門科目には「比較高等教育」，「外国教育思想研究」，「文化伝統と現代教育」，「国際教育概論」，「比較教育理論の歴史研究」，「教育経済学導論」，「教育資源の開発と管理」，「中外教育評価の理論と実践」，「民族国家の発展と教育の現代化」，「幼児教育比較研究」，「幼児心理発展と教育研究」，「専門外国語」がある。専攻選択科目には「中外哲学史」，「外国教研史」，「中国教育史」，「教育統計学」がある⁽¹²⁾。

最近の一般的傾向としては，他の専門分野の授業を受けさせることによって，専門のみでない幅広い知識を身につけさせたり，理論の教授に偏らず実践的な場を増やすことによって研究能力の養成をはかったりする動きが見られる⁽¹³⁾。また碩士課程と博士課程をつなげて「碩博連読」課程とし，一貫した教育をおこなうところもある⁽¹⁴⁾。

コースワークの配分は基本的に各大学にまかされる部分が多いといえるが，例えば英語能力については，全国統一試験において大学院生は6級を獲得することが求められるように，認定基準を全国統一のものにしようとする努力もみられる⁽¹⁵⁾。

なお，博士課程でも基本的に同じプロセスをたどるが，課される科目数は碩士課程よりも少ない。例えば，北京師範大学国際与比較教育研究所博士課程では，共通学位科目2科目，学位専門科目2科目（「教育哲学」，「比較教育」，「比較教育経済」，「教育管理」から選択）と，当該学問分野の先端的な研究内容を学ぶ「最前線講座」（原語は「前沿講座」）8回の参加が課されている⁽¹⁶⁾。他の機関や専門分野・専攻では，碩士課程カリキュラムでは選択科目であった第二外国語が必修科目として求められるところもある。一方，例えば山東大学では，博士課程におけるコースワーク設置についての原則として，個別化，先進性，質の重視を挙げている。つまり，それぞれの経験や知識，方向性が異なる博士課程大学院生のコースワークについては，それぞれが学ぶべき分野について，先進的な事柄を，量ではなく質を重視して，詳しく学習を進めるべきであるということである⁽¹⁷⁾。

(2) 中間審査

このように詳細に規定されたコースワークを消化して，碩士課程の半分の期間（3年制なら1年半）が経つと，中間審査（原語は「中期篩選考核制度」）がおこなわれる。これは，学習成績，科学研究能力，思想品德の全面発達を進め，競争原理を堅持し，学生の質を維持するために実施される，コースワーク，科学研究能力，思想政治表現にわたる全面的な試験である。この中間審査を経て，大部分の大学院生は論文執筆段階への進学が認められる。ごく少数の学習成績が特別優秀で博士課程レベルにある者，あるいは日々の活動において思想品德が優秀で特に優れた才能のある者については繰り上げて博士課程への進学が認められる。逆に学習成績が悪い者，また科学研究能力が明らかに欠けている者，あ

るいはその他の原因で学習継続が困難な者については学習を停止し、職場配置にまわされることになる。なおその中で碩士課程の学習を修了し、試験の成績も合格である者には卒業証書が授与されることになっている。例えば1989年に北京師範大学に入学した大学院生では、227人が中間審査に参加し、216人が論文執筆段階への進学が認められ、4人が博士課程進学認定、7人が学習停止となり、うち1人が卒業認定されている⁽¹⁸⁾。

この試験はコースワークの個別科目の試験とは違って、大学院生が基礎及び専門的理論をマスターし、運用しうる水準や研究能力についての総合的審査であり、個々の機関、専門分野、専攻の特徴にもとづいて異なった方式が採用されている⁽¹⁹⁾。一例として、やや古いですが、北京師範大学が1987年度入学の碩士課程大学院生に対しておこなった中間審査をみると、(1)コースワークの成績（教師と学生の負担増加を避けるため新たな試験はおこなわない）、(2)科学研究能力（学生がコースワーク段階で完成させる学年論文や科学研究の成果報告などをもとに、審査グループのメンバーが学生ごとに投票して成績を決定する）、(3)実験助手能力及び野外活動能力（この能力が求められる分野においては、教官が平常点で判断し、成績をつける）、(4)思想品德（教官が審査し、学年主任が判定して成績を出す）の4項目の成績をもとに、審査グループが意見を提出し、学位評定委員会での討論を経て「研究生院」に報告されることになっている。この中間審査の効果を出すため、学位科目に1つでも不合格の科目があった場合退学となるなどのルールが決められている。なおこの審査グループは教師、系主任、教研室主任、政治輔導員などからなる⁽²⁰⁾。

すでに述べたように実際に進学できないのは少数ではあるが、この試験を通過することは教師や学生にとってとてもよい督促検査となっており、積極的な効果を及ぼすと評価されている⁽²¹⁾。またこれは単純な淘汰制度ではなく、「因材施教」（一人ひとりの特徴に合わせて教育する）の原則を貫徹し、大学院生の振り分けをおこない、優秀な人材の成長を加速する一種の措置であるとされており、ふるい分けとともに、大学院生の学習継続のための指導的機能を果たすものでもあるとされている⁽²²⁾。さらに中間審査では、学生が別の教師に論文のテーマや内容を報告する機会もあるため、さまざまな角度から意見を聞くことができたり、他の学生の報告を聞くことによって新しい知識が得られたりするなど、学生にとって貴重な機会となることもこの制度のよい点であると考えられている。また教師にとっても、学生を全面的に理解し、自らの検査ともなるよい機会であるとされている⁽²³⁾。この他にも、この制度によって中途退学者が減るとか、結果の判明により大学院生の学問への情熱が高まり、学問継続の志向が定まる、競争意識が高まり、大学院生の学習に対する積極性と自覚を高めるとともに、教師の学生育成への責任感が高まり、学位論文の質も高まるなどの好意的な意見が多い。ただし、コースワークの成績以外は定量化が難しく、その評価は困難であるため、評価方法の研究も必要であるとされている⁽²⁴⁾。教育部が1996年と1999年におこなった調査によれば、華南地区の大学院生のうち、この淘汰制度に賛成の者は約26%だったのに対して、反対の者はそれを上回る約30%であった。反対の理由と

しては、管理体制がしっかりできていないことや、淘汰の科学性と客観性に問題があることなどが挙げられている⁽²⁵⁾。

なおこの制度は博士課程にもあり、学習停止となった場合、碩士論文提出後と同等の職場配置にまわることになる⁽²⁶⁾。

(3)論文執筆

論文執筆は、通常1年半のコースワーク期間に所定単位を取得し、中間審査を経て論文執筆段階への進学が認められてから始まることになる。具体的には、まず調査研究を進め、テーマを選び、テーマ報告をおこない、論文を作成し、評価を受け、口頭試問を経て論文執筆は終わり、職場配置まで進んだところで卒業となる⁽²⁷⁾。

ここでは北京大学における規定を参考にしながら、碩士学位論文執筆のプロセスや要求を確認する。まず碩士学位のための論文は、研究課題について新しい見解や成果、ならびに理論上あるいは実践上社会主義現代化建設あるいは専門分野・専攻の発展に一定の意義があることが要求されている。また学生が専門分野・専攻において基礎理論と系統的な専門知識を修得し、科学研究活動あるいは専門技術活動をおこなう能力を備えていることが現れたものであることも要求されており、指導教師の指導の下、碩士課程大学院生本人が独力で完成させることとなっている⁽²⁸⁾。

論文本体は題目、提要（300～400字の要約、最終行に3～5個のキーワードを書く）、英文要約（碩士論文では不要）、目次、引言（あるいは序言、本研究の意義など）、本文、結論、参考文献と注釈という構成になっている。また500字前後の「摘要」が必要となる。これは学位申請に必要となる書類であり、要約の他に所属、名前、指導教師名などを記入し、指導教師が署名した後、「研究生院」に送られる。その他、表紙の装丁、紙の大きさ、図表につける説明文の位置、数字は一律にアラビア数字を用いることなどの詳細な規定があるが、文字数については大学統一の規定はなく、専門分野・専攻によって決められるようである⁽²⁹⁾。

論文完成後、学位取得までには次のような手続きが必要となる。論文ができあがったらまず指導教師に提出し、指導教師が論文にコースワークの成績を加味して口頭試問への申請を判断する。その後、指導教師が所属の専攻あるいは教研室の主任に報告してチェックを受け、学位評定委員会主席あるいは大学院生の業務を主管する系主任のチェックを受けて同意の署名を得て、口頭試問に進むことができる⁽³⁰⁾。

口頭試問の前には、指導教師が審査し詳細な学術評価文を作る他、学問的造詣の深い教授、副教授あるいはそれらに相当する職にある専門家2人（学外1人を含む）を論文評価人として招聘する。評価人は口頭試問の1か月半前までに学位論文を受け取って評価をおこない、2人が同意しなかった場合、口頭試問に進むことはできず、その申請は無効となる。

碩士學位論文口頭試問委員會は3人から5人の学問的造詣の深い専門家によって構成され、学外の専門家は入れなくてもよい。指導教師自身が口頭試問委員會に参加する場合には、指導教師が委員會主席になることはできず、委員會は最低4人以上で構成しなければならない。委員會主席及び委員會メンバーの半数以上は教授、副教授あるいは相応の職にある専門家でなければならない。この委員會のメンバー及び委員會秘書は、専攻あるいは教研室の主任が出した案を、評定委員會主席あるいは大学院生の業務を主管する系主任が認可して決定される。

口頭試問委員會では、論文が「中華人民共和国学位条例」の要求するレベルに達しているかどうかという基準で審査がおこなわれる。

碩士學位論文口頭試問は、委員紹介、指導教師による対象大学院生の学習成績と科学研究の状況の簡単な紹介、学生による論文内容の紹介（30分）、口頭試問委員による質問、学生による応答、休会という順序でおこなわれる。口頭試問休会后、口頭試問委員會は會議を開き、議論を経たうえで無記名投票をおこない、3分の2以上の同意が得られれば通過が決定する。その後論文が碩士課程卒業レベルに達している場合卒業許可を与えるが、碩士學位を授与できるレベルには達していない場合、1年以内に論文を修正して再度口頭試問をおこなうという決定がおこなわれることもある。通過の場合、評価コメントを協議し、決議書にサインをして、口頭試問を再開し、結果を宣言して閉会となる。

その後は、口頭試問委員會秘書が口頭試問を整理してとりまとめ、各系の大学院教育担当教務員あるいは秘書に送り、そこで「研究生院」の要求にもとづいて主任に報告し同意のサインを得た後、「研究生院」に大学院生の関係資料を送る。「研究生院」の審査を待つて学位評定委員會が開かれ、そこで学位授与が決定し、結果が研究生培養処及び学位評定委員會辦公室に伝えられる。

なお、博士学位論文口頭試問も基本的なプロセスは同じであり、評価や口頭試問に参加する委員数が多いこと、通過条件が厳しいことなどが異なる⁽³¹⁾。

3. 専門職学位のためのカリキュラム

1980年代後半から研究者の他に高度な知識技術を有した応用的、実践的人材が求められるようになり、現在11の学問分野において専門職学位（博士学位、碩士學位、学士学位）が授与されている⁽³²⁾。本節ではその専門職学位と学問学位のカリキュラム上の違いをみていくことにする。例として、理系の最高峰といわれる清華大学の工学系において、専門職学位である「工程碩士」学位の取得を目的とした「コンピュータ技術」領域課程と、学問学位である工学系の情報科学技術学院「コンピュータ科学技術」専攻のカリキュラム配分を比較してみることにする。この2つはほとんど同様の分野を扱うものであるが、専門職学位の方の名称には「科学」の文字が抜けて「技術」のみになっていることから、この専門職学位が科学的な理論よりも実践的な技術を重視していることがわかる。また、清華

大学の「工程碩士」学位課程において必ず登校することが求められるのは、コースワーク中の実験部分、専門分野の「最前線講座」、テーマ報告、中間試験、論文執筆と口頭試問の時であり、その他のコースワークについては、企業あるいは所属機関での集中的な講義に加えて遠隔講義も採用できることになっている⁽³³⁾。

なおこの「工程碩士」学位は1980年代半ばから検討、試行が進められ、1997年に正式に設置されたもので、当初は全国9つの機関で1500人が募集されていたが、2000年には102の高等教育機関で1万3000人以上の大学院生が募集されている⁽³⁴⁾。

それでは、2つのカリキュラムを具体的に比較してみよう⁽³⁵⁾。

まず全大学院生に共通して必修となっているマルクス主義理論科目と第一外国語についてみると、専門職学位課程では理系の大学院生全員に課される「自然弁証法」と第一外国語が課されているが、学問学位課程ではこれらの科目に加えて「社会主義と現代教育」（1単位）が課されている。マルクス主義理論科目に関しても、専門職学位課程にはより実践的なもののみが課されているということであろうか。

学位科目の基礎理論科目は、学問学位では3～4科目、専門職学位では4科目履修することが求められている。この基礎理論科目のリストには学問学位では9科目、専門職学位では7科目あり、学問学位に「基礎汎用関数分析」と「最優化理論基礎」が加わっている他、7科目はすべて共通している。

専門職学位課程には学位科目と非学位科目の区別がないため、学問学位の学位科目の中の専門基礎科目と専門科目（6単位以上）及び非学位科目の専門分野内配当科目（5単位以上）を合わせたものが、専門職学位の学位科目の専門科目と専門技術科目（15単位）に相当することになる。両方に共通して配当されている科目は29あり、そのうち5科目が学問学位では非学位科目に配当されている。この5科目は「人工知能」、「マイクロコンピュータ系統インターフェイス技術」、「ATM交換技術とB-ISDN原理」、「コンピュータ視覚專題」、「コンピュータ知能及びロボット学」であり、専門職学位ではコンピュータに関する実践的な科目がより重視されていると言える。

専門職学位課程にのみ配当されている科目は「データ構成」、「コンピュータ図形学基礎」、学問学位のみのものは学位科目では「並行計算」、非学位科目では「ランダム信号の統計処理」、「モデル識別」、「ネットワーク高性能計算と超級サーバー」である。ここからは、専門職学位では基礎的な科目が、学問学位では理論的な科目や高度な計算を伴う科目が配当される傾向があるということができよう。

その他の違いとしては、学問学位課程では必修部分である「文献綜述とテーマ報告」、「学術活動」、「社会实践」、「教学实践」をすべて履修する必要があるのに対して、専門職学位では「文献綜述とテーマ報告」のみが共通するのみで、他に「工程領域学科最前線講座（コンピュータ技術）」、「中間報告」が配当されている。すでに社会経験を有している人が多く、また卒業後も元の職場に復帰する可能性の高い専門職学位には、「社会实践」や本科

課程学生等に講義活動をおこなう「教学実践」は配当されていない。「工程領域学科最前線講座（コンピュータ技術）」は専門職学位課程のみに配当されていることから、この科目は卒業後すぐに必要とされる最新の実践的な知識技術を教授する科目と考えられる。

また学問学位課程では、他分野の科目履修については、全分野が対象とされており、あくまで任意で推奨されているにとどまっているが、専門職学位課程では2科目4単位以上の履修が必要であり、分野も管理、環境、社会科学、経済の中から選択することになっている。ここでは人文科学分野が省かれていることから、ここでもやはりより実践的で現実的な科目の履修が求められているということができよう。

以上の比較により、専門職学位課程ではより実践的で新しい専門知識技術の修得、広範囲にわたる実社会で役立つ知識の修得が求められており、学問学位課程でより高度な理論知識技術、教授経験などが求められているのとは大きな違いがあることが確認できた。

本章では、大学院課程に入学した学生が、入学後どういったプロセスをたどって卒業・学位取得に至るのかみてきた。詳細に定められたカリキュラムにおいて、コースワークでは、学位の授与を視野に入れつつ大学院教育として必要な知識や技能を修得させることに重点が置かれている。また、中間審査や論文作成、論文の口頭試問では、機関レベルで明確な規定が作られている。わが国では、取得すべき単位数の規定がある程度で、科目の選択は指導教師あるいは大学院生本人にまかされている部分が多い。また中間審査はなく、コースワークと論文執筆は同時に進められる場合がほとんどである。現在大学院生数が急激に増加しているわが国にとって、中国のような詳細な規定は参考になる部分が多いのではないだろうか。

また専門職学位のカリキュラムと学問学位のカリキュラムの比較を通じて、前者の方がより実践的、現実的な科目が多く配当されていることがわかった。授与される学位の性格から当然とも言えるが、法科大学院等の導入が検討されている現在、この点でもわが国が学べることは少なくないだろう。

【注】

- (1) 《北京研究生教育》編審委員会編写組編『北京研究生教育(1949-1989)』航空工業出版社、1989年、181頁。
- (2) 劉暉・侯春山編『中国研究生教育和学位制度』教育科学出版社、1988年、13-15頁、《北京研究生教育》編審委員会編写組編、前掲書、181頁。
- (3) 「關於改進和加強研究生工作的通知」何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻(1949年～1997年)』（1976～1990年卷）海南出版社、2544-2546頁。
- (4) 徐忠勤・強文鑫「談我國碩士學位的地位和碩士生培養年限」『學位與研究生教育』

- 1996年第1期, 64-65頁, 李素琴・丁常富「対"縮短碩士生培養年限"的看法」『学位与研究生教育』1996年第1期, 66-67頁。
- (5) 研究生培養工作調研課題組「我国研究生培養工作調研報告」教育部研究生工作辦公室・國務院学位委員會辦公室編『高層次人才培養的研究与探索』高等教育出版社, 2000年, 49-50頁。
- (6) 劉保衛「対博士生學習年限的探討」『学位与研究生教育』1998年第2期, 76頁, 研究生培養工作調研課題組, 前掲論文, 50頁。
- (7) 研究生培養工作調研課題組, 前掲論文, 56頁。
- (8) 同上論文, 49-50頁。
- (9) 國務院学位委員會辦公室・教育部研究室工作辦公室編『一九九七年学位与研究生教育統計資料』中国档案出版社, 1999年, 40-41頁, 150-151頁。
- (10) 北京師範大学研究生院「北京師範大学攻読碩士学位研究生培養方案」(1992年8月), 131-133頁。以下の記述もこの文書による。
- (11) 徐忠勤・強文鑫, 前掲論文, 64-65頁。
- (12) 「北師大国比所研究生課程」<http://www.compe.edu.cn/bsdgbs/jiaoxue.htm> (2001年10月18日にダウンロード)。
- (13) 趙鵬大「加強研究生教育改革促進多学科交叉複合型人材的培養」『学位与研究生教育』1996年第5期, 12-14頁など参照。
- (14) 「北師大国比所研究生課程」<http://www.compe.edu.cn/bsdgbs/jiaoxue.htm> (2001年10月18日にダウンロード)。
- (15) 大塚豊「市場化のうねりの中で大衆化をめざす」『カレッジマネジメント』第98号, 1999年, 58頁。
- (16) 「北師大国比所研究生課程」<http://www.compe.edu.cn/bsdgbs/jiaoxue.htm> (2001年10月18日にダウンロード)。
- (17) 研究生培養工作調研課題組, 前掲論文, 50-51頁など参照。
- (18) 北京師範大学校長辦公室編『北京師範大学年鑑(1992)』北京師範大学出版社, 1994年, 121頁など。
- (19) 北京大学高等教育科学研究所(大塚豊訳)『中国の高等教育改革』広島大学大学教育研究センター, 1995年, 43頁。
- (20) 《北京研究生教育》編審委員会編写組編, 前掲書, 262-264頁。
- (21) 同上書, 262頁。
- (22) 北京大学高等教育科学研究所, 前掲書, 43-44頁。
- (23) 《北京研究生教育》編審委員会編写組編, 前掲書, 263-264頁。
- (24) 同上書, 264-265頁。
- (25) 研究生培養工作調研課題組, 前掲論文, 52頁。

- (26) 北京師範大学校長辦公室編，前掲書，121頁。
- (27) 李素琴・丁常富，前掲論文，67頁。
- (28) 「北京大学研究生学位論文及論文摘要的基本要求与書写格式」《今日北大》編写組編『今日北大（1993－1997年卷）』北京大学出版社，1998年，227-230頁。
- (29) 同上。
- (30) 「北京大学關於碩士研究生学位論文評閱和答辯的幾項要求」《今日北大》編写組編，前掲書，233-236頁。以下の記述もこの文書による。
- (31) 「北京大学關於博士研究生学位論文評閱和答辯的幾項要求」《今日北大》編写組編，前掲書，230-233頁。
- (32) 専門職学位の導入とその後の展開については，第1章第4節及び第7章第3節も参照のこと。
- (33) 清華大学研究生院「清華大学工程碩士專業学位研究生培養方案的修訂說明」（1999年4月）<http://www.tsinghua.edu.cn/docsn/yjsy/tshgcss/A4.htm>（2001年10月15日にダウンロード）。
- (34) 「中国工程碩士專業学位的由来与發展大事記（1984-1999）」<http://www.tsinghua.edu.cn/docsn/yjsy/tshgcss/B0.htm>（2001年10月15日にダウンロード）。なお，「工程碩士」教育に関する各機関の実践経験をまとめたものとして，全国工程碩士專業学位教育指導委員會秘書処組編『工程碩士專業学位教育的实践与探索』清華大学出版社，2001年がある。
- (35) 以下で取り上げたカリキュラムは，清華大学研究生院「計算機技術領域課程設置与学分要求」http://www.tsinghua.edu.cn/docsn/yjsy/tshgcss/fang_an/jsjl.htm（2001年10月15日にダウンロード），清華大学研究生院「計算機科学与技术系－教学－碩士培養方案」http://www.cs.tsinghua.edu.cn/info_graduatempy.htm（2001年10月15日にダウンロード）による。

第6章 卒業後の進路

南部 広孝

本章の目的は、大学院生の卒業後の進路について検討することである。まず文化大革命（以下、文革と略）終結後現在までの大学院課程卒業生の就職に関する政策をまとめ、その後、具体的なデータによって実際の進路の状況を検討することにしたい。

1. 大学院課程卒業生の就職に関する政策

文革後の大学院教育の基本的枠組みを定めた1977年の「關於高等学校招收研究生的意見」によれば、卒業後の就職について、国の需要と学んだ内容に関連する分野に就職することを原則として、国の統一分配を受けることとされ、「主として科学研究活動や高等教育機関の教師に従事する」こととされた⁽¹⁾。第1章でみたように、これは中華人民共和国が成立した時と同じ方針である。つまり、文革後の大学院教育は、中華人民共和国が成立した時と同様、基本的に高等教育機関の教師や研究者を養成することが期待されて再開されたと言える。

1981年には「關於1980年度全国畢業研究生分配問題的請示」が出された⁽²⁾。これは、文革後に大学院教育が再開されて最初の卒業生を職場配置するにあたっての原則や方針を定めたものである。この最初の卒業生は多くが35歳程度であり、80%以上の者が結婚していることから、国の需要にしたがい「学用一致」を原則とするという前提のもとで、本人の希望を適当に考慮することが求められた。職場配置の重点は、上述した「關於高等学校招收研究生的意見」と同様、高等教育機関の教師と国の重点任務を請け負っている科学研究機関に置かれ、また他方面での特殊な需要も考慮するとされた。

1986年には、最初に卒業生が出た1980年度以降の経験をふまえて、「畢業研究生分配工作暫行辦法」が公布された⁽³⁾。この法規では、国の募集計画にもとづいて採用された大学院生の職場配置に関する手順が規定された。まず、職場配置の原則としてこれまで通り「学用一致」が強調され、高等教育機関の教師や科学研究機関の研究者を充実させることと同時に、辺境地域の需要を考慮することが挙げられている。そして、職場配置計画の策定の手順、思想政治教育の一環として実施される「卒業教育」と呼ばれる活動とその検定方法、卒業生の送り出しと雇用機関による受け入れに関して、具体的に定められている。

1987年には、上述の原則が踏襲されたうえ、個別の項目に関して具体的な数値が定められた。国家教育委員会が主管する高等教育機関では、国家教育委員会が主管する高等教育機関に残って教師となる卒業生の比率が基本的に35%を超えないこととされ、そのうち他の機関へ行く卒業生が20%以上を占めることが求められた。また辺境地域出身の大学院生

は、学習した内容が必要とされている時にはできるだけ辺境地域へ戻って就職することが奨励され、各機関や専攻は状況に応じて最低3%の卒業生を辺境地域で就職させることとされた⁽⁴⁾。前者の指標は、1988年の原則では、国家教育委員会が主管する高等教育機関で当該機関に残って教師となる者の比率は25%を超えないこととされ、国務院の各部門や地方へ行って就職する者の比率を50%程度にすることとされた⁽⁵⁾。

また本科課程・専科課程の卒業生に対しては、1980年代半ばから、就職の際に一定の選択権を与え、卒業生と雇用先機関が条件をつきあわせたうえでお互いを選ぶ「供需見面、双向選択」と呼ばれる方式が導入された。同様に、大学院生に対しても1987年から、国の需要を満たすという前提のもとで、一定の範囲内で卒業生に選択権を認める「双向選択」方式が実施され始めた⁽⁶⁾。

その後は、これらの方針、すなわち、高等教育機関の教師や科学研究機関の研究者の養成に重点をおきつつ、一定の範囲内で卒業生に選択権を認める政策が一貫して実施されている。例えば1994年の「關於做好1994年全国畢業研究生就業工作的通知」では、大学院課程の卒業生は国が職場配置に責任を負うとともに、主として一定範囲内の「双向選択」方式によって職場を確定することが明記され、卒業生の主要な就職先が高等教育機関、研究機関、国有の大中型企業、政府が財政支出をおこなっている公益事業組織、中国人民解放军、党機関や政府機関となっている⁽⁷⁾。1999年に教育部から出された「關於做好1999年普通高等学校畢業生就業工作的通知」でも、「双向選択」による卒業生の就職制度を確立することが述べられるとともに、大学院課程卒業生の主要な就職先として、高等教育機関、基礎研究を主とする研究機関、国の重点企業、政府が財政支出をおこなっている公益事業組織、党機関や政府機関、中国人民解放军が挙げられている⁽⁸⁾。

なお、第4章ですでに確認したように、1980年代半ば以降、委託養成の大学院生や「定向培養」大学院生と呼ばれる大学院生がいる。前者は、大学院課程入学時に受け入れ機関が雇用先の機関と契約をかわして、雇用先の機関が大学院生の養成費用を負担するかわりに、卒業後このカテゴリーの大学院生は当該機関で仕事をおこなうことになっている。後者は、学生募集の時点であらかじめ、契約の形式によって卒業後の職場を確定する。こうした大学院生は、入学時点ですでに就職先が決まっている。

2. 1990年代における大学院生の進路

それでは、1990年代に大学院生が卒業後どのような進路を選択したのかを検討しよう。すでにみたように、文革後、大学院課程卒業生は一貫して高等教育機関の教師や研究機関の研究者になることが要請されてきたが、実際にはどのような進路を選択しているのだろうか。

まず大まかな状況を把握しておくことにする。やや古い1997年のデータであるが、大学院課程卒業生4万9114人のうち、在職者で就職先を考えなくてもよい者を除いた4万1114

人（博士課程卒業生6554人を含む）の進路は次のようになっていた⁽⁹⁾。彼らのうち博士課程進学者やポスドクで採用された者、出国した者があわせて2943人おり、残りの3万8171人が職場配置に参加している。この中で、35.8%にあたる1万3681人が高等教育機関に、15.5%にあたる5904人が科学研究機関や設計機関に就職している。また個別大学の例をみると、1999年の北京大学における大学院課程卒業生の進路は以下のようになっている。同年の卒業生1202人のうち、出国した者が全体の4分の1を超える314人、碩士課程（日本の修士課程に相当）から博士課程に進学したり博士課程を終えてポスドクになったりした者が112人おり、彼らを除いて就職した者は776人となっている。この776人の就職先をみると、最も多いのは高等教育機関の教師（242人）で、企業（227人）、党組織や政府機関（147人）、その他の事業組織（66人）、科学研究機関（60人）などとなっている⁽¹⁰⁾。ただし、これらの数字はいずれも、課程別の状況や学問分野による進路の違いといった点が不明である。

管見の限り、大学院課程の卒業生に関してこれ以上詳細な統計は公表されていないが、学位取得者についてはより詳細な統計が存在する。中国では、大学院生のほとんどが学位を取得して卒業するので⁽¹¹⁾、学位取得者に関する統計を利用することによって、大学院課程卒業生のおおよその進路選択が把握できると考えられる。

本節で使用するのには、1990年9月1日から1991年8月31日までの間（以下ではこの期間を1991年とする）に学位を取得した者を対象とした統計資料『一九九一年学位与研究生教育統計資料』（国务院学位委员会办公室編，中国档案出版社，1995年）と、1996年9月1日から1997年8月31日までの間（以下ではこの期間を1997年とする）に学位を取得した者を対象とした統計資料『一九九七年学位与研究生教育統計資料』（国务院学位委员会办公室・教育部研究生工作办公室編，中国档案出版社，1999年）である。1997年9月以降の同様の統計は公刊されていないため、後者の資料が現時点で入手可能な最新のものである。これらの統計資料には、博士学位、碩士学位（日本の修士学位に相当）の授与人数や学位取得者の平均年齢、少数民族出身者の人数、平均学習年限、論文の類型そして就職先——高等教育機関、科学研究機関、工場・企業（原語は「廠鉅企業」）——等が、機関の類型別や省・直轄市・自治区別、学問分野別に集計されている。

以下では、博士学位取得者と碩士学位取得者とに分けて、1991年と1997年におけるそれぞれの就職先の状況を分析する⁽¹²⁾。

(1) 博士学位取得者の進路

まず、博士学位取得者の総数を確認しておくと、1991年には2519人（うち女性は233人）、1997年には6675人（同988人）だった。この他、1991年には13人、1997年には118人が在職者として学位を申請するルートを利用して、博士学位を取得している⁽¹³⁾。彼らは在職者であり、基本的には改めて就職先を求める必要がないため、以下では分析対象に含めない。

1991年の2519人、1997年の6675人のうち、上述した3つの進路——高等教育機関、科学研究機関、工場・企業——を選択した者はあわせて、それぞれ2133人（全体に占める比率は84.7%）、5242人（同78.5%）となっている。これらの進路を選択しない者としては、すでに述べたように、ポスドクになったり海外留学したりしてさらに研究を進める者や、党や軍組織に就職した者、医療機関に勤めた者などがある。

1991年に博士学位を取得した2519人のうち、高等教育機関に就職した者は1531人（全体の60.8%、以下同じ）で、科学研究機関に就職した者は554人（同22.0%）、工場・企業に就職した者は48人（同1.9%）だった。これに対して1997年になると、6675人のうち、高等教育機関に就職した者が3826（同57.3%）で、科学研究機関に就職した者が1196人（同17.9%）、工場・企業に就職した者が220人（同3.3%）となっている。高等教育機関と科学研究機関に就職した者の比率が少し下がり、工場・企業に就職した者の比率が増加しているが、大きな変化はみられない。

卒業した機関に注目すると（表6－1）、高等教育機関で博士学位を取得した者では高等教育機関に就職する者の比率が高く、科学研究機関で博士学位を取得した者では科学研究機関に就職する者の比率が高いという傾向がある。高等教育機関で博士学位を取得した者で科学研究機関に就職した者、科学研究機関で博士学位を取得して高等教育機関に就職した者の比率は、それぞれの機関における学位取得者の1割ないし2割程度となっている。また、工場・企業に就職する比率は、高等教育機関での学位取得者の方が少し高い。

表6－1 博士学位取得者の就職先の機関別分布（1991年、1997年）

就職先 学位授与機関	高等教育機関		科学研究機関		工場・企業		不 詳		合 計	
	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997
高等教育機関	1470 (70.2)	3612 (64.2)	252 (12.0)	623 (11.1)	45 (2.1)	202 (3.6)	328 (15.7)	1189 (21.1)	2095	5626
科学研究機関	61 (14.4)	214 (20.4)	302 (71.2)	573 (54.6)	3 (0.7)	18 (1.7)	58 (13.7)	244 (23.3)	424	1049

出典：『一九九一年学位与研究生教育統計資料』8-9頁及び『一九九七年学位与研究生教育統計資料』8-9頁より算出。「不詳」欄は、総計から3つのカテゴリーに含まれる人数を減じた数である。

注：下段の（ ）は、学位授与機関別、年別の学位取得者に占める比率。

続いて、学問分野別に博士学位取得者の進路をみてみよう。中国では学位制度が始まった時、学問分野は10の領域に分けられていた。その後軍事学学位が加わり⁽¹⁴⁾、本分析の対象期間では11の領域となっている。ただし、対象にしている統計資料では、軍事学博士学位の取得者が現れるのは1997年からである。学位取得者数が学問分野によって大きく異なっているため、単純に比較することはできないが、彼らの就職先には以下のような傾向がみられる（表6－2）。

表6-2 博士学位取得者の就職先の学問分野別分布（1991年、1997年）

学問分野 \ 就職先	高等教育機関		科学研究機関		工場・企業		不詳		合計	
	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997
哲学	19 (54.3)	58 (62.4)	11 (31.4)	11 (11.8)	0 (0)	2 (2.2)	5 (14.3)	22 (23.7)	35	93
経済学	44 (50.0)	142 (45.5)	17 (19.3)	35 (11.2)	1 (1.1)	35 (11.2)	26 (29.5)	100 (32.1)	88	312
法学	30 (63.8)	95 (48.5)	5 (10.6)	16 (8.2)	1 (2.1)	1 (0.5)	11 (23.4)	84 (42.9)	47	196
教育学	18 (72.0)	59 (79.7)	2 (8.0)	10 (13.5)	0 (0)	0 (0)	5 (20.0)	5 (6.8)	25	74
文学	45 (68.2)	140 (71.1)	9 (13.6)	11 (5.6)	0 (0)	4 (2.0)	12 (18.2)	42 (21.3)	66	197
歴史学	43 (67.2)	99 (68.3)	14 (21.9)	20 (13.8)	0 (0)	0 (0)	7 (10.9)	26 (17.9)	64	145
理学	321 (49.2)	780 (47.1)	226 (34.7)	470 (28.4)	5 (0.8)	25 (1.5)	100 (15.3)	380 (23.0)	652	1655
工学	644 (66.1)	1624 (62.5)	184 (18.3)	408 (15.7)	39 (3.9)	139 (5.3)	137 (13.6)	429 (16.5)	1004	2600
農学	60 (69.8)	210 (67.5)	22 (25.6)	67 (21.5)	1 (1.2)	8 (2.6)	3 (3.5)	26 (8.4)	86	311
医学	307 (67.9)	612 (56.7)	64 (14.2)	143 (13.2)	1 (0.2)	6 (0.6)	80 (17.7)	319 (29.5)	452	1080
軍事学		7 (58.3)		5 (41.7)		0 (0)		0 (0)		12

出典：『一九九一年学位与研究生教育統計資料』34-35頁及び『一九九七年学位与研究生教育統計資料』40-41頁より算出。「不詳」欄は、総計から3つのカテゴリーに含まれる人数を減じた数である。

注：下段の（ ）は、学位授与機関別、年別の合計に占める比率。

第1にまず絶対数に注目すれば、例えば哲学分野の博士学位取得者で科学研究機関に就職した者や法学、教育学、歴史学で工場・企業に就職した者等を例外として、ほぼすべての学問分野・就職先で増加している。

第2に、高等教育機関に就職する比率が対象期間中一貫して高いのは、教育学、文学、歴史学、工学、農学といった分野である。これに対して、理学分野では高等教育機関に就職する者が1991年でも1997年でも半数に達していない。ただし、科学研究機関に就職する者の比率は、理学が他の分野に比べて高くなっている。これは、理学分野で博士学位を取得した者のうち、科学研究機関での学位取得者が他の分野よりもかなり多いことによる。

第3に、科学研究機関に就職する比率では、教育学分野で上昇しているのを除けば、いずれの分野でも比率は低下している。特に哲学分野で低下が著しい。

第4に、工場・企業に就職する者は、1991年には工学を除いてほとんどいないと言って

よい状況だったが、1997年になると経済学で、工学を上回る比率で工場・企業に就職するようになっている。その一方で、教育学、歴史学分野では工場・企業に就職する者が1991年にも1997年にもまったくおらず、これら4つ以外の分野でも、どちらの年でも10人に満たない。ただし絶対数では、法学、教育学、歴史学分野を除いていずれも増加している。

(2) 硕士学位取得者の進路

次に硕士学位取得者について検討する。ここでもまず、硕士学位取得者の総数を確認することから始めよう。1991年の硕士学位取得者は2万9112人（うち女性は5908人）、1997年には3万8024人（同1万1446人）だった。この他に、博士学位の場合と同様、在職者として学位を申請するルートを通じて硕士学位を取得した者が1991年に1280人、1997年には2959人いる。彼らは、以下の分析の対象には含めない。

1991年の2万9112人、1997年の3万8024人のうち、3つの進路——高等教育機関、科学研究機関、工場・企業——を選択した者はあわせて、それぞれ2万638人（全体に占める比率は70.9%）、2万3304人（同61.3%）となっている。これらに含まれない者としては、博士課程進学者や海外留学者、党や軍の組織に就職した者、医療機関に就職した者などがある。

1991年の2万9112人のうち、高等教育機関に就職した者は1万1408人（全体の39.2%、以下同じ）で、科学研究機関に就職した者は6052人（同20.8%）、工場・企業に就職した者は3178人（同10.9%）だった。これに対して1997年になると、3万8024人のうち、高等教育機関に就職した者が1万2028人（同31.6%）、科学研究機関に就職した者が5533人（同14.6%）、工場・企業に就職した者が5743人（同15.1%）となっている。この間、高等教育機関、科学研究機関に就職した者の比率が下がり、工場・企業に就職した者の比率が増加している。1997年には高等教育機関や科学研究機関で就職した者の比率の合計は半数を下回っており、このことは、硕士学位の取得者のうち研究職、教育職をめざさない者がかなりいるようになったことを示している⁽¹⁵⁾。博士学位取得者と比べると、科学研究機関に就職した者の比率にはあまり違いがみられず、硕士学位取得者の方が、高等教育機関へ就職した者の比率が低い分、工場・企業へ就職した者の比率が高くなっている。

卒業した機関に注目すると（表6－3）、特に1997年には「不詳」の者が多くなっているため、博士学位取得者の場合ほど明確ではないものの、それでも高等教育機関で硕士学位を取得した者では高等教育機関に就職する者の比率が高く、科学研究機関で硕士学位を取得した者では科学研究機関に就職する者の比率が高いという傾向がみられる。また、これも博士学位取得者の場合と同様、工場・企業に就職する者の比率は、高等教育機関で学位を取得したの方が高くなっている。

続いて、学問分野別に硕士学位取得者の進路をみてみよう。博士学位と同様、当初10の領域に分けられていた学問分野は、対象期間には軍事学学位を加えて11となっている⁽¹⁶⁾。

表6-3 碩士学位取得者の就職先の機関別分布（1991年，1997年）

就職先 学位授与機関	高等教育機関		科学研究機関		工場・企業		不詳		合計	
	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997
高等教育機関	11065 (41.8)	11837 (33.0)	4378 (16.5)	4480 (12.5)	3051 (11.5)	5613 (15.7)	7967 (30.1)	13934 (38.9)	26461	35864
科学研究機構	343 (12.9)	191 (8.8)	1674 (63.1)	1053 (48.8)	127 (4.8)	130 (6.0)	507 (19.1)	786 (36.4)	2651	2160

出典：『一九九一年学位与研究生教育統計資料』82-83頁及び『一九九七年学位与研究生教育統計資料』94-95頁より算出。「不詳」欄は，総計から3つのカテゴリーに含まれる人数を減じた数である。

注：下段の（ ）は，学位授与機関別，年別の学位取得者に占める比率。

表6-4 碩士学位取得者の就職先の学問分野別分布（1991年，1997年）

就職先 学問分野	高等教育機関		科学研究機関		工場・企業		不詳		合計	
	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997	1991	1997
哲学	282 (54.0)	191 (41.9)	25 (4.8)	26 (5.7)	13 (2.5)	30 (6.6)	202 (38.7)	209 (45.8)	522	456
経済学	481 (32.4)	805 (21.7)	86 (5.8)	131 (3.5)	180 (12.1)	1103 (29.7)	739 (49.7)	1678 (45.1)	1486	3717
法学	413 (39.3)	563 (29.2)	63 (6.0)	72 (3.7)	49 (4.7)	182 (9.4)	527 (50.1)	1114 (57.7)	1052	1931
教育学	344 (62.2)	410 (61.4)	40 (7.2)	38 (5.7)	12 (2.2)	21 (3.1)	157 (28.4)	199 (29.8)	553	668
文学	739 (52.0)	1179 (52.7)	55 (3.9)	63 (2.8)	36 (2.5)	126 (5.6)	592 (41.6)	868 (38.8)	1422	2236
歴史学	242 (47.1)	288 (42.3)	51 (9.9)	53 (7.8)	13 (2.5)	27 (4.0)	208 (40.5)	313 (46.0)	514	681
理学	2301 (40.2)	2043 (37.3)	1368 (23.9)	1047 (19.1)	444 (7.8)	441 (8.1)	1604 (28.1)	1942 (35.5)	5717	5473
工学	4321 (32.5)	4315 (26.5)	3617 (27.2)	3233 (19.9)	2297 (17.3)	3105 (19.1)	3055 (23.0)	5620 (34.5)	13290	16273
農学	405 (39.2)	531 (38.5)	244 (7.2)	288 (20.9)	52 (5.0)	107 (7.7)	333 (32.2)	455 (32.9)	1034	1381
医学	1831 (53.8)	1617 (40.3)	485 (14.3)	525 (13.1)	81 (2.4)	200 (5.0)	1004 (29.5)	1671 (41.6)	3401	4013
軍事学	49 (40.5)	0 (0)	18 (14.9)	0 (0)	1 (0.8)	0 (0)	53 (43.8)	209 (100.0)	121	209
専門職学位		86 (8.7)		57 (5.8)		401 (40.7)		442 (44.8)		986

出典：『一九九一年学位与研究生教育統計資料』136-137頁及び『一九九七年学位与研究生教育統計資料』150-151頁より算出。「不詳」欄は，合計から3つのカテゴリーに含まれる人数を減じた数である。

注：下段の（ ）は，学位授与機関別，年別の合計に占める比率。

また、1997年の統計からは専門職学位が独立している⁽¹⁷⁾。学問分野による就職先の相違をみると（表6－4）、以下のような特徴がある。なお軍事学分野は、1997年の硕士学位取得者の進路がまったくわからないため、以下の分析には含めていない。

第1に、高等教育機関に就職した者の比率では、文学分野でわずかに上昇しているものの、それ以外の分野ではすべて低下している。哲学、理学、工学分野では絶対数も減少している。1991年に比率が半数を超えていたのは教育学、哲学、医学、文学の4つの分野だったが、1997年になるとこのうち哲学、医学分野では半数を下回るようになっている。また、経済学、法学、工学分野では1997年には30%を下回る人数しか高等教育機関に就職していない。

第2に、科学研究機関に就職した者の比率をみると、比率が比較的高いのは理学、工学分野で、農学分野でも1997年には20%を超えている。この農学と哲学分野では1991年から1997年にかけて比率が上昇しているが、それ以外の分野ではいずれも低下している。

第3に工場・企業に就職した者では、博士学位取得者の場合と同様、経済学と工学分野で高い比率となっている。また1991年から1997年にかけて、すべての分野で比率が上昇している。付言すれば、当然の結果ではあるが、専門職学位取得者では1997年に40.7%という高い比率で工場・企業に就職している。

なお、「工商管理碩士」（MBA）課程の卒業生の進路に関しては、1999年に実施された調査がある。それによれば、卒業生の37.5%が国有企業に就職し、政府機関や国の事業組織が24.3%、株式制企業（原語は「股份制企業」）が15.7%、そして「三資企業」と呼ばれる外国企業単独もしくは中国企業との共同の資本出資による企業や私営企業に就職した者が19.7%などとなっている⁽¹⁸⁾。

以上みてきたように文革終結後現在まで、大学院生は、卒業後高等教育機関や科学研究機関で大学教師や研究者となることが求められる一方、辺境地域での就職も期待されてきた。就職先の決定にあたっては、従来の職場配置方法だけでなく、大学院生と雇用機関がお互いを選ぶ方式が導入され、一定の範囲内で選択権が認められている。実際の就職状況をみると、高等教育機関や科学研究機関で就職する者が比較的多い状況が続いているものの、工場・企業に就職する者が増加し、これらの就職先以外の進路を選択する者も増えている。全体として、大学院生の就職先は多様化してきていると言える。

【注】

- （1）「關於高等学校招收研究生的意見」何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻（1949年～1997年）』（1976～1990年卷）海南出版社，1998年，1581-1582頁。
- （2）《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑（1949～1981）』中国大百科全書出版社，

1984年，637頁。

- (3)「畢業研究生分配工作暫行辦法」何東昌主編，前掲書，2541-2542頁。
- (4)《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1988』人民教育出版社，1989年，211頁。
- (5)同上書，212頁。
- (6)何東昌主編『当代中国教育』（上卷）当代中国出版社，1996年，480頁。
- (7)「關於做好1994年全国畢業研究生就業工作的通知」国家教育委员会高校学生司編『全国普通高等学校畢業生就業工作年鑑 1994』北京師範大学出版社，1998年，8-42頁。
- (8)「關於做好1999年普通高等学校畢業生就業工作的通知」『教育部政報』1998年第1-2期
(http://www.moe.edu.cn/wreports/index_ga.htmより2001年10月29日にダウンロード)。
- (9)以下の記述は，《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1998』人民教育出版社，1999年，240頁による。なお，理由は不明だが，本資料の大学院課程卒業生4万9114人という数字は，附表1と異なっている。
- (10)「1999年畢業研究生去向統計」《北京大学年鑑》編委会編著『北京大学年鑑 2000』北京大学出版社，2001年，369頁。
- (11)例えば1997年についてみると，大学院課程の卒業生が4万9114人で，在職者が学位を申請するルートによって学位を取得した者を除いて，博士学位，碩士学位の取得者はあわせて4万4699人となっている。卒業生には学位取得を目的としない「大学院生クラス」の卒業生が含まれている可能性があり，完全に正確な数字であるとは言えないものの，学位取得者が卒業生に占める比率は91.0%となっている。
- (12)以下の記述で用いた数値は，特に断らない限り，本文中に示した統計資料によっている。なお，使用したデータの整理にあたっては，崔澤氏（広島大学大学院博士課程前期1年）の協力を得た。記して深謝したい。
- (13)在職者として学位を申請するルートについては，第1章第4節及び第7章第4節を参照のこと。
- (14)軍事学学位の設置は1983年の国务院学位委員会において決定されている。なお，中国人民解放军が所管する高等教育機関では，軍事学以外の分野でも大学院生の養成をおこなっており，それらの分野における学位取得者は本章で分析した統計資料に含まれている。
- (15)高等教育機関や科学研究機関で就職した者の中にも，研究職，教育職以外の職を得た者がいる。したがって実際に研究職，教育職に就いた卒業生の比率は本文中の統計よりも低いと考えられる。
- (16)上の注14で述べたように，軍事学学位の設置は1983年に決定された。それにもとづいて碩士学位授与機関が決められたのは，1990年である。
- (17)専門職学位の導入に関しては，第1章第4節及び第7章第3節を参照のこと。専門職学位としては，1990年代初めから「工商管理碩士」（MBA）が試験的に導入され，教育

がおこなわれてきたが，専門職学位が法的に定められたのは，1996年に出された「專業学位設置審批暫行辦法」による。したがって，それまでに専門職学位を取得して卒業した者は，関連する学問分野の中に含まれていると考えられる。

(18)「中国MBA教育近況」『中国教育報』2000年11月26日。

第7章 学問学位と専門職学位

楠山 研

本章では、大学院教育に密接に関連する学位制度について検討する。大学院教育と同様、中国の学位制度に関してもわが国の先行研究はほとんどないと言ってよい状況であるため、本節ではまず中国における学位制度の歴史的変遷をたどり、次に、現在の学位制度をまとめる。そして最後に、近年社会的な需要から進められている、学位の種類や取得ルートの多様化を取り上げて検討したい。

1. 学位制度の歴史的変遷

中国では、清朝末期の1902年に初めて近代学制が導入されて以来、「大学院」あるいは「通儒院」という名の大学院に相当する機関が存在したが、学位についての規定は清朝期には登場しなかった。ただ1904年の奨励章程には、「通儒院」卒業者のうち成績が最優等・優等・中等の者には科举制度の進士の資格を与えるという学位制度の萌芽ともとれる規定があった。これは大学院課程への進学が高級官僚への道となることを示し、官吏となることを最上の榮譽とする中国人の意識を満足させることによって、近代学校教育体系の上部構造にある大学院課程でのエリート養成を振興しようとするものであった⁽¹⁾。

1912年に中華民国が成立すると、同年10月の「大学令」及び翌1913年1月の「大学規程」により、大学院教育と学位についての簡単な規定が登場した。そこでは学位について、本人が研究を終えたと認識し、学位を欲する者は、論文を提出し、院長及び指導教官に審査を請求し、教授会が認めた場合に授与されるとしていた。また大学院生が学理の新発明あるいは重要な著述をした場合、大学評議会の議決により、学位令に則って学位が授与されるという規定もあった⁽²⁾。

学位制度を詳細に規定したのは、1935年4月に国民党政府が公布した「学位授与法」と「学位分級細則」である。そこでは、学位には学士、碩士（日本の修士に相当）、博士の3種があることが定められたうえで、そのうちの2種あるいは1種のみを授与する分野もあるとし、文科学位、理科学位、法科学位、教育科学位、農科学位、工科学位、商科学位、医科学位について、商科学位のみ学士、碩士の2種、他はすべて学士、碩士、博士の3種を設けるとしていた。また、学位取得の手順も以下のように明確に規定された。学士学位を持つ者で、公立、私立大学（登記済）や独立学院の研究院あるいは研究所で2年以上継続して研究し、所属研究院、研究所の審査成績が合格であり、碩士学位候補者として推薦され、碩士学位候補者試験に合格し、教育部の再調査で異常のない者には大学や独立学院から碩士学位が授与される。碩士学位を持つ者で、碩士課程（日本の修士課程に相当）と

同様2年以上研究を継続し、所属研究院、研究所の審査成績が合格である者は、教育部の審査を経て、博士学位候補者となる。また、学術で特別の著作や発明をした者あるいは以前に公立、私立大学（登記済）や独立学院の研究院あるいは研究所で3年以上教授をした者のどちらかの条件を満たす者は、教育部の審査を経て、博士学位候補者となる。博士学位候補者は、博士学位評定会試験に合格すると国から博士学位が授与されると規定されていた。なお、硕士学位及び博士学位の候補者は研究論文を提出しなければならなかった。その後も国民党政府は1940年までに、試験は学科試験と論文試験を実施するとした「硕士学位考試細則」や、「博士学位評定会組織法」、「博士学位考試細則」を公布あるいは議決したが、日中戦争などの影響もあって、すべてを実施するには至らなかった。結局1935年から1949年までの14年間で、学士学位と200余りの硕士学位が授与されただけで、博士学位は授与されなかった⁽³⁾。

中華人民共和国成立後は学位制度創設の必要性がしばしば訴えられ、学位に関する法規の草案も何度か作成された。しかし、学位はブルジョア階級のものであるという観念も根強く存在し、また政治的変動に翻弄されて、結局1980年の「中華人民共和国学位条例」制定まで、その過程は困難をきわめた。以下では、文化大革命（以下、文革と略）開始までの経過をまとめておく。

1954年3月、中共中央は中国科学院党组への指示の中で、学位制度創設が必要であると示し、科学院と高等教育部に制度建立の責任を与えた。1955年9月、中共中央と国务院の指示により、林枫など13人からなる委員会が学位制度の議定活動を開始し、何度かの討論と修正を経て、1956年6月「中華人民共和国学位条例（草案）」（以下、「学位条例（草案）」と略）を議定した。この「学位条例（草案）」では、学位を碩士、博士の2種とし、哲学、数学、物理学、化学、天文学、地質学、地理学、生物学、工学、建築学、農学、林学、医学、薬学、獣医学、歴史学、経済学、法学、言語学、教育学、心理学、文学、芸術学の23の専門分野で授与されることと規定していた。また、学位管理と授与は国务院学位和学銜委員会がその責任を負うことなども規定された。さらにここでは、硕士学位を取得していない科学研究者で、教授学銜を持つ者は、博士学位の論文口頭試問に参加できるとされた。また、重要な科学著作、学術成果、発見あるいは発明のある者については、学位論文口頭試問を経ずに、その成果の重要性に応じて硕士学位あるいは博士学位が授与されるとしていた。この他にも、中国科学院の院士あるいは候補院士（院士の名称は暫定的なものでまだ正式に決定してはなかった）である研究者は国务院学位和学銜委員会から博士学位が授与されるという規定もあった。このようにこの「学位条例（草案）」は、それまで学位を取得する機会のなかった者にも積極的に学位を授与する方向性を示しており、学位取得者の増加が期待できるものであったが、1957年に始まった「反右派運動」により、正式に通過することなく終わった⁽⁴⁾。

1960年代初頭、「科学工作14条」を試行し、科学技術者に対する重要性が高まったこと

により、一部の幹部や科学技術者が学位・学銜制度の実施を提案した。このため1961年11月、当時国務院副総理兼科学技術委员会主任だった聶榮臻が中共中央に対して「關於建立学位、学銜、工程技術称号制度的建議」を提出し、この建議は受け入れられた。1962年1月、中央宣伝部、教育部、中国科学院、国家經濟委員会、国務院文教辦、文化部が共同で關係条例を起草制定し、1963年10月、聶榮臻を中心とする討論を経て「中華人民共和国学位授予条例（草案）」（以下、「学位授予条例（草案）」と略）を中共中央に出した。この「学位授予条例（草案）」では、学位は博士、副博士の2種、学位申請は大学と研究機関により受理され、受理機関は国務院学位委員会が決定し、国務院が認可するとした。しかし審議が進んでいる途中、当時の「左傾思想」の影響により、学位は「資産階級法権」の範疇にあるとされて、「学位授予条例（草案）」は放置された⁽⁵⁾。

1965年7月、周恩来総理（当時）は高等教育部に対して、中国の高等教育機関等を卒業した外国人留学生に学位証書を発給し、彼らに帰国後社会的承認が与えられ、祖国での業務に有利になるようにしなければならないと指示した。これにより、1966年1月高等教育部は「關於授予外国留学生学位試行辦法」を議定し、国務院に報告した。ここでは、学位は学士、碩士、博士の3種とし、大学あるいは研究機関が授与の責任を負うと規定していた。しかし、これも文革の開始によりうやむやになった⁽⁶⁾。

2. 現行の学位制度

文革が終わると、学位制度の成立へ向けた作業が急速に進められた。

1978年の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議以後、小平が何度も学位制度建立の必要を訴えたこともあり、学位制度設立の気運が高められ、1979年3月、中共中央の学位制度創設に関する指示により、教育部、国務院科技幹部管理局は連合して「学位小組」を組織し、再び学位制度創設問題の研究を開始した。国務院が関連する部・委員会と省、市科委及び大学と科学研究機関の意見を広く求め、1000人以上の著名な科学者の意見を聞いたうえで、同年12月この「学位小組」によって「中華人民共和国学位条例（草案）」が作成された。その後、全国人民代表大会常務委員会法制委員会全体会議においてやや修正がなされ、1980年2月国務院常務會議を審議通過し、第5期全国人民代表大会常務委員会第13回會議の審議通過を経て、1981年1月1日から正式に「中華人民共和国学位条例」（以下、「学位条例」と略）として施行された⁽⁷⁾。この「学位条例」は改革開放政策の実施以来最初の教育関連法規であり、その公布と実施は、人材の尊重、科学の尊重という新しい時代の到来の象徴であるとも評価された⁽⁸⁾。

国務院はこの「学位条例」とほぼ同時期に、「中華人民共和国学位条例暫行實施辦法」、「關於審定学位授予單位的原則和辦法」等の関連法規を制定し、これらによって中国の現行学位制度が成立した。このようにして作られた基本的枠組みを基盤として、現在まで学位制度が整えられ、1999年までに累計で碩士学位48万6558、博士学位5万3212が授与され

ている（学士学位は500万9095）⁽⁹⁾。

現在の中国における学位は学士学位、硕士学位、博士学位の3つに分かれ、このうち硕士学位と博士学位を取得するための課程が大学院教育を構成するという仕組みになっている。硕士学位は、高等教育機関あるいは研究機関の大学院生またはそれと同等の学力を有する人員で、硕士学位のコースワークの試験及び論文審査に合格し、当該専門分野について強固な理論と系統的な専門知識を習得し、科学研究活動に従事し、あるいは独立して専門技術活動をおこなう能力を有する者に授与される。博士学位は、高等教育機関あるいは研究機関の大学院生またはそれと同等の学力を有する人員で、博士学位のコースワークの試験及び論文審査に合格し、当該専門分野について幅広い基礎理論と系統的で深い専門知識を習得し、独立して科学研究活動に従事する能力を有し、科学あるいは専門技術面で創造性のある成果をあげた者に授与される。学位を授与できる学問分野は、「学位条例」施行当初に定められていた哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学に、1983年から軍事学、1997年から管理学が加わって、現在は12種類となっている。大学院生を養成する専攻の名称と範囲を規格化するため、国は「授予博士、硕士学位和培养研究生的学科、专业目录」を作成し、改訂を続けており、現在は12種類の学問分野について、「一级学科」が88、「二级学科」が382となっている⁽¹⁰⁾。学位授与権を有する機関（高等教育機関及び研究機関）及びその専門分野・専攻と博士課程指導教師は国务院学位委员会によって選定される。「学位条例」施行時には、硕士学位授与権は358機関の3166組織、博士学位の授与権は152機関の827組織に与えられた。延べ8回の審査を経た2000年時点の硕士学位授与機関は655（普通高等教育機関420、研究機関235）、専門分野・専攻は8361、博士学位授与機関は303（普通高等教育機関216、研究機関87）、専門分野・専攻は1769、博士学位授与権を有する「一级学科」は388となっている⁽¹¹⁾。

この他に、世界平和と人類の進歩的事業を維持し、世界人民と中国人民の友好及び協力を促進した者に、一種の荣誉称号である名誉博士学位が授与されるという規定もある。これまで中国本土以外の学者、科学者、政治家、社会活動家などに授与されている⁽¹²⁾。

中国の学位管理システムは以下のようにになっている。まず国务院に全国の学位授与活動を指導する責任を負う国务院学位委员会があり、学位活動の方針・政策を制定し、関係官庁との協調をはかり、学位授与機関、専門分野・専攻、指導教師リストの審査・認定などをおこなっている。この日常的な事務機構として国务院学位委员会办公室がある。また、国务院学位委员会の下には学位を授与する学問分野ごとに国务院学位委员会学科评议组が設置されている。これは、各分野の博士課程大学院生を指導できる著名な専門家、学者から構成され、各高等教育機関・研究機関及びその専門分野・専攻から出される学位授与権の申請に対する審査や学位授与活動の指導・監督・点検・評価などの責任を負っている。なお、省レベルに学位委员会が設置されているところもある。各学位授与機関には学位評定委员会が設けられており、学位申請者の審査・評定・学位授与の承認などの活動の責任

を負っている。通常その下に学位辦公室が設けられており、学位関係業務の日常管理の責任を負っている⁽¹³⁾。

3. 学位の多様化——専門職学位の導入

中国では1980年代初めには基本的な大学院教育の枠組みができあがり、その後も整備・拡充が続けられているが、大学院教育は伝統的に主として高度な学術・研究職従事者を養成するためにおこなわれており、高度な実践的応用的人材を大量に養成するという必要に応えていないという問題が早くから指摘されていた。つまり、大学院生を必要とする部門が高等教育機関や研究機関から産業部門やその他の実務部門へと徐々に変化し、従来の目標や方式で養成された大学院生はそれにうまく適応できない状況が生じてきていた。例えば医学博士は病理研究には優れていても、臨床診断はうまくないなどである。そこでこのような問題を解決するために、高等レベルの応用的人材の養成をおこなう専門職学位の導入が進められた⁽¹⁴⁾。

この専門職学位については、1981年の「学位条例」では特に必要性は述べられていなかったが、応用的な高級人材の必要性が高まったことから、まず工学分野で「工程碩士」の試験的实施が始まり、また1988年10月には国務院学位委員会が医学分野における専門職学位についての調査研究を開始した。ただし、どちらも正式な設置は1997年まで待たねばならなかった。

中国で最初に正式に専門職学位として認められたのは、1990年の国務院学位委員会第9回会議で導入が決定された「工商管理碩士」(MBA)である。その後1992年に建築学専門職学位(「建築学碩士」及び「建築学学士」)、1995年に「法律碩士」専門職学位の設置が決まった⁽¹⁵⁾。1996年には国務院学位委員会が「專業学位設置審批暫行辦法」を出し、専門職学位の定義や設置方法などを規定した。この法規では、専門職学位とは、「職業的背景を有する一種の学位として、特定職業の高レベル専門人材を養成するために設置する」学位であるとされている⁽¹⁶⁾。現在までに国務院学位委員会が設置を認可している専門職学位は、「工商管理碩士」(MBA)、「建築学碩士」及び「建築学学士」、「法律碩士」、「教育碩士」(EDM)、「工程碩士」、「臨床医学博士」及び「臨床医学碩士」、「農業推广碩士」、「獸医博士」及び「獸医碩士」、「公共管理碩士」(MPA)、「公共衛生碩士」、「口腔医学博士」及び「口腔医学碩士」であり、それぞれ試験的实施や正式の実施を開始している。2000年末までに専門職学位大学院生は累計で4万961人に及んでおり、1991年からの年平均増加率は、同じ時期の全国の大学院生の発展速度をはるかに上回る68.8%に達している。また在職で専門職学位取得のための学習を進める大学院生の人数も累計で5万1362人に達し、1993年からの増加率は139%となっていることから、専門職学位取得のための大学院教育は在職者の再教育としても機能しており、その重要性も高まっていることがわかる⁽¹⁷⁾。

この専門職学位と学問学位の実際の違いはどんなところにあるのであろうか。専門職学

位は、養成目標、養成方法、授与レベルにおいて学問学位と異なるとされている。まず養成目標に関しては、学問学位が教育と科学研究のための人材を養成するのに対して、専門職学位は高いレベルの専門技術もつ人材を養成する。また養成方法に関しても、学問学位が科学研究訓練を重視し、その学科の基礎理論と専門知識の修得を強調するのに対して、専門職学位は専門技術職特有の基礎知識を強調し、実力訓練を重視するという違いがある。授与学位のレベルについては、学問学位がその学問の学術レベルと科学研究能力の面から判断するのに対して、専門職学位はその職業能力によって認定されることになっている⁽¹⁸⁾。

ここでは一例として、教育学の専門職学位である「教育碩士」(master of education)と、学問学位である「教育学碩士」(master of science in education)を取り上げ、具体的にその違いをみていくことにする。「教育碩士」は1996年に設置が認可され1997年に正式募集が開始された専門職学位で、1997年には16校、1998年には29校の師範大学で試験的設置が進められている。専攻は大きく教科教育と教育管理専攻に分かれており、教科教育には思想政治、語文(国語)、数学、物理、化学、生物、歴史、地理、英語の各専攻がある。この学位の目的は、21世紀の知識経済時代の挑戦を迎えて、教育家を養成し、「教育碩士」を教育家発祥の舞台とすることとされている⁽¹⁹⁾。「教育碩士」課程への入学方法は、第1期生は職場の推薦、所在地の市レベルの教育委員会の認可を経て、全国大学院生統一入学試験あるいは受入機関が実施する単独試験に参加して、入学が許可される方法のみであったが、教職にある人びとが参加しやすいように1998年から「全国在職攻読教育碩士專業学位試点単位統一(連合)考試」がおこなわれている。これは主に学士学位を持ち45歳以下で3年以上職務経験のある中学教師あるいは教育管理者について、統一の入学試験をおこなうものである⁽²⁰⁾。

まずそれぞれの学位課程の目標をみると、学問学位である「教育学碩士」は学術型の高級専門教育人材の養成を目標とし、主に教育科学、教育理論を指向し、学術研究をおこなって、新しい教育理論を提案あるいは創設することを主旨としている。これに対して専門職学位である「教育碩士」は教育工程、教育実践を指向し、行動研究をおこなって、実際に存在する教育、教学と管理の問題を解決することを主旨としている。つまり、「教育碩士」の性質は当然「教育学碩士」とは異なることになる⁽²¹⁾。

「教育碩士」の修業年限は、休職して学習に専念する場合は通常2年(そのうち1年半は大学でコースワークに努め、残りの半年は職場に戻って学位論文を執筆する)、休職せずに学習する場合は3～4年(学位論文執筆を含み、累計で半年以上大学で学習する)となっている⁽²²⁾。

「教育碩士」は実践的な知識や技術の修得が必要であることから、そのカリキュラム配分、教育方法、教授組織などの方面において「教育学碩士」とは異なる規定が盛り込まれることになる。まずカリキュラム配分についていえば、基礎教育が直面している実際の問題を分析解決するため、実用的、ミクロ的、実証的なものが重視される。したがって教育

の現実問題から著しく離れている内容、例えば「教育学原理」の中の、教育論理学初歩、教育学理論体系、教育哲学分析及び教育言語学などは教授の対象とはならない。またその構成も専門分野の枠を超えた複合的なものとなっている。例えば語文（国語）教育専攻についていえば、「教育学原理」、「教育心理学」、「教育技術学」、「教育研究方法」、「青少年心理学」の他に、「語文教育論」、「語文発展教育史」、「語文教育改革と研究」、「漢言語文文学研究」、「中国文化概況」等の科目が用意されている。これらは、伝統的な教師教育においては、例えば中国語系では作家を養成しても中国語教師は育たず、数学系では数学者を養成しても数学教育家は育たないといった反省から設定されたものである。また教育方法については、理論と実践の橋渡しとなる教案の分析、研究と討論が多くおこなわれ、また実際に生じる問題について共同で解決方法を探る行動学習が多くおこなわれる。さらに教授組織についても、大学院課程で教える教師には一定の学術レベルが求められると同時に、豊富な教育実践経験を有することが強く求められることから、大学教師だけでなく、小中学校の教育・教学や管理の第一線にある校長、優秀な教師などにも教授を求めることになる⁽²³⁾。

「教育学碩士」は入学してくる経歴も卒業後の進路もさまざまであるが、「教育碩士」は主に本科課程を卒業して小中学校で3年以上実際の職務に就いていた人びとが入学し、卒業後は基礎教育の第一線に帰っていくという一種の閉鎖性をもっている。これは他国の「教育碩士」と比較しても特異な中国独特のもので、維持すべき特色とされている⁽²⁴⁾。

この「教育碩士」の学位論文は、テーマは本職の実践に密接に関係しているものでなくてはならず、教科教育あるいは教育管理において存在する問題について分析・研究を進め、解決方法を見つけなければならない。指導教師と口頭試問委員のうち最低1人は、基礎教育の教科教育あるいは教育管理について高レベルの専門技術を持つ専門家を含まなければならない⁽²⁵⁾。論文の執筆については、例えば陝西師範大学では、1年から1年半でコースワークを終えた後、元の職場に戻って半年から1年かけて学位論文を執筆することとなり、文字数1万字以上、参考文献20篇以上という規定もある⁽²⁶⁾。

このように、学問学位である「教育学碩士」とは明確に区別されて順調にスタートしたかに見える「教育碩士」専門職学位だが、その特殊な閉鎖性ゆえか、知名度不足と不人気も伝えられている。その原因として、宣伝不足、学費が割に合わない、自己のキャリアアップにつながらないといったことが挙げられている⁽²⁷⁾。

4. 取得ルートの多様化

社会の発展に伴って、現在職にある人びとも新しい知識を習得しなければならなくなった。そこでこうした在職者に無理なく学位を取得させることによって、高度な専門的人材を大量に求める国や社会の需要に応え、また向上心のある在職者を奨励するために、職に就きながら大学院課程で学ばなくても学位を取得できるルートが整備され、学位取得の手

段が多様化された。この規定自体はもともと1981年の「学位条例」,「中華人民共和国学位条例暫行実施辦法」にあったが,実際は入学試験を通過し,職を離れて学習するか,在職のまま時間を調整して学習するしか選択肢がなかった。そこで1985年から,一部の学位授与機関において在職者が大学院生の資格を得ることなく直接学位を申請する実験がおこなわれた。こうした結果をもとに検討され,1990年10月に提出された「關於授予具有研究生卒業同等学力的在職人員碩士、博士学位暫行規定」及びその実施細則,1995年5月の「關於授予具有研究生卒業同等学力的在職人員碩士学位的試行辦法」(博士は1996年7月)等の試行を経て,1998年6月に「關於授予具有研究生卒業同等学力人員碩士、博士学位的規定」が国务院学位委員会を通過し,正式な法規として整備されることとなった。その結果,このルートで学位を取得した者は,1997-98年には碩士3457人,博士115人であったのが,翌1998-99年には碩士9940人,博士196人と急激に増加した⁽²⁸⁾。

この同等学力碩士学位の申請から授与までは以下のような手順を踏む⁽²⁹⁾。まず資格審査がある。条件は学士学位を取得した後,申請学位の専門分野かそれに近い分野で3年以上働き(博士学位申請の場合は碩士学位取得後5年以上),成果をあげていることである。この条件を満たす申請者は,学士学位証書,最終學歷証明,すでに発表あるいは出版された申請学位に関係する學術論文,専門書あるいはその他の成果,申請者の簡単な履歴,思想政治表現,労働成績,科学研究の成果,業務能力,理論基礎,専門知識と外国語レベルなどの状況をまとめたものを期限内に学位授与機関に提出する。学位授与機関の資格審査を経て,申請資格を持つとされた申請者は,以下の3つの手順の同等学力レベルの認定を経て,学位を取得することになる。

①教学,科学研究,専門技術,管理などの成果についての審査。

②専門知識とそのレベルの認定(学位授与機関と国家組織がそれぞれ試験を実施する。申請者は資格審査通過後4年以内に学位授与機関のすべての科目試験と国家組織が実施する碩士学位外国語レベル全国統一試験と碩士学位のコースワークに相当する総合レベル全国統一試験を受験し,合格しなければならない。なお4年以内に通過しなかった場合この申請は無効となる。)

③学位論文(申請者はすべての試験に通過したのち,1年以内に学位論文を提出する。学位授与機関は指導教師を指定し,必要な指導をおこなう。論文のレベルや手順については通常の碩士学位論文審査とほぼ同じであり,提出後,評閲,口頭試問を経て決定がなされる。論文が通過しなかった場合はこの申請は無効となるが,論文口頭試問委員会が再提出を認めた場合は半年から1年後までに再び提出することができる。)

申請者が同等学力レベルの認定を通過し,学位授与機関学位評定委員会の同意を経て,学位評定委員会が認可すると,碩士学位が授与され,学位証書が発行されることになる。

なお,この同等学力量位申請に必要な費用は,例えば南京大学では碩士学位を申請する場合には申請費が100円で論文口頭試問費(学位証書代含む)が2400元となっており,博

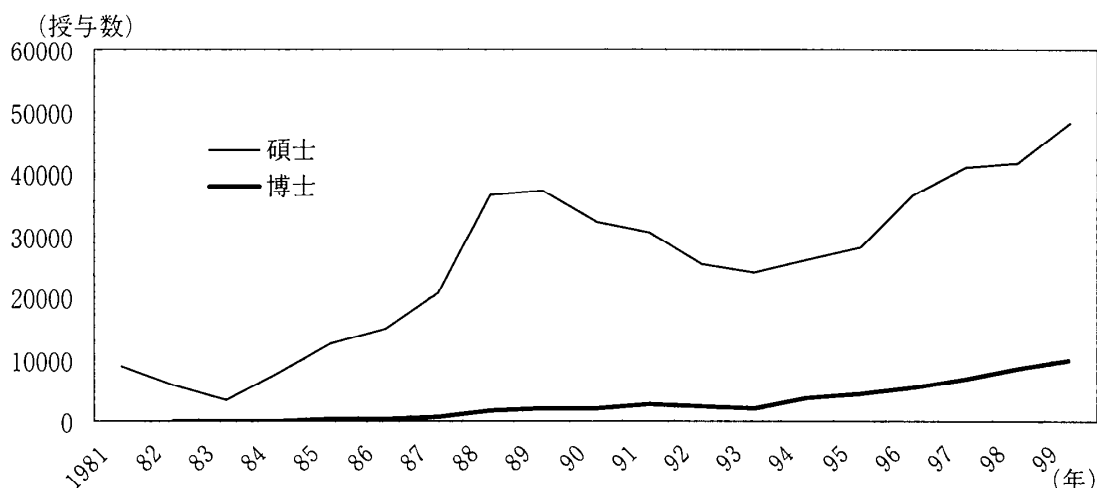
士学位を申請する場合には申請費が100元，専門家評閱費が300元，論文口頭試問費が4600元と定められている⁽³⁰⁾。

5. 学位授与の状況

最後に，これまでの学位授与状況をみておこう。

1998-99年には硕士学位が4万8177（うち同等学力9940），博士学位が9785（同196），専門職学位は硕士学位が2060（同120），博士学位は臨床医学のみ49（同不明）授与されている。1981年の「学位条例」施行以降，学位授与数は増加を続けたが，1980年代後半に碩士課程入学生数が減ったため，それに伴って1990年代前半は碩士学位の授与数が減少した。その後は再び大学院生の数が増加し，それにしたがって学位授与数も碩士学位，博士学位ともに1993年以降は再び増加し続けている（図7-1）⁽³¹⁾。

図7-1 学位授与数の変遷（1981～1999年）



出典：秦惠民主編『学位与研究生教育大辞典』北京理工大学出版社，1994年，809頁，《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑』1992年版-2000年版，人民教育出版社より作成。

分野別の傾向をみると（表7-1），碩士学位，博士学位ともに工学分野が圧倒的多数を占めている。碩士学位では工学のあと，理学，医学分野が続いていたが，近年経済学分野での学位授与数が増加してきており，1999年には2位に入った。また1997年に新たに加わったばかりの管理学分野が1999年に4位に入っており，その急速な発展ぶりが推測される。1999年には6位以下が法学，文学，農学と続く。博士学位では，文革後の学位授与開始以来工学，理学，医学分野が圧倒的に多く，この3つで全体の80%を超えており，この傾向に変化は見られない。その後大きく離されて経済学，農学，文学，管理学，法学分野

表7-1 年度別学位授与数上位5分野（1981～1999年）

碩士	1981	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
①	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
②	理	医	医	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	經
③	医	理	理	文	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	經	經	經	理
④	文	文	文	医	農	農	農	農	經	經	經	經	經	經	經	医	医	医	管
⑤	歴	歴	農	農	文	經	經	文	文	農	文	文	文	文	文	文	文	文	医
博士	1981	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
①	—	理	理	工	理	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
②	—	工	工	理	工	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理
③	—	—	歴	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医	医
④	—	—	医	文	歴	文	農	歴	農	農	文	經	經	經	經	農	農	經	經
⑤	—	—	—	農 教	文	歴	歴	農	經	文	經	農	農	農	農	經	經	農	農

出典：秦惠民主編『学位与研究生教育大辞典』北京理工大学出版社，1994年，812頁，814頁，中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑』1992年版-2000年版，人民教育出版社より作成。

注1：表中で用いている略称は次の通り。

哲：哲学，文：文学，經：経済学，歴：歴史学，教：教育学，理：理学，工：工学，農：農学，医：医学，管：管理学

注2：博士学位授与数のうち，1984年の農学と教育学，1986年の歴史学と哲学，1989年の農学と経済学はそれぞれ同数である。

が続いている。かつてランクインしていた歴史学分野はごく少数となっている。なお最近10年の授与数をみると，硕士学位，博士学位ともに分野の偏りは緩くなる傾向にある。

より詳細な専門分野（「一級学科」）別でみると，現在（1999年），硕士学位では「応用経済学」（3640）が最多で，以下「臨床医学」（3466），「コンピュータ科学技術」（2698），「工商管理」（2435），「機械工学」（2317）と続き，博士は「臨床医学」（958）が最多で，以下「化学」（539），「機械工学」（458），「材料科学・工学」（454），「物理学」（376）と続いている。専門職学位では「工商管理碩士」が1687で最多，「法律碩士」が417で続き，以下，「工程碩士」（44），「建築学碩士」（39），「教育碩士」（13），「臨床医学碩士」（2）となっており，博士学位は「臨床医学博士」のみで49授与されている⁽³²⁾。

学位授与機関別（1999年）では，北京大学が硕士学位（1483）でも博士学位（517）でも最多であり，その後，硕士学位では清華大学（1427），吉林大学（1387），中国人民大学（1270），華中科技大学（1119），博士学位では復旦大学（395），清華大学（316），哈爾濱工業大学（260），西安交通大学（250）と続いている。なお高等教育機関の他に中国科学院の各研究所で硕士学位が1112，博士学位が1126，中国社会科学院で硕士学位が83，博士学位が111授与されている⁽³³⁾。

学位を授与された人びとの実像について1997年のデータで確認すると，硕士学位取得者の平均年齢は28歳，学位取得までの学習期間は平均2.7年であった。また同年，博士学位

取得者の平均年齢は33歳，学位取得までの学習期間は3.3年となっている⁽³⁴⁾。

本章では，中国の学位制度の歴史的変遷と現状，最近の多様化への取り組みについてみてきた。政治的変動に翻弄され続けた学位制度は，1980年に「学位条例」が成立して以来，現在に至る基本的な枠組みが確立し，授与される学位の数も順調に増加している。また，社会的な需要に合わせて専門職学位が導入されたり，大学院課程の卒業生と同等の学力を持つと認定された者が大学院教育を受けることなく学位を申請するルートなどが制度化され，学位の種類や取得ルートが多様化している。

【注】

- (1) 多賀秋五郎『近代中国教育史資料 清末編』日本学術振興会，1972年，37頁，44頁，58頁，400頁。
- (2) 多賀秋五郎『近代中国教育史資料 民国編上』日本学術振興会，1973年，63頁，67頁，470頁。
- (3) 劉暉・侯春山編『中国研究生教育和学位制度』教育科学出版社，1988年，109-110頁，多賀秋五郎『近代中国教育史資料 民国編下』日本学術振興会，1975年，121-122頁，265-266頁，369頁。
- (4) 趙沁平「継往開来続新篇－紀念《中華人民共和國学位条例》實施20周年」『学位与研究生教育』2001年第1期，1頁，劉暉・侯春山編，前掲書，111-112頁。
- (5) 趙沁平，同上論文，1頁，劉暉・侯春山編，同上。
- (6) 劉暉・侯春山編，前掲書，111-112頁。
- (7) 趙沁平，前掲論文，1-2頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上論文，1-5頁。
- (10) 「一級学科」，「二級学科」に関しては，第2章の注4を参照のこと。
- (11) 趙沁平，前掲論文，1-5頁，研究生培養工作調研課題組「我国研究生培養工作調研報告」教育部研究生工作辦公室・國務院学位委員会辦公室編『高層次人才培養的研究与探索』高等教育出版社，2000年，43頁など参照。
- (12) 北京大学高等教育科学研究所（大塚豊訳）『中国の高等教育改革』広島大学大学教育研究センター，1995年，40頁。
- (13) 同上書，40頁，王忠烈（苑復傑訳）「中国における学位制度の現状と展望」『学位研究』第4号，1996年，82頁。なお学位に関する管理体制に関しては，第3章も参照のこと。
- (14) 北京大学高等教育科学研究所，前掲書，38頁，42頁。
- (15) 周遠清「積極發展專業学位研究生教育培養更多高層次应用型專門人材」『学位与研究

- 生教育』2001年第5期，3頁。
- (16)「專業學位設置審批暫行辦法」國務院學位委員會辦公室・國家教委研究生工作辦公室編『學位與研究生教育文件選編』高等教育出版社，1999年，49-50頁。
- (17)周遠清，前揭論文，4頁，史長麗「呼喚農業推廣碩士學位教育」『中國教育報』2000年8月24日。
- (18)史長麗「呼喚農業推廣碩士學位教育」『中國教育報』2000年8月24日。
- (19)楊承印「港台與內地教育碩士專業學位研究生教育比較」『學位與研究生教育』2001年第5期，37頁。
- (20)李軍「首批教育碩士研究生入校」『中國教育報』1997年10月4日，「2000年在職攻讀教育碩士專業學位研究生招生啓事」『中國教育報』2000年6月1日。
- (21)鄔志輝・戴繼天・唐德先「關於教育碩士專業學位幾個理論問題的認識」『學位與研究生教育』2001年第1期，23頁。
- (22)「關於開展教育碩士專業學位試點工作的通知」國務院學位委員會辦公室・國家教委研究生工作辦公室編，前揭書，516頁。
- (23)鄔志輝・戴繼天・唐德先，前揭論文，23-24頁。
- (24)同上。
- (25)國務院學位委員會辦公室・國家教委研究生工作辦公室，前揭書，1999年，513頁。
- (26)楊承印，前揭論文，37頁。
- (27)儲召生「教育碩士緣何遇冷」『中國教育報』2000年8月2日。
- (28)北京大學高等教育科學研究所，前揭書，43頁。1997-98年の學位取得者数は《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑 1999』人民教育出版社，1999年，240頁，1998-99年の學位取得者数は《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑 2000』人民教育出版社，2000年，214頁。
- (29)國務院學位委員會「關於授予具有研究生畢業同等學力人員碩士、博士學位的規定」『學位與研究生教育』1999年第1期，72-75頁。
- (30)「南京大學接受在職人員同等學力申請碩士（博士）學位的流程」<http://grawww.nju.edu.cn/Zzsqxw/Zzsqxw.htm>（2001年10月15日にダウンロード）。
- (31)北京大學高等教育科學研究所，前揭書，36頁，秦惠民主編『學位與研究生教育大辭典』北京理工大學出版社，1994年，809頁，《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑』1992年版-2000年版，人民教育出版社。
- (32)秦惠民主編，前揭書，812頁，《中國教育年鑑》編輯部編『中國教育年鑑』1992年版-2000年版，人民教育出版社，「1998/1999學年度授予博士、碩士學位情況」『學位與研究生教育』2000年第5期，73-74頁。
- (33)「1998/1999學年度授予博士、碩士學位情況」『學位與研究生教育』2000年第5期，73-74頁。

- (34) 国務院学位委員会辦公室・教育部研究室工作辦公室編『一九九七年学位与研究生教育統計資料』中国档案出版社，1999年，40-41頁，150-151頁。なお，学位取得者の進路に関しては，第6章第2節で詳しく分析している。

[資料] 基 本 統 計

附表 1 から14までの出典は以下の通りである。

1. 教育部計劃財務司編『中国教育成就 統計資料 1949－1983』人民教育出版社, 1984年, 112-124頁
2. 国家教育委員会計劃財務司編『中国教育成就 統計資料 1980－1985』人民教育出版社, 1986年, 42-47頁
3. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育成就 (1986－1990 統計資料)』人民教育出版社, 1991年, 42-44頁
4. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育統計年鑑 1989』人民教育出版社, 1990年, 38-39頁
5. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育統計年鑑 1990』人民教育出版社, 1991年, 38-43頁
6. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育統計年鑑 1991－1992』人民教育出版社, 1992年, 38-46頁
7. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育事業統計年鑑 1992』人民教育出版社, 1993年, 38-46頁
8. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育事業統計年鑑 1993』人民教育出版社, 1994年, 34-42頁
9. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育事業統計年鑑 1994』人民教育出版社, 1994年, 34-42頁
10. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育事業統計年鑑 1995』人民教育出版社, 1996年, 34-42頁
11. 国家教育委員会計劃建設司編『中国教育事業統計年鑑 1996』人民教育出版社, 1997年, 34-42頁
12. 教育部計劃建設司編『中国教育事業統計年鑑 1997』人民教育出版社, 1998年, 36-44頁
13. 教育部發展規劃司編『中国教育統計年鑑 1998』人民教育出版社, 1999年, 38-46頁
14. 教育部發展規劃司編『中国教育統計年鑑 1999』人民教育出版社, 2000年, 38-46頁

附表 1 大学院生数の変遷

年	大学院生合計					
	入学生数	うち女性	在校生数	うち女性	卒業生数	うち女性
1978	10,708		10,934	828	9	
1979	8,110		18,830		140	
1980	3,616		21,604	2,553	476	
1981	9,363		18,848	2,695	11,669	
1982	11,080		25,847	3,550	4,058	
1983	15,642		37,166	5,314	4,497	
1984	23,181		57,566	9,238	2,756	
1985	46,871		87,331	16,216	17,004	
1986	41,310		110,371	22,693	16,950	
1987	39,017		120,191	22,982	27,603	
1988	35,645		112,776		40,676	
1989	28,569	5,780	101,339	19,961	37,232	8,087
1990	29,649		93,018		35,440	
1991	29,679	7,409	88,128	20,357	32,537	6,620
1992	33,439	8,554	94,164	23,367	25,692	5,186
1993	42,145	11,493	106,771	27,531	28,214	6,951
1994	50,864	13,705	127,935	34,008	28,047	7,009
1995	51,053	14,966	145,443	40,116	31,877	8,176
1996	59,398	18,420	162,322	47,117	39,652	10,954
1997	63,749	20,131	176,353	53,517	46,539	12,954
1998	72,508	24,175	198,885	62,884	47,077	13,714
1999	92,225	31,233	233,513	75,720	54,670	17,049

附表 2 博士課程大学院生数の変遷

年	博士課程大学院生					
	入学生数	うち女性	在校生数	うち女性	卒業生数	うち女性
1982	302		536			
1983	172		737		4	
1984	492		1,243		39	
1985	2,633		3,639		287	
1986	2,248		5,654		284	
1987	3,615		8,969		464	
1988	3,262		10,525		1,583	
1989	2,776	291	10,998	1,113	2,046	181
1990	3,337		11,345		2,457	
1991	4,172	450	12,331	1,309	2,610	265
1992	5,036	619	14,558	1,627	2,528	218
1993	6,150	880	17,570	2,179	2,940	319
1994	9,038	1,372	22,660	3,142	3,723	441
1995	11,056	1,915	28,752	4,447	4,641	545
1996	12,562	2,354	35,203	5,982	5,430	817
1997	12,917	2,715	39,927	7,394	7,319	1,133
1998	14,962	3,272	45,246	9,140	8,957	1,489
1999	19,915	4,892	54,038	11,945	10,320	2,054

附表3 碩士課程大学院生数の変遷

年	碩士課程大学院生					
	入学生数	うち女性	在校生数	うち女性	卒業生数	うち女性
1982	10,778		25,311		4,058	
1983	15,470		36,429		4,493	
1984	22,689		56,323		2,717	
1985	44,238		83,692		16,717	
1986	39,062		104,717		16,666	
1987	35,402		111,222		27,139	
1988	32,383		102,251		39,093	
1989	24,953	5,256	87,948	18,182	32,890	7,334
1990	26,207		80,685		31,505	
1991	25,430	6,925	75,542	18,973	29,193	6,158
1992	28,312	7,898	79,417	21,666	23,015	4,930
1993	35,739	10,555	88,835	25,265	25,167	6,594
1994	41,718	12,296	104,991	30,782	24,181	6,522
1995	39,869	13,007	116,396	35,582	27,123	7,593
1996	46,632	16,011	126,832	41,049	34,026	10,079
1997	50,315	17,260	135,702	45,903	39,114	11,796
1998	57,300	20,843	153,110	53,568	38,051	12,182
1999	71,847	26,214	178,525	63,492	44,189	14,934

附表4 「大学院生クラス」大学院生数の変遷

年	「大学院生クラス」大学院生					
	入学生数	うち女性	在校生数	うち女性	卒業生数	うち女性
1989	840	233	2,393	666	2,296	572
1990	105		988		1,478	
1991	77	34	255	75	734	197
1992	91	37	189	74	149	38
1993	256	58	366	87	107	38
1994	108	37	284	84	143	46
1995	128	44	295	87	113	38
1996	204	55	287	86	196	58
1997	517	156	724	220	106	25
1998	246	60	529	176	69	43
1999	463	127	950	283	161	61

* 1988年以前は碩士課程に含まれる。

附表5 大学院生数の変遷（在校生数、学問分野別）

年	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
総計	18,848	25,847	37,166	57,566	87,331	110,371	120,191	112,776	101,339
哲学	367	435	631	1,000	1,573	2,049	2,166		1,937
経済学	779	959	1,571	2,725	4,733	6,113	6,575		5,817
法学	373	620	1,174	2,124	3,369	3,841	3,951		4,015
教育学	272	252	357	617	1,204	1,695	1,961		1,922
文学	1,628	1,491	1,709	2,645	4,384	6,047	6,335		5,248
歴史学	592	752	940	1,413	1,860	2,344	2,692		1,971
理学	4,064	6,155	8,933	13,170	18,124	21,838	23,471		20,152
工学	7,310	11,083	15,909	24,894	38,412	49,464	53,751		44,032
農学	1,021	1,542	2,161	3,370	4,476	5,491	5,958		4,354
医学	2,442	2,558	3,781	5,608	9,196	11,489	13,331		11,891

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
総計	93,018	88,128	94,164	106,771	127,935	145,443	162,322	176,353	198,885
哲学	1,470	1,336	1,372	1,620	1,709	1,924	2,085	2,329	2,456
経済学	5,237	5,431	6,202	7,581	10,803	13,885	16,501	19,002	23,530
法学	3,619	3,577	3,928	4,543	5,817	6,644	8,077	9,794	12,180
教育学	1,814	1,660	1,683	1,879	2,277	2,602	2,894	3,294	3,913
文学	4,655	4,473	4,731	5,413	6,390	7,657	8,851	10,110	11,681
歴史学	1,624	1,521	1,669	1,878	2,238	2,593	2,939	3,134	3,399
理学	18,204	17,199	18,737	19,787	22,782	24,282	26,366	27,428	29,612
工学	41,536	39,597	43,195	49,515	58,016	65,653	72,381	77,222	84,580
農学	4,004	3,599	3,248	3,737	4,671	5,244	5,843	6,388	7,496
医学	10,855	9,735	9,399	10,818	13,232	14,959	16,360	17,652	20,038

年	1999
総計	233,513
哲学	3,079
経済学	27,763
法学	14,581
教育学	5,499
文学	13,671
歴史学	3,927
理学	33,413
工学	99,211
農学	8,856
医学	23,513

- * 授与される学位の種類には上記表に掲げたもののほか軍事学があるが、参照した資料には掲載されていない。
- * 1988年の大学院生の学問分野別分布に関する統計は、現在入手している資料の中では見あたらないため、総計のみとしている。

附表6 博士課程大学院生数の変遷（在校生数、学問分野別）

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
総計	11,345	12,331	14,558	17,570	22,660	28,752	35,203	39,927	45,246
哲学	128	149		238	294	384	502	595	683
経済学	394	511		718	1,010	1,459	1,999	2,308	2,766
法学	196	247		396	526	687	921	1,070	1,340
教育学	102	102		156	214	297	390	484	563
文学	210	246		393	510	704	959	1,140	1,431
歴史学	207	211		318	419	547	670	762	874
理学	2,862	3,008		4,332	5,420	6,630	7,855	8,698	9,253
工学	5,270	5,752		8,155	10,652	13,639	16,622	18,899	21,553
農学	421	478		702	982	1,241	1,459	1,605	1,865
医学	1,555	1,627		2,162	2,633	3,164	3,813	4,366	4,918

年	1999
総計	54,038
哲学	869
経済学	3,600
法学	1,842
教育学	713
文学	1,804
歴史学	1,076
理学	10,411
工学	25,494
農学	2,277
医学	5,952

* 授与される学位の種類には上記表に掲げたもののほか軍事学があるが、参照した資料には掲載されていない。

* 1992年の博士課程大学院生の学問分野別分布に関する統計には誤りがあるため、同年については総計のみとする。

附表 7 碩士課程大学院生数の変遷（在校生数，学問分野別）

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
総計	80,685	75,542	79,417	88,835	104,991	116,396	126,832	135,702	153,110
哲学	1,308	1,186		1,355	1,375	1,508	1,535	1,641	1,773
経済学	4,578	4,815		6,863	9,793	12,423	14,429	16,429	20,613
法学	3,204	3,318		4,146	5,290	5,943	7,156	8,724	10,840
教育学	1,669	1,558		1,694	2,038	2,286	2,486	2,746	3,350
文学	4,136	4,121		4,915	5,798	6,845	7,806	8,839	10,098
歴史学	1,414	1,310		1,544	1,812	2,029	2,234	2,260	2,525
理学	15,318	14,191		15,393	17,319	17,619	18,484	18,686	20,353
工学	36,196	33,814		41,234	47,278	51,945	55,759	58,308	62,867
農学	3,583	3,121		3,035	3,689	4,003	4,384	4,783	5,631
医学	9,279	8,108		8,656	10,599	11,795	12,547	13,286	15,060

年	1999
総計	178,525
哲学	2,210
経済学	23,985
法学	12,739
教育学	4,786
文学	11,739
歴史学	2,851
理学	23,002
工学	73,132
農学	6,579
医学	17,502

* 授与される学位の種類には上記表に掲げたもののほか軍事学があるが，参照した資料には掲載されていない。

* 1992年の碩士課程大学院生の学問分野別分布に関する統計には誤りがあるため，同年については総計のみとする。

附表8 大学院生数の変遷（在校生数、機関別）

年	総計	うち女性	高等教育機関	うち女性	研究機関	うち女性
1978	10,934	828	8,396		2,538	
1979	18,830		15,539		3,291	
1980	21,604	2,553	17,728		3,876	
1981	18,848	2,695	15,575		3,273	
1982	25,847	3,550	21,284		4,563	
1983	37,166	5,314	30,571		6,595	
1984	57,566	9,238	47,949		9,617	
1985	87,331	16,216	75,493		11,838	
1986	110,371	22,693	96,956		13,415	
1987	120,191	22,982	106,185		14,006	
1988	112,776		100,810		11,966	
1989	101,339	19,961	91,001		10,338	
1990	93,018		84,158		8,860	
1991	88,128	20,357	80,459	18,915	7,669	1,442
1992	94,164	23,367	86,396	21,873	7,768	1,494
1993	106,771	27,531	98,385	25,814	8,386	1,717
1994	127,935	34,008	118,232	31,971	9,703	2,037
1995	145,443	40,116	134,448	37,805	10,995	2,311
1996	162,322	47,117	149,857	44,370	12,465	2,747
1997	176,353	53,517	163,209	50,580	13,144	2,937
1998	198,885	62,884	185,065	59,611	13,820	3,273
1999	233,513	75,720	218,650	71,976	14,863	3,744

* 1978年から1987年までは、高等教育機関、中国科学院、中国社会科学院、国務院各部委、省・市・自治区科学研究機構に分類されているので、高等教育機関を除く機関を「研究機関」にまとめている。1988年及び1989年の統計では、総数と高等教育機関に在籍する学生数しか記載されていないため、総計から高等教育機関在校生数を減じた数を研究機関在校生数としている。

附表 9 博士課程大学院生数の変遷（在校生数、機関別）

年	総計	うち女性	高等教育機関	うち女性	研究機関	うち女性
1990	11,345		9,587		1,758	
1991	12,331	1,309	10,579	1,135	1,752	174
1992	14,558	1,627	12,468	1,410	2,090	217
1993	17,570	2,179	15,153	1,878	2,417	301
1994	22,660	3,142	19,529	2,708	3,131	434
1995	28,752	4,447	24,752	3,888	4,000	559
1996	35,203	5,982	30,190	5,184	5,013	798
1997	39,927	7,394	34,402	6,458	5,525	936
1998	45,246	9,140	39,343	8,041	5,903	1,099
1999	54,038	11,945	47,649	10,583	6,389	1,362

* 1992年の研究機関在校生数に関する統計には誤りがあるため、同年の研究機関在校生数は総計から高等教育機関在校生数を減じた値としている。

附表10 碩士課程大学院生数の変遷（在校生数、機関別）

年	総計	うち女性	高等教育機関	うち女性	研究機関	うち女性
1990	80,685		73,612		7,073	
1991	75,542	18,973	69,649	17,710	5,893	1,263
1992	79,417	21,666	73,745	20,391	5,672	1,275
1993	88,835	25,265	82,873	23,850	5,962	1,415
1994	104,991	30,782	98,429	29,179	6,562	1,603
1995	116,396	35,582	109,413	33,830	6,983	1,752
1996	126,832	41,049	119,380	39,100	7,452	1,949
1997	135,702	45,903	128,083	43,902	7,619	2,001
1998	153,110	53,568	145,193	51,394	7,917	2,174
1999	178,525	63,492	170,051	61,110	8,474	2,382

* 附表 9 に同じ。

附表11 大学院指導教師数の変遷

年	総計	うち女性	博士課程指導教師	碩士課程指導教師	博士課程・碩士課程指導教師	高等教育機関	うち女性	研究機関	うち女性
1991	47,664	6,751	2,321	42,913	2,430	41,480	6,046	6,184	705
1992	49,267	6,935	2,254	44,234	2,779	43,277	6,301	5,990	634
1993	53,988	7,416	2,540	48,619	2,829	47,223	6,683	6,765	733
1994	58,436	8,505	2,911	51,498	4,027	51,135	7,712	7,301	793
1995	62,406	9,008	3,104	54,211	5,091	54,836	8,184	7,570	824
1996	67,578	9,901	3,729	57,115	6,734	59,614	8,960	7,964	941
1997	71,598	10,749	4,560	59,477	7,561	63,167	9,808	8,431	941
1998	74,560	11,300	5,098	60,922	8,540	65,714	10,306	8,846	994
1999	80,813	13,026	5,611	65,157	10,045	71,860	12,093	8,953	933

附表12 博士課程指導教師数の変遷（年齢別）

年	総計	30歳以下	31-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61歳以上
1991	2,321	0	0	4	8	36	236	601	1,436
1992	2,254	0	0	2	5	15	206	534	1,492
1993	2,540	0	1	7	12	28	204	581	1,707
1994	2,911	3	3	13	30	51	243	692	1,876
1995	3,104	1	6	27	39	61	296	778	1,896
1996	3,729	0	33	48	85	103	422	999	2,039
1997	4,560	2	105	81	138	177	442	1,215	2,400
1998	5,098	2	92	186	250	232	504	1,279	2,553
1999	5,611	2	94	244	373	294	529	1,293	2,782

附表13 碩士課程指導教師數の変遷（年齢別）

年	総計	30歳以下	31-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61歳以上
1991	42,913	53	221	404	1,051	4,610	15,932	14,487	6,155
1992	44,234	140	483	761	1,095	4,738	15,042	16,126	5,849
1993	48,619	262	1,110	1,677	1,728	5,510	14,623	17,907	5,802
1994	51,498	345	2,132	3,104	2,728	6,294	13,385	17,851	5,659
1995	54,211	366	3,222	4,335	3,841	6,348	12,147	17,904	6,048
1996	57,115	412	4,484	5,484	5,210	6,542	11,783	17,112	6,088
1997	59,477	279	6,007	6,809	7,057	6,457	11,351	15,598	5,919
1998	60,922	313	6,636	8,479	8,999	6,794	10,826	13,448	5,427
1999	65,157	311	6,518	11,993	11,234	7,825	10,163	11,878	5,235

附表14 博士課程・碩士課程指導教師數の変遷（年齢別）

年	総計	30歳以下	31-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61歳以上
1991	2,430	0	2	1	23	84	383	802	1,135
1992	2,779	0	1	4	19	79	421	861	1,394
1993	2,829	0	7	8	7	81	360	839	1,527
1994	4,027	0	29	51	62	190	582	1,407	1,706
1995	5,091	1	88	111	131	303	685	1,782	1,990
1996	6,734	1	140	270	276	408	901	2,283	2,455
1997	7,561	2	218	348	419	439	1,064	2,506	2,565
1998	8,540	0	238	544	729	481	1,224	2,455	2,869
1999	10,045	6	282	853	1,134	752	1,459	2,352	3,207

執 筆 者（＊は編者）

＊南部 広孝 広島大学高等教育研究開発センター助手
王 幡 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期2年
楠山 研 京都大学大学院教育学研究科博士課程1年



文革後中国における大学院教育

（高等教育研究叢書69）

2002(平成14)年3月15日 発行

編 者 南部 広孝
発行所 広島大学高等教育研究開発センター
〒739-8512 東広島市鏡山1-2-2
電話(0824)24-6240
印刷所 山脇印刷株式会社
〒725-0003 竹原市新庄町29番地
電話(0846)29-1535(代)

ISBN 4-938664-69-0

REVIEWS IN HIGHER EDUCATION

No.69 (March 2002)

Graduate Education after the Cultural Revolution in China

**RESEARCH INSTITUTE FOR
HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY**

ISBN4-938664-69-0